昭和45年11月25日発行　第9号

破防法研究

9

アジア侵略への全面的再編成
陶山健一

日帝のアジア侵略を阻止する労働運動を
全国鉄動青年戦線

三里塚・激闘の三日間
日本農民闘争の新地平

日本全農民の蜂起を訴える
戸村一作

階級闘争の拠点を構築し空港粉砕へ
葉山岳夫

三里塚の闘いに連帯する
宮岡政雄・鎌田敬幸

小西裁判と隊友反戦結成の意味するもの
荒川秀昭

法務省は在日朝鮮人の国籍書換をただちに無条件で認めよ

破防法公判傍聴記（三）
浅田光輝

破防法違反起訴状――赤軍派・塩見孝也

■破防法研究会発行

破防法研究

No. 9 1970・11

2 轟砲 司法はどうなっているのか

4 アジア侵略への全面的再編成
七〇年代の日本の政治・社会
陶山健一

27 日帝のアジア侵略を阻止する労働運動を
七〇年代階級闘争と鉄鋼反戦派の任務
全国鉄鋼青年戦線

42 歴史への証言8
三里塚・激闘の三日間
日本農民闘争の新地平

72 資料・特措法（抜粋）

74 日本全農民の蜂起を訴える
戸村一作（三里塚芝山連合空港反対同盟委員長）

79 階級闘争の拠点を構築し空港粉砕へ
葉山岳夫（反対同盟顧問弁護団事務局長）

三里塚の闘いに連帯する

83 宮岡政雄（砂川基地拡張反対同盟副行動隊長）

88 鎌田敬幸（日本原青年反対同盟）

90 小西裁判と隊友反戦結成の意味するもの
荒川秀昭（全国隊友反戦世話人）

93 法務省は在日朝鮮人の国籍書換えを
ただちに無条件で認めよ

96 破防法公判傍聴記（三）
浅田光輝

114 破防法違反起訴状——赤軍派・塩見孝也

117 四・二八破防法公判記録（六）

（表紙写真 10・2 三里塚第三次強制測量阻止闘争——木の根）

破防法といかに闘うか！
■戦後の反動立法に対する批判と告発の書

悪法と
国民の抵抗

羽仁五郎著 解説 荒瀬 豊 四六判 340頁 790円

公務員の争議権や集会・結社の権利をふみにじり，また言論・学問・表現の自由等に大きな恐怖を与える「国家公務員法」および「破壊活動防止法」に対し徹底的な批判を加えた。本書は，「基本的人権は制限しうるか」と，「破防法といかに闘うか」の二部からなり，新しいファッシズム化への流れに対する批判と告発の書。

〒101 東京都千代田区神田神保町2丁目16番 評論社 振替・東京・7294 電話03（265）1961（代）

日本革命運動史
戦前篇 I
田川和夫

いまだかつて何人によっても明らかにされえずスターリン主義者、社会民主主義者によって隠蔽されつづけてきた戦前日本革命運動の敗北を解明する。『日本共産党史』『戦後日本革命運動史』の著者の力作。

■主要目次
『日本革命運動史・戦前篇I』
1 ロシア革命と米騒動 2 日本労働組合運動と友愛会 3 日本共産党の結成 4 山川均の「一方向転換論」と日本共産党 5 関東大震災と総同盟の方向転換 6 総同盟の分裂と労働組合評議会の成立 7 日本共産党の再建と三・一五事件
『日本スターリン主義の形成と没落』
三二年テーゼとスターリン主義
『神山茂夫論＝日本革命運動史に関する一視角』
戦前戦後の党活動、刷同問題、転向問題、戦後革命と志賀・神山論争、五一年綱領と神山理論

B6・344頁・グラビア4頁・上製 価820円

青年社 千代田区神田神保町2～32 ☎（03）262－1026（代表）

轟砲

司法はどうなっているのか

裁判官として非難されるべきは、平賀健太判事か福島重雄判事か。この問題をめぐって、三権分立と司法権の独立が問われ、司法が第一級の政治問題として注視されている。司法界も、騒然たるものがある。

問題を解析すれば、㈠司法としてなにが問われているのか、㈡支配総体が司法にかけてきている攻撃の本質はなにか、㈢反対派はいかに対応しているか、ことに、裁判官訴追委員会に追随し札幌高裁の注意処分がかけられた決定的局面における福島判事の辞表の提出と撤回と、さらに、陳謝という大動揺が意味するものはなにか、となる。

問題の㈠、司法の存在自体が問いただされていることについて、みよう。

司法権が人民に作用する現場において、いかに支配の御用機関であるかということは、国家論の書物のうえばかりでなく、みなが身をもって体験した経験事実に照らして、いやというほど験証したところである。今日、司法が公正だとか中立だなどと説くならば、哄笑を買うであろう。

ところで、平賀事件は、人民を支配する司法権の内部において、どのように政治が貫徹しているかをはっきりと露呈した（本誌三号『轟砲』）。憲法第九条による自衛隊違憲問題という帝国主義の死活をかけた現憲法下の最大の係争案件について、訴訟の局外者の裁判所長が、司法行政権力を笠に着て内部で画策していたのであった。それでも、ここまでは、まだ、司法権の名による反抗者の抑圧であり、あるいは、裁判所内部の不祥事のかたちである。しかし、司法の頽廃がさらに深奥にまで進み骨髄までが犯されていることを自己暴露したのが、裁判官訴追委員会による福島判事訴追猶予（逆に、平賀判事不訴追）決定に追随した札幌高裁の福島判事にたいする注意処分であり、これを是認した最高裁事務総長談話であった。

平賀書簡が公然化したのは、昭和四四年九月一五日である。このとき、いちはやく、同月二〇日、平賀判事にたいし、厳重注意、配転処分を決定した最高裁裁判官会議について、石田和外最高裁長官は、なんと言ったか。

「――私信の公開などこの問題の表面化の仕方に逆に問題があるという見解もあるようだが。

長官　それは重要なことではないから、あまりふれなかった。」（『朝日新聞』昭和四四年九月二一日付朝刊）

加害者の平賀判事に寛大な措置と、評された。もとより、被害者の福島判事には、なにごともなかった。そのまま、一年余りもたった。

ところが、昭和四五年一〇月一九日、訴追委員会が、自民党、公明党委員の賛成で、福島判事について、平賀書簡を「表沙汰にして、直接国民の審判に訴える挙に出たことは、裁判官の名誉と裁判所の威信に対する慎重な配慮をかき、裁判官の良識に著しく背反したものというべきである」などと決定するや、同月二八日、札幌高裁は、たちまちこれに追従して、司法が被害を受けたとして福島判事を問責したのである。これで、裁判所が独立でなく、外部の勢力にたやすく動かされることが、決定的に実証された。しかも、同日、吉田豊最高裁事務総長は、「高裁の措置は適切と考える」「最高裁も処分を支持」すると発表している。

以上の人民↑司法権↑政治権力という関係をたどってみれば、政治権力に追従した司法行政が裁判実務を統制して人民を支配する図式となる。

官僚の司法の頽廃が、事実によって、司法にまつわる擬制と幻想とをとりはらい、ついに、司法の真の相貌をあらわしてみせた、このことが重大なのである。

問題の㈡、どうして政治権力がこれほどまでに司法にせまるのかは、『支配の構造と崩壊の要因』に関する。司法が支配の御用機関として、いかなる裁判官も、帝国主義に「法の支配」の大義名分を判定するところまで完成しなくては、体制を維持しえなくなってきたのである。そのためには、司法の「独立」などにかまっていられない姿勢である。日本帝国主義の侵略政策にともなう国内体制をひきしめるため、治安維持法によって、赤化判事事件（昭和七年・一九三二年）、日本労農弁護士団事件（昭和八年・一九三三年）と粛清が行なわれ、戦時中、ついには、思想犯は指定弁護士しか弁護できなかったのが、先例である。

問題の㈢のようなことは、権力との真剣な闘争が日常であるならば、間違っても、えらぶことはあるまい。

アジア侵略への全面的再編成

七〇年代の日本の政治・社会

陶山健一

【目次】

はじめに
一　日本帝国主義のアジア侵略
1　アジア侵略の根底性
2　世界的危機下の日帝の進路
3　アジア侵略の構造と過程
二　国内体制の行き詰りと反動の切迫
1　成長の自己矛盾――城内平和の喪失
2　インフレ下の不況の始まり
3　社会構造の変動と矛盾の全面化
4　「国家」が問われる時代
三　政治再編とその底流
1　自民党独裁の硬直化
2　既成革新勢力の崩壊
3　本格的再編へのいくつかの動向
結び――日帝打倒をめざす総力戦へ

はじめに

一〇月一五日、佐藤栄作は自民党総裁への四選出馬を公式に表明、七二年までの政権持続を確定した。吉田茂を上回る最長の首相記録である。佐藤はつづいて国連総会に出席を兼ねニクソンと会談、日米共同声明の現実化にかかわる再度の意志統一を行ない、帰国早々正式に四選され、内閣改造を行なって七〇年代初頭の支配体制再編に一つの区切りをつけようとしている。これにつづいて、一一月一五日、沖縄「国政参加」の投票、左右の分極化、激突必至の一一月三〇日からの社会党大会とつづき、七〇年代の激動への布陣は、一応の段階を画するかにみえる。

六九年一一月、日米共同声明をめぐる闘いは、あらゆる意味で〝決戦〟とよぶにふさわしい時代をわける転機であった。日本階級闘争は、この日米共同声明をめぐる闘いによって、戦後二五年間の歴史を転じ、新しい七〇年代に突入した。警察力の総体をあげた非常警備体制を打ち砕いて闘われた「一一月決戦」、日米共同声明によるアジア侵略の宣言、年末総選挙による既成左翼の完敗、この傾向を確立的に定着せしめた六月安保闘争、総評大会における岩井退陣とつづいたこの一年間を、七〇年代への再編の第一場とするならば、四選後の佐藤政府と入管・沖縄闘争を中心に正面から対決する第二場が目下大きく進展しているのである。

だが、佐藤のいく国連総会には、カナダの中国承認を口火とする流動化が待ちうけており、ニクソンとの会談は繊維問題のデット・ロックに加えて、一一月三日の中間選挙が終われば選挙目当ての欺瞞的提案を予定どおり破棄して、インドシナ戦線においてさらに侵略を激化せんとする米帝との意志一致を迫られるものである。国内においても、佐藤四選は七〇年代をになう支配階級の長期展望に基づくどころか、それがまったく立たないことのあらわれであり、七二年まであらゆる矛盾を引延ばし、拡大深化させるだけであることは明白である。侵略と内乱の時代としての七〇年代は、ますます加速されているといえよう。

本稿では、社会のあらゆる分野において亀裂を深めている七〇年代の日本の全体像を大まかに概観し、支配階級の支配体制再編の方向と、それに対決すべきわれわれの基本視点を指摘することにとどめたい。われわれが直面する問題は多様にひろがり、そのいずれにおいても新しい展開を迫られており、現実の闘争の場では、すでにきびしい実践が進んでいるが、それはとうてい一文でつくせるものでないからである。

一　日本帝国主義のアジア侵略

1　アジア侵略の根底性

七〇年の年頭に、佐藤首相は「七〇年は内政の年」という所感を表明した。日米共同声明と総選挙の大勝によって「七〇年安保」を乗り切り、六月を平穏に過すことを意図した政治的発言であったが、これに迎合するごとく「安保は終った」と六〇年代階級闘争の総敗北を宣する者が少なくなかった。しかし、その後のわずかの時間をもって、この誤りは万人の前に明白なものとなった。「内政」に問題がないのではない。ありあまるほどの内政の危機をはらみながら「安保・沖縄」にかかわる軍事外交上の大矛盾が、六〇年代以上に日本を根底からいっそう大きく揺るがすに至ったのである。

これは、日米共同声明によってすでに決定づけられていたものであった。日本帝国主義は、戦後世界体制の根底的動揺のなかで、四分の一世紀にわたる「戦後」的特殊性を完全に脱ぎ捨て、アメリカ帝国主義を支えて本格的なアジア再侵略に踏み切ったものである。これは、日本の社会のすべてを規定し、揺さぶり、いきつくところまでいかせてしまわずにはおかない歴史的大転機であり、どんなに無自覚な人びとをも、意識的にそれを否認したい人びとをも残らずたたき込む現実であった。佐藤四選そのものが、「沖縄問題」というもっとも直接的なところで支配階級が何一つことを解決していないことを自己暴露したものである。さらに、支配階級が、七二年までのわずか二年間を乗り切ることに全力をついやさざるをえず、そのために佐藤四選体制しか選びえないということは、このその場し

のぎの乗り切り策が破産した後の激動が、ますます巨大なものとなることを不可避としたものといえよう。

したがって、七〇年代の日本を考える場合、日帝のアジア再侵略の開始ということを根底に据えるか否かは、もっとも基本的な分岐点となる。われわれの周辺では、これはあまりにも当然のこととされているが、日本の社会総体からみれば、ことはまだそれほど明白ではない。日帝のアジア侵略の現実を頑強に否認する勢力が、さまざまな意図をこめて、実に多様にあり、それは支配階級・日共・革マル派にかぎらず、「七〇年代の中心は日中問題」と声高に叫ぶ流れにまで深くおよんでいる。このことを念頭において、日帝のアジア侵略の意味をまず基本的におさえることから出発したいと思う。

2　世界的危機下の日帝の進路

ここ一、二年の間に「安保粉砕・日帝打倒」のスローガンは、革命的左翼諸党派およびそれを軸とする広汎な闘う労働者人民にとっては共通のものとなった。このスローガンの定着の意味するものは、日本の支配階級が戦後一貫してとりつづけ、七〇年代も「堅持」を確定している日米安保同盟政策が、帝国主義日本の存立そのものと不可分のものであること、いいかえれば、日本帝国主義をそのままにしておいて、安保同盟政策だけを、政策変更として変えることは不可能なのだ、ということが広く確認されはじめ、戦後民主主義体制の枠内で、素朴な政策変更の願望と混在してあった反安保・反戦のエネルギーが、日帝打倒＝革命に飛躍するか解体するかの純化の過程に入りだしたことである。七〇年代と同時に、日米安保体制はさらに強化され、日本帝国主義のアジア再侵略を直接の日程にのせたことは、この純化を一層加速させずにはおかない。したがって、われわれは、いま進行している日本帝国主義のアジア侵略が、一時的、偶然的、あるいは政策的手直しの可能な性格のものではなく、日本が帝国主義国であるという現実に不可避的に規定された、不可逆的なものであることを、まずもっておさえておかねばならない。

すでに各方面でのべられているとおり、日本の七〇年代を規定している力は、戦後世界体制の根底的動揺という歴史的なものである。アメリカ帝国主義の全一支配による帝国主義体制と、「世界体制」となったソ連スターリン主義の対抗的相互依存による戦後世界体制が、ベトナム人民の解放闘争によって揺さぶられ、米軍の世界政策の破綻、ドル危機による世界資本主義の動揺、スターリン主義圏の分裂と内部危機の深化の累重によって根底から動揺し、解体的危機をはらんでいることは、つねに前提として確認されねばならない。日本帝国主義にとって、この危機の焦点であるアジアにおける唯一の帝国主義国であるという逃れることのできない条件と、高度経済成長によって巨大な生産力を蓄積し、みずから「世界性」を欠くことのできぬものとなった歴史とから、戦後世界体制の危機は、もっとも鋭く、ある意味ではアメリカ帝国主義以上に直接的に、その存亡を問うものとして存在しているのである。

一方、戦後世界体制を根底から揺がしている主体は、インドシナ半島を中心とするアジア人民の自己解放闘争であり、アジア、アフリカ、ラテンアメリカにわたる民族解放闘争の不屈の拡大と、それにつき動かされて動きはじめた帝国主義国内部の階級闘争である。危機の主体的動因が、帝国主義の手ではどうすることもできないア

ジア人民の自己解放闘争とそれに連帯する自国帝国主義打倒を揚げる労働者階級の闘いにあるかぎり、日本帝国主義にとっては、あらかじめこれを回避する政策的選択はありえない。みずからの武力による圧殺―侵略の強化か、スターリン主義の力を借りた絞殺以外にこれを乗り切る途はなく、そもそもそれが不可能となったことが、危機の始まりであった。日帝のアジア侵略の激化にたいし、日本労働者人民が、正面から対決し、侵略を内乱に転化する闘いをもって決起するか否かは、日本の労働者人民がみずから歴史の創造者となるか、反動の手先として破滅の道へ突入するかの自己選択であり、戦後世界体制の根底的動揺を帝国主義本国内に本格化することによって決定的段階に進める鍵を握っているのである。

これに加えて、日本帝国主義は、すでにアジアなしには一日たりとも成り立たぬものにみずからをつくりあげてしまったことからくる、日帝独自の矛盾がますます拡大している。日本にとって、軍事の中心を安保体制に委ね、世界情勢の大半を有利な面だけ利用し、ひたすら経済力を強化してきた時代は終った。これは日帝の発展がみずから生んだものであり、日帝は成長した自己を維持するために、直接侵略に踏み出さざるをえなくなったのである。

日本帝国主義にとって、アジアを支配することは、生きるための不可欠の条件となっている。東南アジアは、日本の商品輸出の二三、二%、資本輸出の五五、九%、原料資源の八八%を占めるものであり、アメリカと並んで日本経済を支える柱である。安定した重化学工業市場を欠く日本にとって、アメリカ市場への畸型的依存が代替のきかぬ性格のものであると同時に、そのアメリカ依存の畸型性から、東南アジアの役割はたんに第二位とはいいえない構造的要因をなすものである。とくに、資本輸出は、本格化した段階で、一昨年の五百万ドル、昨年は一億ドルを倍加し、海外投資の半分を占めたが、これからさらに拡大する唯一の場であり、また原料資源の獲得物としては、その行き詰りが深刻であればあるほど、ますます重要性を増しているものである。東南アジアは、日帝が帝国主義として存続し成長するための、唯一つの土壌といってよく、すでに根をおろしてしまったのである。極論すれば、他のいかなる要件が動いたとしても、日帝は己の資本と市場を死守するために、独力でもアジアの帝国主義支配をつづけねばならぬ位置にすでに立っているのだ。

以上の事実は、すでに繰返し強調されてきたことではあるが、このことが示す結論は、日帝にとってアジア侵略が不可欠の存立要件であり、いま進行している過程は、たんなる政策的選択をこえた、日帝の存立にかかわる不可逆的なものだということである。したがって、アジア侵略との闘いは、日本帝国主義の打倒を直接の課題として内包せざるをえず、そこに中間的改良的途を求めることは不可能であること、これである。日本帝国主義は、その内的矛盾がいかに深かろうとも、戦後世界体制の崩壊的危機への対応として、米帝とともにアジアにおける帝国主義支配維持の闘いに出動しなければならない。日本帝国主義は、それにたいする闘いの相手が、帝国主義の存在を根底から否定するアジア人民の自己解放闘争であり、これと連帯する日本労働者階級の革命闘争であるかぎり、これと「平和共存」することは不可能で、暴力的攻撃を強めるしかない。日本帝国主義は、仮りに他の帝国主義国やスターリン主義国がいかなる対応策をとろうとも、みずからの資本の防衛のために、アジア支配を死守しなければならない。このすべては、七〇年代の日本を、し

っかりと規定してしまっているのである。

3　アジア侵略の構造と過程

日本帝国主義のアジア侵略への総路線を打ち出したものが、六九年一一月の日米共同声明であり、「七二年沖縄施政権返還」を中心とする日米安保同盟の再編強化が、その内実であることは、すでに明らかである。すでに一年の間に、この実態は次々に暴露され、新しい闘いを生みだしている。日帝にとって、七〇～七二年の三年間は、この共同声明路線の現実化の過程であり、これをめぐる闘争が、七〇年代の総体を決するものであることも、ますます明らかになっている。さらに、この三年間が決して準備的過程ではなく、五月のカンボジア侵略への直接加担、入管体制強化等に示されるとおり、七〇年代総体の先取り的攻撃が次々に進んでいることも明らかとなった。にもかかわらず、自衛隊の直接出兵がないことをあげて「アジア侵略」を否定する勢力が少なからず存在している状況のもとで、いま一度、日帝のアジア侵略の構造を全体的にとらえておくことは無駄ではあるまい。

日帝のアジア侵略は、今日の情勢のもとで、重層的構造をもって展開されている。そのすべては相互に関連しあっているが、分解し列挙すれば、次のようなものとなろう。

第一は、アジアにおける米帝の政治支配を補完し、帝国主義支配維持をめざす外交政策の展開である。インドシナ侵略戦争にたいするもっとも露骨な支持と加担、ASPAC会議、カンボジア侵略会議の主催など直接帝国主義支配の維持をむきだしにしたものから、東南アジア開発閣僚会議やアジア開発銀行等、政治経済的支配体制を支えるもの、さらにインドネシア借款団やインド、パキスタンをはじめ各国の経済支配の要を握る諸機構における、中心的位置の確立など、広範囲にわたっている。「国連中心主義」の偽装のもとに、アジア諸国を帝国主義支配のもとにしばりつける強力な別働隊として、米帝と並んで動いていることは枚挙のいとまのないほどである。

第二は、沖縄を中心とするアジア全域への軍事支配体制の一層の強化である。沖縄基地が、極東の要石として、ベトナム侵略の最大の支えとなっているとおり、日本の安保体制は、これまでも全アジアにおける米帝の軍事支配の中軸であったのだが、七二年沖縄返還政策による本土―沖縄を一体化した軍事体制への再編は、この軍事支配の中軸に、日本が積極的に座ることを意味している。沖縄と本土の拠点基地を要石として、米軍は東南アジア全域への核軍事体制を確立しつつある。沖縄を含む日本は、全アジアへの攻撃基地であり、補給基地であり、かつ日本の工業力と政治的安定度が、たんなる「基地」以上の軍事的能力をこれに与えている。さらに、四次防、五次防とつづく自衛隊の大増強は、この米戦略軍を支える攻撃戦力として、東南アジアへの侵略軍となることをめざしている。かくて、ニクソン・ドクトリンにしたがって現地カイライ軍の強化―日本自衛隊の東南アジア侵略軍化―日本基地からの米戦略軍という三段構えの軍事体制が急ピッチで整備されつつある。

第三は、日本の東南アジア会議への経済進出と、その防衛のための政治支配の強化である。ここ五年来、日本の東南アジアへの経済進出は目ざましく、南朝鮮、台湾、タイ、インドネシアにおいて米をおさえて第一位の貿易額をもち、資本進出は当初の賠償、政府借

款を水路とするものから、長期資本の直接投資のラッシュをきたしている。さらに、原料資源開発のための資本投下は、インドネシアを中心に死活をかけたものとして強化されており、労働力市場としても重視され、植民地化の必要性をますます強めている。これにともない現地政権にたいする政治的介入、日本資本保護のための圧力がいたるところで増大しているのは当然である。

第四は、こうした政治、軍事、経済各面での進出にともなって植民地支配体制の再編強化が開始されたことである。戦後においては、帝国主義者の直接支配や併合という古典的植民地支配は激減し、現地カイライ政権の一応の政治的独立をテコに支配を貫徹する形態にかわっているが、これが植民地支配であることに変わりはない。日帝は、米帝が南ベトナムやインドネシアで行なってきたように、現地反動政権を直接的にテコ入れし、日本の支配にたいする無限の保護を与えさせる一方、当該国人民の反抗を徹底的に抑圧させる体制を強めるに至った。これは、国内においては、入管体制の強化によって、在日アジア人民への抑圧を強化し、民族的権利のいっさいを奪い、現地反動政権への屈従を強いる一方、海外進出を讃美し排外主義思想をまきちらし、日本人総体をアジア人民への植民地支配に動員する攻撃となって現実化している。

こうしたアジア侵略の総体的構造は、アジアにおける階級闘争を日本帝国主義そのものの危機として直接反映せしめるものとなっている。逆説的にいえば、アジアにおける民族解放闘争への日帝の危機感と狂暴な対応の拡大こそ、日帝のアジア侵略の深化の反映であるといえよう。日帝がカンボジア侵略に示した超反動的な反応は、これがたんに米帝への支持でなく、みずからの侵略であることを示したものである。

この意味で、日帝のアジア侵略のなかで、南朝鮮と台湾がおかれている特殊に重要な性格をみておかねばならない。南朝鮮と台湾は、アジア一般とは違って、より深くより直接的に日帝に植民地化され、さらに、そのことによって、一層深刻な矛盾を日帝につきつけているのである。

六五年の日韓条約以来、日帝の南朝鮮支配は急速に進み、浦項製鉄所や馬山輸出入自由地域（「租界」）の設置に示されるとおり、韓国経済の中枢を握るに至っている。また台湾においても、米帝の撤収に代わって、全面的な資本進出が行なわれ、中心勢力となっている。南朝鮮七・二八億ドル、台湾六億ドルという輸出実績のうえに（ちなみに中国は三・九億ドル）、今夏の日韓台三国連絡委員会の設置は、南朝鮮と台湾が、日帝にとって直接の勢力圏となったことを示すものであった。南朝鮮と台湾はともに戦前の日本の植民地であり、その支配については歴史的蓄積を有している。また地理的にいっても、日本の防衛上不可欠の位置にあるとみなされ、三八度線は「生命線」とされてきた。さらに、戦前、戦後の歴史のなかで六〇万の朝鮮人、五万人の中国人（その大半は台湾、福建省出身）を日本の内に抱えている。日帝の植民地体制再確立は、この条件によってもっとも露骨な形で朝・中両民族にたいして行なわれているのである。

だが同時に、このことは日帝のアジア侵略の反動性を示し、その矛盾を極度に深めるものでもある。朝・中人民は、明治以来百年にわたる日帝の植民地支配に民族的憎悪をうち固めており、百年にわたる反逆の伝統をもっている。しかも、いずれも「分裂国家」であり、日帝が米帝から民族分断を引き継ぎ、カイライ政権を支えるこ

とは、二重の矛盾を加重させるものである。朝・中人民にとって、日本帝国主義は百年にわたる抑圧民族であり、一度は解放闘争によって打ち破った相手であり、米軍とともに民族分断を強制する敵であり、新しい植民地支配者であるという、何重にも重なる打倒対象なのである。

しかも、両地域は、カイライ政権の危機がもっとも深く、とくに南朝鮮は、七一年五月の大統領選挙を中心として、最大の危機をはらんでいるところである。仮りにスターリン主義がアジアにおける帝国主義支配を容認し、民族解放闘争を再びジュネーブ型の妥協に押え込もうとした場合でも、南朝鮮と台湾は、朝・中スターリン主義政権にとって決して帝国主義の支配下におくことを公認することのできない「神聖な領土の一部」であってみれば、日帝がここを自己の植民地として固めてしまうことは、アジアにおけるいっさいの迂回路をみずから断つことに等しい。中国問題にたいする佐藤政府の異常なまでの高姿勢や在日朝鮮人にたいするあくことなき抑圧は、この日帝の両国支配の特殊な矛盾が生みだしているものなのである。

さらに、こうしたアジア侵略において、沖縄問題のもつもう一つ別の特殊的位置を再確認しておくことも重要であろう。日帝がアジア侵略の体制を整備する七〇～七二年過程の中心が沖縄返還政策の実現であり、日帝の侵略体制づくりにとって、沖縄は最大の内部矛盾としてある。

日米共同声明に基づく「七二年沖縄返還政策」が、沖縄基地を維持し、沖縄～本土をとおした軍事体制を再編、強化するために、施政権を日本に返還するものであることは、すでに繰返し暴露されている。日米帝国主義の沖縄政策の、この転換は決して県民の本土復帰、基地撤去の闘いに応えるものでなく、逆にベトナムにおける敗勢と県民の闘争の高揚のもとで、これを乗り切り、極東の帝国主義支配を支える軍事拠点としての沖縄を維持させる攻撃であった。したがって、このことは、七二年返還政策をめぐる沖縄県民を先頭とする日本階級闘争の帰趨が、日米帝国主義の新しいアジア支配構想を根底から打ち砕くものとして存在することを決定したのであった。

沖縄県民の二五年間にわたる闘いは、「祖国復帰」の一点にもっとも大きく集約されていたが、その内実は基地の島としての沖縄の現状の否定・変革であった。本土政府によって打ち出された「七二年復帰」が、県民の復帰にかけた熱望を正面から踏みにじるものである以上、「沖縄問題」は解決されるどころか、七〇～七二年の最大の闘争として引き継がれたのである。

しかもこのことは、仮りに日帝が力づくで「七二年返還」を強行したとしても、なお永続的に「沖縄問題」を深刻化することを意味している。日本の施政権下に入った沖縄から、米軍のインドシナへの出撃がつづき、核基地としての機能が公然とつづくことは、新しい闘いを不可避とする。また、米韓、米台条約の適用区域であった沖縄が、施政権返還によって外れることは、その実態が何一つ変わらない以上、日本自衛隊の韓・台両国への防衛義務となってはねかえり、自衛隊沖縄派兵に海外侵略の任務を含ませるのである。こうした、沖縄にもっとも鋭くあらわれる矛盾を素通りして、日帝はアジア侵略に向かっての日本の国内体制をつくることはできないのである。沖縄は、日帝の矛盾の凝縮した点として内部から日帝を揺るがしつづけるであろう。

さらに日本国内では、四次防により一挙的に強大化される自衛隊の闘いが、新しい焦点となってくる。

かくてアジア侵略をめぐる闘いは、日本階級闘争の中心軸となっているのである。

二 国内体制の行き詰りと反動の切迫

1 成長の自己矛盾——城内平和の喪失

アジア侵略に向かう日本帝国主義は、その国内体制に二重の矛盾を深めつつ七〇年代に突入している。その第一は、一九五〇年以来の日本階級闘争の平和的発展をみずから打ち破り、海外侵略への体制づくりに強引に乗り出そうとしながら、一一月決戦を突破口とする労働者人民の闘いが、強力にこれに立ち向かい、かえって階級矛盾を激化させ、「城内平和なき侵略」を余儀なくせしめている現実である。第二は、これに加えて、二〇年間にわたる戦後日本の相対的平和を支えてきた高度経済成長を柱とする諸関係が、それ自身のつくりだした結果によって行き詰り、社会全体にわたって新しい矛盾を激化せしめたことである。これまで、日本の支配階級にとって、他の帝国主義国にみられない有利さとなっていた戦後的特殊性がついに食いつくされ、新しい矛盾に転化しはじめた。さらに、このことによって戦後的特殊性を支えていた、米帝のアジア支配への安住という基盤そのものが問いかえされだしたのである。

この二重の矛盾は、本質的に一つのものであり相互に加重しあい、促進しあいつつ急速に一体化してゆくことはいうまでもない。七〇年代の日本が迎えているものは、戦後日本の歴史にとって、まったく新しい全面的な転機なのである。世界史が一九三〇年代へのラセン的回帰といわれる軌跡をたどりつつあるとき、日本の階級闘争は、その先端をいくかのごとく、かつてアジア侵略の泥沼に突っ込んでいった三〇年代を想起せしめる内外の危機をはらんでいるのだ。もちろん、まだその多くは、萌芽的な兆にとどまるものであるが、われわれはそのなかに未来を読みとることを迫られているのではなかろうか。とくに、敗戦と戦後革命期が遠い過去のこととされ、戦後日本の畸形的〝繁栄〟が人口の過半数を占める青年の感性を支配し、戦前の日本を伝説の過去とし戦後的特殊性を歴史的前提化しかねない今日、それはとくに必要なことである。

2 インフレ下の不況の始まり

いくつもの経済指標は、六六年以来つづいてきた日本資本主義の急速な拡大が衰え始め、七一年前期には、さらにこの傾向が深化することを示している。全般的な在庫の増大、輸出の鈍化、設備投資ののび率の低下等の指標とともに、とくに注目されるべきなのは、これまで高度成長を支えてきた主要業種—家庭電器、自動車、鉄鋼をはじめとする中心産業の大幅な収益低下、減産の開始であろう。景気動向についてその見解が大きく入乱れるなかでこれらの諸指標が少なくとも来年三月期までは、さらに拡大する点についてだけは一致している点である。

これまで、日本の社会を根底で支えていたのは唯一経済の高度成長であり、その比重があまりにも決定的なものであればこそ、「不況」のもつ意味は、その経済的深さとは別に深い波及力をもつので

ある。たしかに、二九年恐慌以後の資本主義は、あの大破局から学んで、古典的恐慌を回避するためのさまざまな方法を行なうようになっている。

したがって、今回の不況を、一直線に恐慌待望論的に期待することはできない。しかし同時に、こうした各種財政政策によって資本主義が維持され、それが社会を支える唯一の基盤となっていることは、ちょっとした景気動向が、社会全体に重大な影響をおよぼすことを逆に助長しているのである。とくに日本のように、成長神話ですべての国民をひっぱってきたところは、実際の経済状況とは別に神話の揺らぎが恐るべき反作用を含むのである。

六四年の不況―山陽特殊鋼の倒産と山一証券の破局を代表とする証券市場の恐慌的危機に際して、支配階級の示した狼狽ぶりとそこで打たれた、思い切った切り抜け策は、まざまざとこのことをみせつけた。すなわち、「恐慌」を証券市場で食いとめるために、山一証券への日銀の直接救済処置を断行し、共同証券をつくって株価の下支えを行なう一方、国債経済に踏み切り、国民からの収奪を強化し、各企業は猛烈な合理化攻撃を開始したのであった。このため国際環境の助けもあって、たしかに日本経済は短期間で不況を脱出したが、池田内閣の高度成長政策を批判し「安定成長」をかかげて登場した佐藤内閣のもとで、池田時代を上回る「高度成長」が加速され、インフレと成長の自転車経済がますます構造化されてしまったのである。多くの人びとは、これをみて日本資本主義の成長力を改めて讃美し、「二一世紀は日本の世紀」等々の未来論にうつつを抜かしはじめた。だが、それが根底から問い直されつつあることを、すでに支配階級は気づいているようだ。日経連は七〇年の初頭「七五年頃には階級的大激突が不可避である」ことを公言し、一〇月一日には、財界四団体首脳を統合した総司令部ともいうべき「産業問題研究会」を発足させ、七〇年代を乗り切る抜本的な政策検討を開始したのである。

今回の不況は、①一年余にわたる金融引締め政策の浸透、②繊維、家庭電器製品、板ガラス等に拡大するアメリカの輸入規制に示される対米輸出の低下と東南アジアの経済危機（ドル防衛によるアジアの低下を中心とする輸出の低下、③自動車、家電の普及による頭打ちおよび中期循環による構造的要因の三つの結合といわれ、それぞれの評価によって見解は大きくわれている。もっとも極端な楽観論は、③などそもそも問題にならず、②も米の景気の上向きと日本の強大な競争力でたちまち克服されるものであり、ただ「間違った政策」である①の引締めさえやめればよいとするものだが、ことはそう楽観できるものでないことは明らかである。

こうした論者は、六九年不況を誤った金融引締めによる人為的な「政策不況」とみなしている者だが、それが事実に反するばかりでなく、財政金融政策によって経済を維持しようとする方法そのものが問われていることにあまりにも無自覚というべきであろう。そもそも今回の引締め政策は、従来のごとく国際収支の頭打ちに対処した景気対策としてではなく、はてしなく増大するインフレへの対策として行なわれたハズであり、不況は政策の成功として歓迎されるハズであった。ところが、実際のところは、引締め政策とはいっても、日銀券の発行や都銀貸出量などは決して引締ってはおらず、急テンポの経済成長とインフレに見合っていたのであり、それでも不況化が深まってきたので、政策転換が迫られるに至っているのであ

る。要するに、不断のインフレと国家財政の投入によって刺激をつづけないかぎり、たちまち危機を迎える経済の体質そのものが問題なのである。引締め政策の主眼であったインフレ抑制には何の効果もないまま政策が転換され、財政によるテコ入れが行なわれることは必至であり、七一年度予算はそのための最大の武器にされるであろうが、そうせざるをえない日本経済そのものが危機をはらんでいるのである。

第二の要因としてある輸出環境の悪化は、たんなる外的要因の悪化とだけいえぬものを内包しているようにみえる。もしそうでなければ、これまでしばしば日本経済が受けてきた幸運のように、世界経済の景気の波のズレに助けられて、米国景気の立直りに期待して多少の時を耐えていればよいであろう。しかし、たんに中間選挙目当てのオドシとはいえない本格化をみせてきた米国の保護貿易政策と、東南アジアへの日帝の輸出に深い陰を落としはじめたドル防衛策とは、米軍を柱とした戦後世界体制の危機に連なる一つのものである。たしかに、この間の高度成長によって日本の国際競争力は飛躍的に強化されたことは事実であろうが、たんに価格だけでなく、販売網や原材料との兼合い等において、あまりにも深くアメリカと一体化している日本資本主義は、そう簡単に市場を他に求めるわけにはいかないのである。財界首脳が「繊維」を犠牲にして「日米経済戦争」の講和をめざして動き始めているのは、この危機感のあらわれとみるべきであろう。

第三の要因は、これまでになかったものだけに一層重大である。自動車生産の「屈折点」が道路事情や交通事故、公害によって欧米以上に早くやってきたこと、カラーテレビを最後に、これまで「無から有」を生みだしてきた家電業界が、ついにそうした爆発的成長力を失いはじめたことは、他の要因とも加重しあって鉄鋼の減産を生みだし、天井知らずの強気をみせていた鉄鋼資本に、本格的な過剰生産の危機感をもたらすに至っている。日本資本主義にとって、自動車やテレビのように、なかったものをどんどんつくり買わせる時代が去ることは、これまでの高度成長の根底を崩す危険をはらんでいるのである。

しかも、高度成長が必然的にもたらした恐るべきインフレ傾向は一向にとどまるところを知らない。これまで、高度成長による名目賃金の上昇かでさえ、物価騰貴が大きな問題となっていたのに、そのうえに不況となれば、人民の生活に破局的な危機を招くことはあまりにも明らかである。しかし日本資本主義は、これをあえて招来するか、さらなるインフレによって乗り切るかしか途のないものに、すでになっているようである。

3　社会構造の変動と矛盾の全面化

高度成長経済の直面しているこうした矛盾は、さらに広範囲におよび、日本の社会全体を戦後はじめての危機に向かって深化していきつつある。日本経済の高度成長は、みずからの必然として、旧来の諸関係との矛盾にぶち当ってきたのである。

その第一は、原料、エネルギー資源の絶対的欠乏である。高度成長の結果膨大にふくれあがった原料資源の需要量に、技術革新によるその品質の限定化が加わり、日帝の原料海外依存率はやがて九九%におよぼうとしている。鉄鋼のように原料炭の値上がりで直接収益に打撃を受けるものから、パレスチナゲリラに油送管をおさえら

れたら二〇日で底をついてしまう石油まで、原料資源は日帝の生命線となっており、それだけにこの確保のための活動はなりふり構わぬ凶暴さをおびてきだした。後進帝国主義としての弱点を典型的に示すこの面でのあせりは、日帝の侵略性を駆り立てるのはいうまでもない。

第二は、労働力不足とそれに関連した日本の戦後社会諸制度全体にわたる矛盾の深化である。戦後二五年の間に、六・三制教育制度をはじめ、司法、厚生、その他「人」を扱う社会制度がほぼ完全に定着し、矛盾をはらみつつも自己運動していることは事実である。それにたいする人民の闘いは不屈につづいているし、大学闘争や東大裁判以来の裁判闘争のように、われわれの闘いが大学や司法の権威と体制に根底から打撃を与える爆発力を示しているのもここでは繰返さない。ここでは、独占資本の側からも、みずからが戦後革命を打ち破ってつくりあげた「支配体制」そのものが、桎梏となり、破棄されねばならぬ制度と化したことを指摘しておきたい。

資本主義社会において、人間の第一義的存在理由は「労働力」であることを、マザマザとみせつけるような動きが、最近財界からとみに活発となった。「もっと人口増加をはかる」とか、「女はもう十分強くなった。労基法の差別を廃止すべきだ」「アジアの人的資源開発」等の提言が、財界の専門機関と称するものから次々と打ち出されている。いうまでもなく、労働力不足に対処するための苦肉の策として、出生率をあげ、女性を深夜労働にも動員し、アジア人民の強制連行を再現することを目論んでいるのだ。

さらに労働力一般の不足でなく、急ピッチで進む技術革新に対応できる安い労働力という「質」を問題にするところから、今日の学校教育制度にたいする根底からの変更を迫り、教育そのものを企業の直接的道具化する全国職業訓練所化ともいうべき複線型教育体系の実施が進んでいる。さらに、一般社会においては、労働組合の完全な御用化、第二労務課化に見合った労働三法の改悪が要求されている。（今日不当労働行為にたいする裁判闘争がよく勝利するのは、いかに企業の支配が過酷化しているかのあらわれであるが、だからこそ「法」の方を現実に合わせようというのだ）、あるいは労働者を全人格的に企業に掌握しておくための各種共済制度の逆用や地域社会ぐるみ企業の支配下におく攻撃まで、独占は日本の「人」をことごとく把えつくそうとしている。

第三に、こうした独占資本の要求は、必然的に旧来の行政機構や社会制度を破壊し、より従属させようとする。地域社会を完全に独占の支配下におく北九州、豊田、鹿島、大分などのすさまじい破壊ぶりを軸に、社会資本のすべてを動員するために、道州制を要求し、行政「改革」を迫り、都市の過密、過疎の矛盾はことごとく税金と「政治」に押しつけて独占資本は巨大化している。これが、日本の支配体制そのものの内部で、さまざまな亀裂を深めているのである。戦後の日本資本主義にとって、それなりに有利な体制であったものが、社会機構そのものとしても、矛盾となってきた。新しい農民運動が土地収奪への闘いからおこり、新しい住民闘争が自治体をテコに発展するのも当然なのである。

公害闘争は、こうした日本資本主義の自己矛盾をもっとも鋭く示したものといえるだろう。それは資本主義そのものの必然として、全地球的、全人類的な存亡にかかわる問題をつきつけているが、とくに日本においては、すべての未来の支えであった高度経済成長そのものが、もっとも恐るべき危機を生みだしている典型をなしているのである。

支配階級の側が、従来どおりではやっていけなくなった以上、人民の側に全戦線にわたる新しい闘いが燎原の火のごとく拡大するのは当然である。

4　「国家」が問われる時代

従来から、こうした経済変動や社会諸制度にわたる矛盾に対処し、これを「解決」していくのが「政治」であり「国家」の仕事とされていた。経済の停滞にたいし財政経済金融をもってこれを「克服」し、対外発展のために外交政策を展開し、国民各層の矛盾を、社会制度を改革することによって解消するのが、「国」の政治のタテマエであったはずである。戦後二五年間、その大部分を占めた自民党独裁の政治は、たしかに独占資本の発展のために、国民を犠牲にし、アジア人民を収奪し、しかも不満が爆発することを回避するために、「国政」を十二分に活用してきたといえよう。

しかし、いつまでもそれが、自民党独裁下の国政（あるいは議会制支配の枠内での野党まで含めたとしても）という形のままでやっていけるのかどおか、それが問われるところに、七〇年代の大きな問題があるのではないか。

経済的危機と全社会的矛盾に対処する中心的な力は、国家財政と「権力」そのものであるが、その国家財政自身が、同様の矛盾を拡大しているとしたら、事態は新しいものをはらんでくる。高度成長に先行する形で、日本の国家予算は拡大の一途をたどってきたが、四六年度予算編成を前に、その硬直化が大きな陰を落としだしている。くわしくはふれないが、四六年度総額九兆円以上という総予算規模の拡大にもかかわらず「当然増経費」の比率はますますあがり、新規政策のためには、国債増発か新しい税収源をつくる以外に動きのとれないものとなってしまっている。これまでのような高度成長の自己運動にまかせることの破綻は明らかとなりつつあり、高度成長のダウンと各種矛盾の激発となれば、税収減少のまま支出増を必要とするという事態に直面するのである。加えて、三K赤字と呼ばれる食管、国鉄、健保の累積赤字と防衛費の急増は、六五年の国債財政への転換につづいて、もう一段階、日本の国家財政を反動的破局へ押しやるものとなろう（ただし、米、国鉄、健保の赤字を政府自民党が騒ぎ立てるのは、そもそも独占の利益のためにこれらを十二分に食いものにしたまま、農民、国鉄労働者、病人、国民一般の負担で赤字を減らそうという策謀であって、われわれの立場からすれば、ペテン的な独立採算論での赤字解消などという考え方をそもそも拒否すべきものである。ただ、こうした論理を支配階級がたてることによって、みずから「国」の赤字倒産を宣告していくことは、結構なものとしてもっともっと追いつめるべきなのである）。

「金」が思うようにならなければ、人民にたいする「力」の支配がますます危機への対応策として浮かび上がることは当然である。しかし、その場合の「力」は、実体的な武装力とイデオロギー的支配力の総合でなければならない。だが、この点でも、支配階級は新しい困難に直面している。すなわち、今日、日本人民を広くとらえているイデオロギー（というよりもっと漠然とした価値観、倫理観というようなものだ）が、支配階級のこの新しい危機突破にとって役に立たなくなっているからだ。

戦後初期、戦争への反省を〝復興〟を合言葉とした全社会的な思潮は、支配階級にとっても、人民を統合し動員する力となった。「平和と民主主義」は支配階級にとっても活力となったのである。だが、日帝の再建とともにこれが桎梏となるや、支配階級は「脱政治」をふりまき、マイホーム主義、個人主義をもって人民を革新陣営から切り崩した。高度成長を物質的基盤として、政治や思想はすべて左翼の悪とし、金と個人の経済的利益を美徳とした風潮は、たしかに一つの時代を画したかにみえた。しかし、その結果は、大独占が労働者の労働意欲の減退に悩み、懸命に「自己開発」「創造性」を教育せねばならず、それがかえって今日の高度成長社会への不信と否定を醸成する基盤を育てているのだ。しかも、これは青年労働者の企業帰属心喪失の拡大から、富士銀行一九億円詐欺で露呈された銀行の信用にヒビが入るところまで、かぎりなくひろがりだしている。明らかに世のなかは腐り、崩れはじめているのである。

こうしたなかにあって、七〇年代の激動を迎える支配階級は、アジア侵略への人民の総動員を必要とするに至っている。これまでとは逆に、強力な国家イデオロギーによる統一と、人民を狂言的に駆り立てる内的衝動をつくりだすことが次の支配階級の狙いとなる。これまでの階級闘争の相対的平和期、個人主義的経済主義的思想潮流は、支配階級の側からも投げ捨てられつつあるのだ。そして、これを支える最大のものが、むきだしの暴力――軍隊と警察による国家の武装力であることはいうまでもない。

新しい危機は、すでに進行しているのである。

三　政治再編とその底流

1　自民党独裁の硬直化

日本帝国主義の内外にわたる激動が、七〇年代を規定している以上、政治勢力の再編流動化はもっとも劇的なものとなるはずである。しかし、佐藤四選をめぐる支配階級内部の動向とか、「七二年構想」とよばれる社会党や労働団体再編をめざす流動化など、目下進行している政治的再編過程は、七〇年代日本の全体的な矛盾の深さからみればあまりにも皮相なものといわねばならない。事態はこれら当面の動きを超えた深部で、より大きな変動に向かっているとみなければならない。

佐藤の四選は、当面の安定をめざして七〇年代に対処する支配階級の政治体制がまったく不安定であることを露呈した典型であった。沖縄を中心とする七二年過程を乗り切るためには、自民党内部の動揺をなんとしても押え込み、当面の政治的安定を確保することが不可欠であり、七〇年代への展望や次期の見通しが何もなくても、党内を一本化しうる唯一無難の方法としての佐藤の継続以外に途はなかった。だが、このことは、逆に七二年をめざしてのあらゆる勢力の公然たる離反、流動化を決定したのであり、問題を先送りすることによって、一層困難を深めたものであった。

こうした過程が破産の途であることは、戦後政治史において、吉田茂の〝野たれ死に〟としてすでに先例のあるところである。自民党内部では、佐藤四選そのものが佐藤以後のための踏み台とされ、おぞましい利権争いの火花が散らされていた。しかし、他に方策の

ないところから国民的不人気の首相がずるずると政権をつづけ、ますます行き詰る点では吉田の末期と軌を一つにするといっても、状況はそれより悪化しているのである。戦後革命の混乱を強引に乗り切り、あらんかぎりの悪政をつくして行き詰りながら、それゆえ日本資本主義の再建の基礎を固め、外ではアジアにおける戦後体制―帝国主義とスターリン主義の力によるジュネーブ体制の確立による相対的安定期を迎え、「使命を終って」倒れた吉田の場合と正反対に、佐藤四選の末路として予見されているものは、これまでの国内支配体制の崩壊の始まりと帝国主義アジア支配の危機の大激動の深まりに耐えきれず、投げ出すものとなるからだ。自民党独裁の虚像のうえで、権力の美果だけを引き継ごうとひしめく〝後継者争い〟が、これに対応できようはずがなく、一層危機を内攻させるのみである。

とくに、戦後政治史の一転機であった五五年の再編と正反対に、今日までの政治支配の軸であった議会制民主主義の構造が根底から揺らぐところに、七〇年代の政治再編の危機の深さが示されている。戦後革命を流産せしめ、朝鮮戦争の血を吸って復活した日本資本主義は、〝吉田ワンマン〟に代わって「二大政党」を軸とする議会制支配の形を定着させ、この擬制をとおして自民党独裁の政治体制を確立することで、その後の成長を保障することができた。しかし、望月の欠けるがごとく、六九年末の総選挙における三〇二議席の絶対多数の獲得によって、逆にこうした国会の多数による支配そのものが崩壊する途へと踏み出してしまったのである。絶対多数の自民党、細分化され無力化された野党によって、国会では思うままに何でもできるが、そのためにかえって、自民党が国民の三分の一の支持しか得ておらず、年々その支持率を低下させていて、国会の多数という支配そのものが、まったく支配の安定をもたらさぬことを国民に示しているのだ。

したがって、支配階級は、新しい支配形態を模索しなければならなくなっている。革命的左翼にたいする破防法体制の日常的弾圧、人民のささやかな抵抗にたいしても、ジュラルミンの楯がたちまち襲いかかる機動隊国家の恒常化、自衛隊の巨大化と治安出動体制といった、むきだしの暴力支配がすでに常態化していることはすでによく知られているところである。さらに、こうした権力支配の象徴ともいうべき警視総監秦野章を都知事候補に起用し、力づくで首都行政の奪回を狙うに至ったことは、支配階級の次の方向を不気味に示すものとして重視されねばならない。

秦野の起用は、警察権力をバックにした強権的支配への移行を象徴的に示す恐るべき反動であると同時に、支配階級が七〇年代の危機に対処する方法の一つが、従来と異質な、ボナパルト的支配であることを暗示するものである。それは、秦野が立候補にあたって発表した四兆円の首都改造大計画自身に示されるとおり、これまでの自民党政治の累積矛盾を強引に打破する方向で自己を主張したことにある。この「田舎芝居」の非現実性を批判することはもちろん重要な点であるが、同時に、今日の日本の矛盾の集約ともいうべき東京の都市問題を〝荒療治〟によって打開するという発想が、支配階級内部に生まれていることの危険性をみておくべきなのである。反革命が革命の先取り的装いをもって登場することは、危機の時代の歴史の教訓ではなかったか。しかも、秦野の登場には、もし当選した場合、四兆円プランは消え去ったとしても、確実に実施される別

の大計画――都職労、都教組をはじめ都労連傘下の公務員労働者の大粛清、民同の残された土台、日共の最大の基盤となっている都労連労働運動の徹底的壊滅が用意されており、それによって住民のいっさいを押え首都を能率的な反動支配の牙城とすることだけは確実な獲得目標とされているのである。

それが、七〇年代における支配階級の危機乗り切り策の、新しい実験であり、全国政治の先行形態であることはいうまでもあるまい。

2　既成革新勢力の崩壊

日本帝国主義の矛盾がことごとに深まり、支配階級の対応が一層硬直化しているにもかかわらず、その支配が持続されているのは、従来の構造のもとで人民の力を結集して支配階級を打ち破るべき地位にある勢力が、支配階級以上に大きく崩れ去り、それに代わるべき勢力がまだ代わりえていない結果であることは、すでに繰返し指摘されてきた。これはもう繰返すまでもないことではあるが、全体の構成上、要点だけを再確認しておくこととする。

一九五〇年以来、あるいはより限定して五五年以来、日本階級闘争の中心は、社会党、総評、共産党の三者の総体によって代表されていた。政治勢力としての社会党の選挙、議会活動、総評を軸とする労働組合運動、「革命勢力」として独自の影響力をもつ日共の三者は、日本の労働者人民にとって、自己の闘いの大衆的組織基盤であり、平均的な思想的基準であった。支配階級は、この総体を打ち破ることに、攻撃の中心をおいてきたのはいうまでもない。

そして、この「戦後革新勢力」は、ほぼ最後的に打ち破られ、自壊したことも事実である。ここでも、六九年の日米共同声明に始まり、七一年の参院選にいたる一応の経過期間が存在しており、その枠内での曲折はまだ多いであろうが、すでに大勢は決したとみなければなるまい。時期的なズレはあるとしても、予想される七二年「沖縄返還」をからめた総選挙では、すでに新しい再編のもとでの動きが主流となるであろう。

社会党は、六九年末の総選挙の大敗につづいて、七一年参院選での敗北は必至であり、総評の支持基盤の解体と労働運動右翼再編の進展に支配され、さらに一層右翼化し、これまでの「政府打倒」の勢力（議会主義的政権交代ではあれ、一種の革命的政変の担い手として存在していたことはたしかである）としての存在を最後的に失い、支配体制内の一政党へと転落することは不可避のようだ。それが江田書記長や山本幸一等の日本労働党構想となるか否かはともかく、権力にたいする人民の側の政党から、かつて存在した保守第二党のような存在へ変質することだけは間違いなく、しかも、その移行過程において、党の分裂――「左派」社会党の存続するエネルギーを失ってしまう危険の方が強そうである。日本帝国主義の確立とアジア侵略に踏み出す段階にいたって、さらには戦後世界体制の根底的動揺の時代にあって、議会主義、改良主義と国際スターリン主義に依拠する平和共存論の社会民主主義党派が、その立論の根底が崩れ去り、自己の積極的存立基盤を失うのは、ある意味では当然といえよう。

岩井退陣に象徴される総評の崩壊は、さらに直接的である。支配階級は、戦後革命からの脱出以来、まずもって個別企業における労働者支配の確立に全力をつくし、一つ一つ戦闘的労働運動の拠点を

つぶしていった。戦後労働運動史をつづるあらゆる闘争は、こうした資本の再建、攻撃にたいする、日本プロレタリアートの死闘の歴史であるが、総評はその闘いによって支えられながらみずからその足を食いつぶし、一つ一つを資本に売り渡していった。その結果、民間大企業はことごとく資本の独裁下におかれ、官公労部門も全電通、全逓から大きく崩され、国鉄労働者と中小組合によって辛うじて組織を支えるまでに至っていた。しかし、この実体の喪失につづいて、日本労働組合運動の総司令部、四百万の運動体という看板までみずから投げ棄て、労働戦線再編に屈服する傾向を一段と強めることによって、いよいよその崩壊を決定的なものとしようとしている。総評が、職場闘争、反合闘争、政治闘争につづいて統一賃金闘争たる春闘まで投げだす日は、戦後労働運動が最後的転機を迎えるものとなるであろう。

日共の日帝への屈服は、これとはいささか趣きを異とする。それは国際スターリン主義の歴史的分解のなかで、日共スターリン主義者が意識的に行なった反革命的な「自己変革」ともいうべきものであり、革命の歪曲形態としてのスターリン主義の「意識性」を示すものである。

一一回大会によって、「自主独立」の名で日帝の帝国主義的排外主義の先兵となることを確認し、プロレタリア革命を最後的に裏切り議会主義政党として自己を確立し、レーニン組織論を破棄して新しい党体質への転換を宣言した日共は、伝統的な意味での「革命党」としての存在をみずから進んで変質させてきている。もちろん、スターリン主義の本質として、大衆の「革命の党」としての期待と信頼に依拠する以外にありえない日共は、決してマルクス主義を公然と破棄して純社民党と化すことはできないのであり、この変質は、革命の党の名において、労働者人民の「革命」観を破壊する、その組織活動によって、労働者人民の革命的組織活動を破壊するという恐るべき反革命の完成を意味しているのである。とくに、アジア侵略と議会主義的支配の動揺のもとで、この日共の新路線は、民族排外主義の先兵となり、議会主義の幻想を突破して進む人民を体制の枠内に引きもどす、かの反ファッショ人民戦線以上の反動の役割をなすものである。すでに日共は、労働組合内で、民社や民同右派と公然と手を結び、民同左派、反戦派を落選、排除するべく動いており、また在日朝鮮人、中国人への敵対をますます強めているのだ。

こうした「戦後革新勢力」の全面的崩壊は、七〇年代においてはむしろ前提的条件とすべきであり、すでにその内部からも、またそれとは別のところにも、支配階級と闘う新しい人民の動きが生まれていることを中心とすべきことはいうまでもない。

すでに労務管理がもっとも完ぺきに進んでいるとされている鉄鋼大独占の新鋭工場の本工労働者の内部に、どんな弾圧や懐柔にも応ぜず、反抗はしないが、資本の支配につねに消極的に振る舞い、御用幹部の選挙に白票を投じつづける労働者がほぼ三分の一から四割近くも「定着」してしまっている。反逆を押えることはできても、積極的に資本のもとに動員することはできないジレンマは、万能を誇った大独占の労働者支配のどうにもならない限界として確立された観があり、これは急速な拡大傾向さえ示しているのだ。「戦後革新勢力」の崩壊がくるところまできた今日、すでにその底辺では、資本の〝勝利〟の限界が定着し、「次」が模索されているのである。

この傾向は、基幹産業労働者の資本との関係にとどまらず、全社会的な人民各層にみられるものとなっており、いまや階級闘争の中心問題は、既成革新勢力の崩壊、再編よりも、どんな新しいものが生まれうるかに移行しつつあるというべきであろう。

3　本格的再編へのいくつかの動向

こうしたより深部における流れにふまえて七〇年代の政治的再編をみるならば、佐藤四選――社共、総評の崩壊と労働運動の右翼再編といった今日主要に論じられている再編過程が、いかに一時的表面的なものかは明らかであろう。事態は、これら旧勢力間の再編のすべてをつき崩す、より大きなものへ数年のうちに移行することは不可避といわねばならない。

その第一は、いよいよ深まる日本の内外の矛盾にたいし、あくまでも旧来の政治勢力の再編成によって、破局を回避し、連続的過程のうちに収拾せんとする試みである。

今日、こうした体制内再編というべきものは、「日中国交回復」を最大の政治スローガンとして、自民主流と日共を除く、全政治勢力の大連合をめざして動いている。実体的には、自民党反主流派（これは今のところ藤山愛一郎を頭に自民党内の極少勢力であり、革マル派が夢想するごとく支配階級内の決定的分裂などではまったくないが、主流派にとって十分利用しうる存在である）と社会党「左派」を中心に、公明党の独自の接近を接合点として、自民の一部、社会、公明、民社、さらに日本の毛沢東派と良心的知識人を含む一つの潮流をなそうとしており、七〇年代の主要な政治選択をここにおこうとしているのである。

五五年の大再編において、日ソ国交回復を政治スローガンにかかげ、吉田の向米一辺倒と対決し、社共両党はじめ革新勢力の大半を引きずり込んだ鳩山内閣の先例を夢みて、この構想が扱われていることはいうまでもない。また、カナダの中国承認につづいて、イタリア、ベルギーと動く世界的な流れが、この支えとなってくる。そして、中国共産党が、その反米愛国路線にしたがって、これを七〇年代の基本軸として強力に推進してくるであろうことは想像に難くない。帝国主義の行き詰り・破局を、スターリン主義の手を借りて脱出せんとする試みが、再び具体的な姿をとって浮かび上がってきたのである。

その成否、問題性は一応別として、これが七〇年代の政治再編への第一の試みであることをまず確認しておこう。

第二は、支配階級の側から、危機突破をめざす思い切った支配体制の再編、超右翼的な凶暴な勢力を一挙的に政治過程に登場させる試みである。

これまでも、支配階級の強権的支配への変質は大きく進行しており、すでにかなりの部分において、戦後民主主義的支配形態は実質的には打ち砕かれてしまっている。しかし、これをより強力に、公然と強行するためには、ナショナリズムを煽りたて、日本の存亡の危機を叫び、従来の自民党政治そのものの改革を含む政治勢力の登場が不可欠である。すでに、強力な大衆運動の形態を備えるに至った勝共連合を中心に、右翼勢力の政治的結集と拡大は自民党、財界の支援のもとに進行しており、石川島幡磨重工で労働組合の役員選挙に登場するまでに至っている。

しかも、これは、旧来の右翼の暴力団的イメージや、超反動的改

憲論者の復活という古い姿ではなく、日帝のアジア侵略と結びついた「アジア防衛」論や、四次防、五次防にみられる中曽根らのナショナリズム、あるいは秦野ビジョンに示されるような「国内改革」といった、より現実的な政治勢力として、支配階級の中心部分から、直接大衆に働きかけられる方向をとるであろう。

とくに、来年五月の朴三選を中心とする南朝鮮の階級闘争との直接の関連性をもって、「共産ゲリラからのアジア、日本の防衛」という宣伝を軸に、海外に進出した日本人の生命財産の破壊を逆用して行なわれる場合、その恐るべき反動性と現実性を軽視することは命とりとなるであろう。

第三は、日帝のアジア侵略と国内支配体制の危機の深まりからくる、全社会的な動揺の拡がりのなかで、「革命の危機にたいして」の既成勢力の大連合をはかろうとする試みである。しかも、これは、日共の対応によって、複雑な構造をもってくる。

川島副総裁の発言に代表されるように、自民党、財界のなかに、「七〇年代は自民―共産の対決」という危機感が根深く存在していることは注目しなければならない。この場合「共産」といっているのは、支配階級が固く信じて疑わない「革命党」としての共産党なのであって、支配階級はどんなに日共が体質変化に努めても、それをつねに「偽装」と考え、革命の中心は日共という信念を動かしてはいない。この点では、公明党も民社も、大部分の大衆も同じなのであり、革命的左翼も、この場合「共産党の一部」とみなされているのである。すなわち、支配階級は、七〇年代の日本を、不正確な屈折した認識をもってではあるが、革命の危機が現実化する時代としてすでにとらえているのである。

自民党の中枢部においても、三〇二議席の支配が空洞化しており、議会主義的方法での支配が限界にきていること、自民党の得票率の傾向的低下や、都市、農村それぞれにおける矛盾の累積、とくに大都市における人心の政府からの離反が、重大な危機をはらんでいることをよく知っている。そして、不況やアジア侵略によって、今日の政府不信が、一挙的に政府打倒に能動化することを直感し、その対策に死力をつくしているのである。

それが、（田中角栄がその中心といわれるが）この数年間、国会内外をとおして大がかりに進められてきた、公明、民社の抱き込み工作であり、山本幸一――江田をパイプとする社会党の右翼化工作であり、労働戦線再編への大がかりなテコ入れなのである。すなわち、今日の支配体制そのものが根底から揺さぶられる「革命の危機」にたいして、自民党のまわりに、民社、公明、社会の大部分を結集し、「議会政治」防衛の大戦線をつくり、労働組合をひきうけ労働者の主力を革命から切り離すべく、大がかりな根回しが進んでいるのだ。その対象が「共産党」と称されているのである。さらにこの反動的大戦線は、世界にたいする日本の国益の防衛を旗じるしに、挙国一致して日本資本の利益を防衛するためのものであることはいうまでもない。

こうした七〇年代の深刻な危機を前にして、日中問題などでバタバタ騒ぐのはとんでもない、というのが、支配階級の真意であり、あまりウルトラな右翼路線も、むしろ戦線結集を妨げるものとして退けられるのである。

これは決して将来のためのものではない。現に、大学支配において、沖縄政策において、京都知事選において、すでに進行している

のであり、七一年都知事選において重大な試練を迎えているものなのである。支配階級が四・二八沖縄闘争に破防法を発動し、一一月決戦に異常な体制をもって臨み、在日朝鮮人、中国人に執拗な弾圧を加えてきたことと、京都知事選に示した危機感とは、彼等の内部では同質のものなのである。事実、この対決の一つの天王山である都知事選挙は、日共の全国からの大動員と自民党の警察権力をバックにした総動員が正面から激突し、首都を異常なまでの政治的緊張にたたき込むであろう。

だがしかし、支配階級の側がこのような危機感をもち、革命との対決を共産党との対決と同義に扱っているのに、当の日共はまったく正反対のところに自己を位置づけている。すなわち、日共は、支配階級からの攻撃が集中すればするほど「われわれは違う。真の敵はトロツキストだ」と、それを転嫁し、闘う労働者人民を売り渡してみずから社民右派と結び、この大戦線の馬前に立つことで延命を図るのである。もちろん、労働者人民は、大部分の日共支持者を含めて、みずから権力と闘うことをしばしば志向しつづけてきているのであるが、その闘い方において、つねに真の敵と対決することをつぶされつづけるのである。スターリン主義の反革命性は、こうして日々の闘いのなかに発揮されるのである。だが、情勢は、日共がどう努力しようとも、「自民―共産の対決」という表現のもとでの反動の嵐が拡大することは必至である。日共はいよいよ反動的な方向にかぎりなく進むしかない。

支配階級の主流がすでに進めている、この反革命の再編にたいし、労働者人民の新しい闘いの主体がすでに不抜の力をもって登場しており、その強化拡大が必要とされていることはいうまでもない。こうした階級関係のなかで、日中問題で対決できると考えることは、すでに前提的に破産しているのである。あらゆる意味で、スターリン主義から分離した、革命勢力の大衆的結集と大戦線の構築が火急の任務となることはすでに明らかであろう。

結び――日帝打倒をめざす総力戦へ

日本帝国主義は、戦後世界体制の根底的動揺のなかでみずからも二五年間の存立基盤をかけた転機を迎えている。本格的なアジア侵略を軸に、政治、経済、社会のすべてにわたる矛盾の深まりを一層反動的に乗り切ろうとする七〇年代の動向は、既成政治勢力の再編をも根底から揺るがすものとして始まっている。支配階級の側でも、すでにその中心を侵略と革命の予防においた対応が模索されている現在、われわれも日本帝国主義の打倒を正面にすえ、七〇年代を日本の革命的変革の視点からみつめていく努力を深めねばならない。

危機の深まりは、すべてのものを一点に集約していくものであり、また未来に向かっての流動再編は、過去の基盤そのものを根底からくつがえす視点を生み出す。今日、日本の社会におけるさまざまな問題を、それぞれの分野で切り離してとらえ、個別的な解決を求める思考はどの分野においてもことの本質を見逃すものとなろう。たとえば、日帝のアジア侵略をそれなりに把えながら、それが日本帝国主義の存立そのものからくるものとして掘り下げようとせず、外交政策の選択としてとどめ、日中友好をもって阻止しうるかのごとくみなしたり、あるいは高度成長のなかに大きく生まれた構造的諸矛盾を、アジア侵略の基本軸と無関係にソ連をはじめとする経済

交流の拡大や国内的経済政策の修正をもって解決しうるかのごとく考えたり、教育や各種の社会的矛盾を、日本資本主義の総体から切り離して政府の個別政策で打開しうるとして提言を重ねる等々の、既成革新勢力の伝統的対応姿勢では、ことごとく空振りに終り、支配階級の必死の攻撃の前に打ち破られてしまうことは、すでに多くの実例が示している。もちろん、あらゆることを「危機」の一言に短絡し、ただ「革命」を叫ぶだけでは何もならないが、われわれはあらゆる分野に生まれている矛盾と闘いを、深く掘り下げ、それが日帝の戦後過程の必然の結果であり、支配階級自身がそれに耐えられなくなっていることを暴露し、根本からつくり直す以外にないことを具体的に明らかにしていく作業が必要なのである。

この作業は、戦後二五年間、日本帝国主義の胎内にあり、ともすればそれに足をとられて世界を論じていたような限界を暴くことになろう。日本帝国主義は、今日まで、戦後世界体制の相対的安定を前提条件として存続し発展してきた。そしていまそれ自身との矛盾に突き当るに至ったのであるが、この時点に立ってわれわれは、日帝の総体を世界との生きた関連において、とくに世界人類の三分の二以上の、二〇億の人間が貧困と抑圧のもとに苦しんでいるアジアのなかで、戦前、戦中につづいて戦後の二五年間もアジアを犠牲にして存在しつづけたものとして、把えかえすことを迫られているのである。われわれが、七〇年代の日本の中心を「アジア侵略」として把えることは、もちろん歴史的現実に忠実であることによるが、同時に、われわれの視点を、特殊戦後日本的限界を破った歴史性・世界性に高めることでもあるのだ。

われわれが七〇年代の日本を総体として把える場合、なによりも帝国主義日本を世界の、とくにアジアの現実のなかで把えることが第一に必要なことである。われわれがいま存在している場は、第二次世界大戦の破局から四分の一世紀、帝国主義とスターリン主義の世界支配が、ますます危機を深めながらつづいており、日帝がその維持のために新たな攻勢を加えつつある歴史的時点と、その同じ四分の一世紀の間、二〇億の人間が餓えと貧困に苦しみ、侵略と搾取にさいなまれながら、しかしおびただしい血を流しつつ、それから自己を解放するため闘いつづけているアジアの中心という位置である。そこでは、日本帝国主義の存在そのものが、われわれの日常的存在自体が、帝国主義のアジア支配の構成要件であり、われわれのこれまでの闘いもまた、実体的に、さらに意識においても、これを打ち破るものとなりえてはいない。われわれは、日本帝国主義が新たにアジア侵略に乗り出す時点で、はじめてこうしたわれわれの現実的存在条件に目をひらくことができたのを恥じねばならない。

これは、日本の国内においても同様である。われわれがこれまで日帝のアジア侵略、植民地支配を政治的には把えながら、日本の国内で、日常的存在として、六〇万人の在日朝鮮人の存在と支配階級の抑圧がつづいていることにまったく一知半解であり、その現実こそ植民地支配であることを把え、闘う視点をもちえなかったことも、この期間の闘いにおいて、在日アジア人からの告発によって改めて気付かせられたのである。われわれの帝国主義にたいする認識の限界と抽象性は、こうしてわれわれの闘いの拡大につれて、自覚されてきている。われわれは、これを日帝打倒への現実的成長過程として、意識的積極的に受けとめ、ことごとく学びつくす努力をつづけねばならない。過去のわれわれにそれができなかったことは、この

努力によって克服できるが、われわれが日帝の現実とそれと闘う人びとのすべての力から学びつくす姿勢を失えば、われわれは永久に帝国主義の胎内に住んで革命を空想する反動に転ずるであろう。

とくに、アジア侵略との対決を中心軸とする七〇年代の闘いにあって、われわれは戦後日本社会に深くまつわる反動的俗論――戦前の日本は悪かったが戦後はそうではない、戦後日本は侵略や他民族抑圧をしておらず、戦後世界体制と帝国主義のアジア支配にたいして無関係だとする見解を根底から打ち破る必要に迫られている。われわれは現在のアジア侵略との闘いにおいても、戦後過程の総崩壊にたいする闘いにおいても、われわれの対象としている事態が新しく始まったもの、いままでは悪くなかったがこれから悪くなるもの、として把えてはならないのである。アジア侵略の現実や日帝の危機を否定する日共や革マル派の対応は論外だが、その批判は、これまでのわれわれ自身にまで深められねばならぬ。

明治以来百年の日本は、資本主義国としてアジアに君臨し、敗戦によっても、その存在を根底から変えたわけではなかった。アジアの人民が自己解放の闘いを進め、スターリン主義の支配下にその闘いを歪曲されながらも闘いつづけてきた戦後二五年間において、日本の階級闘争は敗北を重ね、さらに自己をそれとの関連で位置づける視点さえ失っていた。アジア人民の解放闘争総体のなかに日本の自己解放闘争を位置づける視点を喪うこと自体が、スターリン主義の反革命的支配のあらわれだったのである。

敗戦の当初から、日帝はアジアの圧制者たる米帝に決定的に加担し、朝鮮戦争という帝国主義とスターリン主義による朝鮮人民の自己解放闘争の圧勢の血を吸って日本帝国主義は再建の道をたどり、アジア人民の抑圧と血の犠牲のうえに高度成長をとげ、そのことがさらに、アジア人民の犠牲を強いていく関係として、戦後日本は存在した。日本は米帝の支配の補完という間接形態をとっていたかもしれない。古典的植民的支配の形態はとらず貿易と経済進出をテコとしてきたかも知れない。しかし、そうしたゆえをもって、戦後日本がアジア人民の犠牲のうえに存続してきたことを否定しようとするのは、あまりにも帝国主義的な居直りであろう。現に国内では、労働者階級の「正常な」労働と生産が、帝国主義の搾取と抑圧であることを強く主張する革命派にとっては、戦後日本を特例化することは、帝国主義の側に立たぬかぎりできないことである。しかも、今日のごとく日帝のアジア侵略が直接問題にならぬ時点においても、日米安保同盟による米帝支配の保証、日本の〝政治的安定〟そのもの、よいもうけ口としての対アジア貿易等々が、二〇億のアジア人民を帝国主義のくびきのもとに抑えつけておく太い棒杭の役割を果してきた事実を否定することは、何人にもできないはずである。

われわれは、こうした戦後日本の存在形態が、より攻撃的能動的にアジア侵略として発展し、また国内諸矛盾が一斉に開花し始め、それがアジア侵略に拍車をかけるものとなったことによって、これまでの存立の矛盾を深く見直すことができるようになった。われわれは、この視点を徹底的に堅持し、深めねばならない。なぜなら、こうした地点に立っていること自体を認めず、日帝を美化しつづける勢力も大きいうえに、一応この地点に立ちながらも、みずからを省みようとせず、帝国主義の内に身をおいたまま、政策転換をもって対応せんとする動きが根深く存在しているからである。

スターリン主義は、アジアにおいて一見民族解放闘争の指導勢力であるかのごとくみえながら、それに決定的な制動と変質をおよぼしているばかりか、実は日本における階級闘争をも、こうしたアジア人民の解放闘争のなかに位置づけつつ革命的に発展させることを妨げてきた。今日、中国問題を中心として、自民党から毛沢東主義者までを大きく合流させ、日本帝国主義の政策を転じさせることを、日本階級闘争の中心任務とさせる戦略に、それは鋭く示されている。すなわち、ここでは日帝がアジアを侵略し、アジア人民にたいする侵略、新植民地支配のうえに成り立っているという、過去、現在、そして未来をまったく不問に付し、そうした帝国主義日本が、あたかもアジア人民と共存しうるものとして位置づけられるのである。そこでは、日帝の存在を重要なテコとして植民地支配に苦しみ闘うアジア人民を抜きにして、「解放された公民」としての中国人民との友好隣善が対置されていく、しかも奇妙なことに北朝鮮を無視する傾向が少なくない。中国問題をもって、政権への道具としようとしている自民党の一部や野党が、日々の在日朝鮮人、中国人への抑圧、入管体制の死の重圧に何一つ関心も示さず、「戦前の」日本については反省するかのような言辞を口走りはしても、戦後の日本、現在の日本そのものの否定をもって中国問題をとりあげようとは決してしないのは、その体質を示すものである。もちろん、日帝のアジア侵略を阻止する闘いにおいて、戦前の日本の侵略を反省し、日中友好を望む広汎な人びとの存在は、大きな力であり獲得されるべき対象であるが、アジア人民の解放闘争と連帯し日帝打倒をめざす闘いを、こうした抑圧民族としての日本人民の位置を無視した「友好」にすりかえるところに、スターリン主義の反動性が示されてくるのだ。われわれが入管闘争で取り組んでいる課題は、反スターリン主義の闘いを、生々しいアジアの現実のなかで貫徹する本格的な試練なのである。

われわれが、日帝のアジア侵略という七〇年代の新しい攻撃を食いとどめることによって、これまでの日本階級闘争の限界を突破し、帝国主義打倒の闘いを世界とアジアのなかに位置づけ一層具体的、現実的なものに深めていこうとする姿勢は、当然のことながら日本の階級闘争のあらゆる部分にも適用されうるし、されねばならぬものである。われわれが、在日朝鮮人にたいするみずからのかかわりを深く反省し、アジア人民の自己解放闘争を日帝打倒の闘いにおける連帯の対象として深くみつめつつあるように、われわれは日本の社会のあらゆる分野で、日々、日帝の支配と現実に闘い、自分の力で自分の解放をめざして闘っている人びとの存在をさらに知り、学び、それを日帝打倒の現実の力として位置づけ、連帯することが必要なのである。

すでにのべたとおり、日帝の全分野にわたる行き詰りは、労働者、農民や学生はもちろん、自衛隊員はじめあらゆる職業の、あるいは地域の人びとの犠牲を増し、いたるところで闘いをよびおこし、しかもそれが権力との激しい多様な闘いとなるものである。これまで、ともすれば、こうした闘いを「諸要求運動」として改良主義的に利用し、本来の階級闘争と切断させ、票集めの道具としてきた日共への直接的反撥から、それをしばしば無視、あるいは軽視し、あるいは「階級的立場がない」と切り捨てがちであったわれわれは、改めてこうした人民の自己解放のバネを含んだ闘争を、正しく位置づけることを実践的にも迫られているのである。階級闘争とは、観念的なスマートなものでなく、生きた人びとの生活に根ざし

た多様な姿であることを把え、しかもそれを、日帝打倒の基本的水路に、それ自身の発展として合流させていくことが必要となっているのである。三里塚農民の闘いを代表として、砂川、北富士、日本原、長沼をはじめ全国でつづく農民の基地闘争、土地闘争、あるいは富士、水俣をはじめとする公害闘争は、非プロレタリアである農民、漁民、地域住民という階級的には雑多な人びとが、それ自身の運動として、場合によっては労働者以上に強力な打撃を日帝に与えていることを示している。こうした戦線の拡大、自立した闘争主体の登場は今後ますます増えていくだろうし、これを日帝打倒の主体である労働者階級との連帯勢力として位置づけ、いかにその発展をかちとるかが、生きた革命論の問題として問われるのである。ここでも、スターリン主義との闘いが、単純な諸要求＝選挙対労働者＝実力闘争といった次元から、より具体的な白兵戦へと発展するのである。

これは、何も非プロレタリア諸階層の運動についてのみいえることではない。何よりも労働者階級本隊の闘いそのものにおいてこそ、もっとも具体的に、生身の労働者がその生活と感性のなかで闘っていく現実性をつかみとり、労働組合運動の全分野においても、旧指導部に代わるべき、全労働者階級の革命的指導部をつくりだしていく闘いが必要とされているのである。

総評、社会党の崩壊は、労働戦線において戦後二五年間にわたって蓄積されてきた戦闘的労働運動に最後的危機をもたらしている。一方では、新労務支配の行き詰りのなかから、新しい労働者の不満と抵抗が頭をもたげはじめ、旧来の戦闘的労働運動の伝統と、新しい青年労働者の怒りと、より広汎な労働者の不満とが複雑に交錯した状況が職場に生まれている。これが、高度成長の曲り角によって、まったく新しい流動に発展する可能性は十二分に存在しているのである。問題は、その胎動をよく把え、労働者大衆の内部から、運動へ組織していく指導的勢力が、そこに登場しうるか否かにかかっているのである。

一九六九年一一月の闘いは、七〇年代を拓く一大決戦であり、革命的左翼は、六〇年安保以来一〇年間の、六七年一〇・八羽田闘争以来二年間の全勢力を投入してこれを担い切った。七〇年六月は、この切り拓かれた七〇年代の地平を日本の社会に定着させ、新しい歴史に向かって進撃する大デモンストレーションであった。日本の社会の根底からの激動に対応して、既成政治勢力再編成の枠をのりこえて、より本質的な新しい力の結集、成長が進められているのである。いまや社会勢力として完全に根をおろした革命的左翼運動にとって、その名にふさわしい、全体的力量が問われているのである。

労働戦線、学生戦線における、新しい戦闘体制の構築と並んで、農民、地域住民、在日アジア人民、部落人民、婦人、自衛隊員等における闘争主体が形成され、強力な闘いが始まっている。議会、地方自治体、行政、司法等のあらゆる戦線で、革命的思想と運動に身をおいた人びとの活動が模索され始めている。ますます強まるアジア人民の自己解放闘争と連帯し、日本帝国主義の手倒をめざして、全社会的に展開されるこうした運動の蓄積だけが、真の意味で七〇年代の歴史を決定するであろう。支配階級の革命に備えた大戦線とこうした闘う人民の新しい布陣とが七〇年代の日本の再編の基軸なのである。これからが、いよいよ本格的な闘いなのである。

（一〇月二〇日）

日帝のアジア再侵略を阻止する労働運動を

――七〇年代階級闘争と鉄鋼反戦派の任務――

全国鉄鋼青年戦線

〈目　次〉

Ⅰ　反戦派の闘いの到達点
(1)　反戦派労働運動の本格的開始
(2)　鉄の労務支配にくさび打ち込む
Ⅱ　七〇年代鉄鋼労働運動を規定するもの
(1)　急展開する日本帝国主義のアジア侵略
(2)　鉄鋼資本の攻撃の質的転換
(3)　室蘭で本部役員選に初登場――今次役員選の総括
(4)　体制擁護路線公然化と日本共産党の奈落・反革命
Ⅲ　反戦派労働者の任務
(1)　帝国主義を打倒する労働運動を
(2)　大合理化攻勢に反撃し、不抜の工場拠点を
(3)　日帝のアジア侵略阻止・入管闘争に決起しよう

【解　説】

本論稿は、全国鉄鋼青年戦線の機関紙『鉄鎖を砕け』第五号の基調報告の転載・紹介である。

民間重化学工業の中枢たる鉄鋼産業において、反戦派労働者が、全国鉄鋼青年戦線として結晶する大衆的戦闘的母胎は六五～六六年にさかのぼる。六五年春闘は、鉄鋼大手三社二四時間ストライキとして大衆的高揚を発揮しながらも、その敗北から、IMF・JCへの一括加盟策動が進行する。この鉄鋼労働運動の歴史的転換の過程で、民同がほぼ基盤を失い、日本共産党がなにひとつ有効な反撃を組織しえぬなかで、革命的左翼のヘゲモニーの下に青年労働者を結集し、全国的ビラまきをはじめとする反撃の組織化を唯一原則的に展開してきている。

もちろん、鉄鋼資本の労働者支配が、作業長制度、職務給の導入以降、資格制度とZD・QC等いわゆる自己管理へと新たな様相を加えるなかで悪戦苦闘が展開されている。強権的に抑圧され、巧妙に差別・分断され、末端にいたるまでの組合役員

が、資本＝職制に丸ごと飼い慣らされているなかで、しかし、そうであればこそ潜在し、ときとして噴出する労働者の情熱を支え、闘いを前進させてきたのであった。

他方、六七年砂川、一〇・八羽田闘争にはじまる階級闘争の新たな推進は、青年労働者に新しい出発点を与えるものとなった。

こうして、六八年夏、八幡・富士合併の発表に象徴される鉄鋼資本の攻撃に対決する全国的結集体として、鉄鋼青年戦線が誕生する。一年後の六月、全国一二カ所の八幡・富士全工場に「合併反対、屈辱の歴史を断ち、いまこそ反撃を開始しよう」とビラ入れを貫徹し、闘いを宣言した。一一月決戦でいっさいの蓄積と組織をかけて闘い、二〇名もの逮捕をうけたが、闘った自信に支えられ、三月全国反戦討論集会金属分科会の基調報告をにない、鉄鋼労働戦線における唯一の左派全国指導部隊として、将来に果たすべき重責を内外に決意することとなる。

一一月以降の闘いは、以下の論稿にもあるとおり、新たな拡がりを獲得してきている。そして今日、日本鋼管や新日鉄室蘭等の拠点をはじめ、北海道から北九州、長崎にいたる全国のほとんどの大工場に反戦派労働者が存在し、鉄鋼資本と鉄鋼労連の帝国主義体制擁護の御用幹部と対決する運動体が着々と築きあげられている。

「鉄は国家なり」といわれるごとく日本帝国主義の背骨に肉迫する鉄鋼反戦派の闘いの前進は、日本労働運動の右翼的再編のなかで七〇年代日本労働運動にとって画期的位置をしめていくであろう。

（編集部）

はじめに

昨年六月、八幡・富士合併反対のビラ入れを皮切りに、全国の鉄鋼労働者の前に公然と登場した反戦派の全国的結集体、われわれ全国鉄鋼青年戦線は、そのすべての力量を一〇、一一月決戦に投入した。以降すでに一年、獄中同志の不退転の闘いを軸に長期勾留、処分等々の階級的報復をはっきり打ち破り、弾圧を闘いの武器に転化して前進してきた。

「一一月決戦で切り拓かれた地平を大胆に打ち固めよ！」を合言葉とした三月全国反戦討論集会から七〇年バリスト春闘、ニセ時短粉砕、六月安保決戦、組合役選に連なる闘いは、確実に飛躍を獲得してきた。崩壊著しい民同に代わって、反戦派こそが七〇年代の革新主座を担う現実的部隊であることを示した六月安保決戦、まさに「日帝のアジア侵略を内乱に」という旗を公然と掲げた反戦派は、鉄鋼においても階級闘争の主流派に成長する一歩をふみだした。

急ピッチで展開する日帝のアジア侵略は、鉄鋼独占をして一層収奪の強化を図らせるばかりか、企業意識と右派組合主義者をテコとして、排外主義思想で国内侵略体制構築にむかわせている。危機深まる鉄鋼独占の生産諸関係のなかで、反戦派こそが資本＝組合主義と日共スターリン主義と対決し、労働者の不屈なエネルギーに展望を指し示し、真の主流派の地歩を築かねばならない。それが労働者の苦悩に答え、プロレタリア解放への道であるからである。

五〇万鉄鋼労働者のなかではいまだ微力であるが、そうであればこそ、この間、確実に飛躍をかちとってきた闘いの教訓を血肉化し、今秋から七〇年代への展望をしっかり打ち固めなければならない。

I　反戦派の闘いの到達点

(1)　反戦派労働運動の本格的開始

七〇年安保の六月決戦高揚の内容こそ、反戦派労働運動の今日的到達点を、もっとも鮮かに示したものである。少し時間が経たが、「七〇年六月」にわれわれは何を獲得したのかをまずふまえておきたいと思う。六月一四日、代々木公園を埋めつくす全国反戦・全国全共闘の七万の部隊は、社共が唯一かけた二三日の集会に比べ、総評民同を上まわり、日共＝民青に半数へとせまったのである。権力・マスコミが「ゲバ抜きカンパニアへの転換」を中傷しようと、六月安保決戦の意義は薄まるものではない。

六月決戦の第一の意義は、カンボジア侵略にアジア会議主催で答え、一気に侵略にふみこむ日本帝国主義にたいし、「日帝のアジア侵略の危機を内乱へ」という革命的思想で大衆的に闘いとられたこと。これは日帝の海外侵略にたいし、「沖縄奪還、安保粉砕・日帝打倒」とあわせて、ロシア革命におけるレーニンの労働者国際主義を現在に復権させるものである。排外主義と闘ったこの革命的スローガンのみが戦闘力をよく引きだしたのである。

第二に、戦後革命敗北以降の二十数年、日本労働者階級の主座に位置した総評民同が、社会党と崩壊を相互に加速させるなかで、反戦派労働者・学生がそれにとって代わったことである。

第三に、一一月決戦の鋭い闘いのうえに、「七〇年六月」＝全民衆的決起のエネルギーを大きく引きだすことによって、七〇年代にむかって巨大な内乱の芽を定着させたのだ。六月の戦術自体が「ゲバ抜き」であろうと、一一月の闘いが前提であることは、反戦派と職場労働者との断層の拡大にみられるし、その担い手がもっともよく知っている。

六月決戦こそ、一一月の自己の生存をかけて闘う飛躍に加え、革命的思想でもって労働者を組織しぬくもう一つの飛躍をかちとったのである。この力は、七二年にいたる日帝の侵略体制構築との総力戦を闘いぬくなかで、幾倍化することによって、六月決戦の真の意義を完結させていくのである。

社共が日帝のアジア侵略の攻撃に、排外主義につまずき、沖縄・安保にいっさい政治的無方針であり、あるいは選挙主義に転落するなかにあって、革命的左翼を中核とする全国反戦・全共闘の部隊によってのみ六月決戦の高揚が切り拓かれたことは、社共に代わる真の前衛党建設の課題を緊急のものとして受けとめねばならないのである。

(2)　鉄の労務支配にくさび打ち込む

新日鉄合理化、四―三制のすさまじい合理化攻勢、総評解体から全民懇の結成をとおして帝国主義と資本を擁護する労働運動の完成を図る資本＝組合主義者、これらの困難な状況下でもわれわれ鉄鋼反戦派は、全国的な反戦派の闘いの前進に支えられ、着実な飛躍を獲得してきた。

その第一は、反弾圧闘争の攻撃的展開である。日本鋼管反戦会議の中間は、六月末保釈の熊谷末男君を先頭に、三カ月以上もの解雇撤回、就労闘争を闘い、鋼管三万労働者を大きく揺るがしている。

その闘いは、一一月決戦で不起訴―出勤停止処分以来、直接作業長の監視下におかれた仲間ら三名の公然たる職場役選への登場という内部の闘いと、地区反戦、京浜地区処分粉砕共闘との連帯をもって展開されている。駅頭カンパと署名への大量的支持のなかに、鋼管労働者の流動化をみてとることができるし、日共拠点にクサビを打ち込んでいる反戦派のこの闘いこそ、戦後革命や昭和三〇年代の砂川、安保闘争で示した鋼管労働者の闘いを引きつぐものなのだ。

また規模は小さいとはいえ、新日鉄中研の西海（五月末保釈）、土田両君の休職撤回闘争は、職場・組合総体を巻き込む原則的な闘いから、門前ビケを突破して職場に座り込む実力闘争、内部の「両君を支える会」の結成、そして、地域や新日鉄八万労働者に伝播する闘いとして展開されている。

第二は、反戦派の公然とした登場による大衆獲得である。室蘭職場反戦の仲間は、六六年JC加盟反対闘争以来の支部・青年部活動にふまえ、組合の右翼化に抗して、不当労働行為摘発、予備直出勤、ニセ時短粉砕など、少数派の独自的闘いを追求している。一方では道反戦の中枢部隊として、長沼をはじめ反戦闘争をその敵対者革マル派と闘いつつ担っている。そうしたうえにこの夏、鉄鋼大単組史上はじめて反戦派として本部役選に立候補し、日共＝民青の恥ずべき裏切り＝ビラ入れによる反戦＝反トロの宣伝を打ち破り、大衆的支持をえたのである。次章で詳しくのべるが、伊藤・岡田・栗林の三君は、「一夜」にして日共と互角の票をえた。

また一方三菱長崎では、反戦闘争とともに反合理化闘争＝三分の一配転を中心とするFCM合理化に反戦派の方針を掲げ、大きく民社―資本に打撃を与えたがゆえに役選直前に長期出張の攻撃をかけられたが、残った仲間が執行委員に二名が立候補し、民社を打ち破り、当選したのだ。

この二つの闘いは、悪しき「統一と団結」で右派批判すらできぬ日共が大衆的支持を急速に低下しているなかで、孤立を恐れることなく階級的・原則的に資本、右派と闘うことによってこそ、職場労働者の反戦派への支持が、ダイナミックに集まるものであることを示している。

第三は、生産点での拠点構築の前進である。その代表として日本冶金の仲間をあげねばならない。昨年のASPAC闘争以来、専任デカが張りつくなど権力と資本の弾圧はすさまじいが、拠点職場では三月以来でもQC、春闘、配置転換、そして役選とかけてきた資本＝組合の攻撃を一つ一つ完全に粉砕し、逆に戦線を強め、拡大している。

名前をあげることができない他の工場でも、一大の反戦派が、確実に新しい仲間をつくりだすことによって、冶金につづく生産点拠点をめざして奮闘していることをつけ加えておこう。

第四は、新日鉄合理化にたいするわれわれの闘いには、三菱長崎の闘いや、四―三制への室蘭・九州の闘い以外になく、決定的に立ちおくれていることを見なければならない。

総体として、一一月以降役選にいたるわれわれの闘いは、一一月の自己の飛躍に基礎づけられて、確実に前進してきたと総括できるであろう。一九六〇年代前半に、富士中研の組合結成をもって大衆的に始まった社共を越える運動は、JC反対闘争にいたる営々たる神奈川の闘いが、六七年一〇・八以降の闘いのなかで全国化をかちとり、六九年一一月決戦で公然化を獲得した。その質が、反戦派の政治的立場を一挙的に（多くの制約付だが）巨万の労働者のなかに明らかにさせ、まったく闘いのない工場からでもわが全国鉄鋼青年戦線への結集を容易にさせたのである。

そして三月全国反戦討論集会に、唯一鉄鋼内での闘う左派であり反戦派の全国組織であることを、分科会基調報告と全国結集をもって示した。以降拠点での闘いの前進と数回におよぶ唯一の全国ビラ入れの闘いをはっきりふまえ、次は具体的闘いをもって産別組織としての飛躍をかちとらねばならない。開店休業、展望のない鉄鋼社党協や、労働運動＝階級闘争とは縁のないただわれわれに敵対するだけの日共＝民青に対決し、青年戦線こそが、鉄鋼労働者の産別左派指導部の位置を名実ともに確立しようではないか。

Ⅱ 七〇年代鉄鋼労働運動を規定するもの

(1) 急展開する日本帝国主義のアジア侵略

六月安保決戦とわが鉄鋼反戦派の闘いの総括をもって、七〇年代階級闘争の担い手が反戦派以外にないことを明らかにしたが、七〇年代階級闘争を規定する要因にふれていくことにしたい。

まず最初に、七〇年代は帝国主義世界体制の危機がアジア危機として現出するなかで、日本帝国主義のアジア侵略が時代の（階級闘争の）基調である。より正確には、帝国主義のアジア侵略体制の構築が、労働者民衆の抵抗を不可避とするがゆえに両者が総力戦をもって衝突する時代、革命と反革命が内乱的死闘を展開する時代、したがって全民衆に侵略を阻止し、その危機をプロレタリア解放に積極的に利用する（＝内乱に転化する）のか、それとも破壊と混乱のうえに帝国主義の延命を再び許すのか、という歴史的選択をせまられる時代である。

すでに幾度も明らかにされ、驚くべき急ピッチで展開しているベトナムの敗勢とドル危機の下で、ニクソン・ドクトリンをもって建て直しを図った米帝は、その出発のカンボジア侵略をインドシナ人民の総抵抗で解決不能の泥沼にますます引きずり込まれ、国内には反戦闘争の嵐と保守二分裂のかつてない政治的混迷、インフレと不況の同時的到来という経済的破綻に逢着している。そしてついにはカンボジアをはじめ南朝鮮、フィリッピンから大幅に後退せざるをえなくなっているが、もちろん、アジア諸国を侵略・参戦体制に徹底して動員することで巻き返しを図るものである。

このアジア危機を補強する唯一最大の柱こそ、日帝のアジア侵略にほかならない戦後労働者への高搾取のうえに肥大化した日帝は、商品輸出、原材料輸入、過剰資本の投下とアジアを完全に自己の経済圏として組み込んでいる。マラッカ海峡防衛論を財界が危機感をもって唱えるのは、アジア民衆の決起が日帝の死命をも制することを、よく知るためである。アジア侵略はみずからの経済的利権の確保のみならず、政治的軍事的危機それ自身を日帝の危機ととらえ乗りだすものにほかならない。

その日米共同声明の路線＝七二年沖縄ペテン的返還をもって準備を整え、本格的に進出せんとしたテンポは、アジア危機の深化のなかで急ピッチで具体化、現実化の過程にはいっている。カンボジア侵略にたいする「アジア会議」の主催、日華協力委の三億ドル借款、米軍削減にたいする政治的ツカミ金という、日韓閣僚会議の一・五

億ドル借款はその象徴である。

このように侵略に乗りだす日帝は内外にわたって侵略体制構築に乗りだしている。①七二年から始まる四次防による自衛隊の大幅増強、米軍基地の自衛隊移管、自衛隊沖縄派兵等による日米戦略体制の強化と、人民への国防論、自主防衛論の鼓吹、②闘う人民諸階層への弾圧強化、政治組織ともっとも英雄的戦士への破防法適用、人質裁判による戦前型弾圧の開始、③既成左翼の労働運動を完全に変質させ、アジア侵略に協力する＝帝国主義擁護の労働運動の開始、④当面する侵略体制構築の中心環として、在日アジア人＝朝鮮人にたいする入管法再上程、永住権申請をとおし、民族抑圧を朝鮮侵略と呼応して開始している。

今秋国会への入管法再上程は、在日六〇万朝鮮人の存在自体が、アジア侵略、朝鮮侵略にむかう日帝の脅威となっており、一切の政治的権利を剝奪し、治安弾圧対象とすることに加え、戦前と同じく日本労働者階級人民を排外主義・愛国主義で武装しようとするものである。

われわれは、今秋の入管闘争のなかで「侵略はまだ始まっていない」とか「われわれは抑圧民族ではない」などという全共闘・全国反戦内部に存在する排外主義を克服し、労働者国際主義の資質を獲得しなければならない。

そして七〇～七二年にいたる過程は、この入管とともに、朝鮮・台湾の防衛に日帝が積極的姿勢を確立する過程（沖縄をアジアの軍事的拠点化、永久核基地化することをとおして）である。

帝国主義擁護の路線を明確にしつつある右派組合主義者と、帝国主義の侵略の危機を内乱に転化し、もって根底的な解放をめざす反戦派の闘いが新しく登場したのは、まさに日帝のアジア侵略という情勢にたいする歴史的必然というべきものであろう。

(2) 鉄鋼資本の攻撃の質的転換

三月三一日の新日鉄の発足は、鉄鋼資本の労働者への収奪強化、思想攻撃が新段階を画したことを意味する。『鉄鎖を砕け』三、四号（全国鉄鋼青年戦線機関誌）で予測し警鐘したが、すでに四月以降の四―三制、中小編成等をふまえて、七〇年代階級闘争の規定する第二の要因として、展望しておく必要があるだろう。

新日鉄発足は第一に、戦後史上類例のない規模と深さをもつ再編成合理化攻撃である。君津・大分両製鉄所は、ほぼすべてオンラインコンピューターを駆使させ、造塊分塊工程を省略、連続化する連続鋳造等新技術を駆使した高能率千五百万トン体制である。この新製鉄所の生産性に旧製鉄所を合わせるべく、リプレースプラン（八幡、戸畑のマスタープラン、室蘭のプロジェクト五〇〇、広畑ＮＨＫの構想等）によって品種調整、高級品種、特殊鋼部門への進出、脱皮が図られようとしている。それは、鋼管の扇島構想や千葉川鉄のリプレースプランに拍車をかけ、八幡富士系特殊七社の統合（新日鉄の手で直接立案にかかろうとしている）に厳しく襲いかかるのである。七〇年代は、鉄鋼資本が多くの矛盾につきあたらせるが、下請、中小を含む再編成は、ますます構造化し、不可避となるであろう。

第二に、この生産体制は極度の労働者収奪（要員・時間管理・配転）の強化と自己管理を押しつける。七〇・七一年度で全社二九〇〇人君津、大分への配転は、強制的に行なわれており、一〇月実施予定の新資格制度は、六六年に実施した制度が大きく矛盾に直面し

たことを裏書きしている。今後でてくる労務管理制度は、作業長制度・職務給・自己管理の資格制度と、ほぼ一巡した制度の手直しとして、改悪としてある。そして今日、労務支配の中心環は、労働者が資本の下に自己管理する資格制度である（新日鉄では資格制度は、定昇、一時金配分、職務、職能給、業手、退職金と結びつき、根幹となっている）。

第三に、しかしながら旧来の労務管理形態ではたとえ部分的手直し、強化によっても大きな壁に逢着していることと、日本帝国主義の背骨としての鉄鋼独占自身が直面しているアジア侵略の危機の緊迫の下で、支配者階級の労働者支配は、企業意識と右派組合体制を突破口に、帝国主義的思想、排外主義イデオロギーの下に転化するという質的大転換をとげるであろうことを、明確にみすえなければならない。

新製鉄所建設を軸とした企業間競争を第二次合理化の過程で構造化させた鉄鋼資本は、敗戦の偉大な遺産ともいうべき政治的支配の脆弱性（反戦意識、あるいは戦後民主主義のなかに革新的思想――もちろん限界つきだが）に規制されてはいたが、資本を前提とする民同に支えられて驚異的高度成長を達成させてきた。だが合理化の過程でいち早く民同の基盤を掘り崩すことで、民同を完全にパージした「職制の直接支配」はＪＣを成立させ、今や帝国主義のアジア侵略の危機の下で、侵略体制構築に無自覚的屈服ではなく、意識的擁護の路線を展開しつつあることに注意を喚起し、これと対決する闘いを築かねばならない。右派＝資本の政治的支配の攻勢は、すでに北九州や釜石等地方自治体選挙や、国会議員選挙のなかで同質のメカニズムで展開しているし、現に南朝鮮国営製鉄所建設を一手に引き受けた新日鉄・鋼管は（もっとも海外投資は多い）、自己の内に熱狂的排外主義で動員する核を構造化させている。そこに戦前、鋼管、室蘭、八幡の現場で幾千、幾万の朝鮮人労働者を強制労働させ、虐待してきた民族抑圧の再現をみないわけにはいかない。反戦派労働者の資質にかけて絶対にその道を粉砕するため、「死すべきは独占資本であり、日帝である。日朝労働者こそ死んではならない」思想を大衆的に打ち固め、今秋入管闘争に勝利せねばならない。

第四に、労働組合の帝国主義擁護路線の積極化である。七〇年安保闘争に「日米安保体制を評価」、日帝の「自衛力保持を承認」して敵対した鉄鋼労連は、七一年度運動方針で「体制変革のための運動には不参加」を方針化させ、ますますＪＣ―「組合主義」の体質をあらわにしている。組織的にも、七二年に新日鉄労組と労働戦線統一完成の目標をおき、内部的には中小労組のみならず下請労働者を大手ダラ幹が支配する地本化を発足させ、外部的には総評を丸ごと解体させ、ＪＣを大衆運動の次元まで拡大することを画策している。賃闘、反合理化闘争においても、資本の収奪体制にすっぽり組み込む、長賃路線を敷いている。

かくして、新日鉄合理化を頂点とする資本の攻撃は、高搾取・災害の激増として労働者の不満や怒りを不可避としながらも、企業意識から帝国主義的思想へとブルジョアジーの攻勢の質的転換の前には、まさに疎外労働の根底にせまる労働者の思想性（革命的マルクス主義）と、日帝を打倒するトータルな根本的思想性を抜きにして、即時的利益・権利を獲得できないし、労働運動を展開できないことを大衆的に公然と明らかにせねばならない。

(3) 室蘭で本部役員選に初登場——今次役員選の総括

急展開する日帝のアジア侵略、鉄鋼資本からの攻撃の質的転換に加えて、労働運動の危機のなかでも、労働者のなかに不屈な潜在力が、現在的に存在することを、われわれの運動の基盤としてはっきり確認しておく必要があるだろう。ここでは二年ぶりに行なわれた今次組合役員選挙の結果の分析をもって解明することにする。

a 八幡労組

二年前の役選では、合併と七〇年安保の成否をかけて、また四年前に進出した三役中二名の左派がポストを防衛するか、それとも組織統合させた組合主義を資本が勝たせるか、という史上かつてない激しい闘いとなった。その結果、政策協定を結んだ左派の社共は、得票の上では大きく後退したが、闘って敗れたなかから社党協の間に「少数派の運動を指向する」との「自信」を生みだしたのだった。

七〇年役選は、「新日鉄諸合理化と八幡・富士組合統合」への対応を直接的争点とし、過去二年間の闘いの大衆的評価の場であった。組合主義者は、「マスタープラン実現で、合理化の成果配分を」とか、新日鉄労組は「単一運営を基本とした連合会方式を」と、あいまいな表現のなかに彼等の思想を貫き、政策要綱のビラから投票所での参考とする小型リーフレットまで、各種の違反文書を職制と組合機関ルートで大量にバラまいた。そして一万以上動員したといわれる各種の決起集会・激励会を開いたのである。

それにたいし社共はポストのみ前回とほぼ同じに調整し（三役執行委で社党協一一、日共一二）、右派とほぼ全面対決し、加えて反「組合主義」を掲げて結成した民同右派の革新同志会（四月）と、公明党、創価学会の新労研＝新日鉄労働問題研究会が立候補し、労働者の思想＝党派系列が一層鮮明化した選挙となった。

特徴は、右派は全ポストを再び独占したとはいえ、三役段階では四千五百票も減らしており、宮田らは全組合員のわずか六割からしか投票されていないが、一方伸びを伝えられる社共は、清水が一六〇〇、高橋二三〇〇、佐藤忠七〇〇と票を増大させているが、左派分裂の同志会の立候補とりやめ、または得票減を食っているのだ。右

八幡労組

ポスト	組合長			副組合長		
年	'66	'68	'70	'66	'68	'70
当選（所属）	宮田早苗（組） 一九一六五	宮田早苗（組） 二七八二二	宮田早苗（組） 二三二八七	田辺 （組） 二三七一〇	晴気健三（組） 二七六九三	野口真道（組） 二三一六五
				佐藤忠義（社） 一九五二〇	野口真道（組） 二五八二九	賀地康明（組） 二一五四八
落選	高橋鉄雄（社） 一四四一一	高橋鉄雄（社） 一〇四六六	高橋鉄雄（社） 一二七三三	ほりはた（組） 一六九九三	佐藤忠義（社） 一一九二	佐藤忠義（社） 一一九一一
	砂川 四七六七			下屋敷 （社） 一二三九五	清水 亮（共） 九七五一	清水 亮（共） 九七五一
					中門 勲（同） 八一〇九 六一五四	小池儀七郎（同） 三九八五
無効	1,642	1,025	1,298	8,362	3,675	4,276

派の得票減は投票総数の低下にほぼ相当する。こうした総括は、全体を一八に分割した執行委選において、左派は前回に比べ得票を増加させているところはないことをみれば一層明白となるのである。

五名をたてた公明党——新労研は戸畑三部で二割、鋼材部と戸畑一部で一割の得票をえて日共の票と互角、同志会を上まわる力を示したのである。新労研は組合主義を批判しつつも、「経済闘争主義、政治スト反対」という政策を掲げている。また同じ中間派の革新同志会（社党協除名組）は、右派の組合主義に対抗して「組合員第一主義」なる欺瞞的スローガンを掲げているが、左派分裂に狙いがあるのだ。

右派組合主義者の大幅得票減、左派の微増ないし現状維持をもって終わった八幡役選は、だが左派社共の闘いに労働者の支持が集まったものではないことは銘記されねばならない。なぜなら「エリート」を送ったはずの君津では、右派二七〇〇～三〇〇〇にたいし、社党協は一〇〇〇～一二〇〇票を得、その率は八幡現地と大差ない。つまり、現地以上に左派の姿がまったくなく、職制介入が唯一の選挙運動であるなかでの投票は、近代的で疎外された労働、四―三制のなかで生産体制への怒り、組合への不信の表現なのである。たとえば堺では、前回右派二〇〇〇に社党協八〇〇、今年は右派に信任二〇〇〇に、不信任八〇〇と、左派が立候補しなくても右派の得票がまったく同じという結果からも結論づけられるのである。

事実、過去二年は、日共は労働運動から逃亡し選挙主義へと転落しているのだし、社党協といえども「少数派の闘い」が門前ビラ入れ、予備直出勤闘争にとどまり、組織的実践において展望も現実的展開もなく、大衆的運動としては後退の道を歩んでいるのだ。

b 富士労連各単組

組合として大手最後の民同拠点の広畑・釜石が四年前の選挙で右派組合主義者に城を明け渡して以後、左派＝日共の影響力が一層後退するなかで、わが反戦派の同志がはじめて登場した。

まず室蘭の過去三回の役選結果の一部を表のように比べてみよう。前々回まで、西沢・北川を当選させてきた日共は、三割づつも得票を減らしている。これは職能制度など労働者支配の強化に、何一つ反撃することなく逃亡した日共＝民青への、労働者の冷酷な評価である。日共の得票減とは対照的に無競争ポストの右派への不信任（白紙）はますます増大し、左派の得票をも越えている。

そしてこの間、唯一労働者の前に闘う方針をだし、資本＝右派と闘ってきた室蘭の反戦派は、日共＝民青の卑劣な妨害をけって選挙戦を闘い、「責任ある左派」の位置を不動のものにした。伊藤・岡田・栗林の三君をたてた反戦派は、門前、寮、社宅ビラ入れと、短い昼食休憩時間を全職場を合法的に演説して廻るという精力的な闘いのなかで、「新日鉄、日帝と対決する労働運動を創造しよう」「七〇年代——日帝のアジア侵略開始の下で、労働者の未来を切り拓くのは日共ではなく唯一反戦派である」と、この間の不当労働行為摘発、ニセ時短粉砕の闘いをふまえて訴えたのである。左表の結果のとおり、「日共＝唯一の前衛」なる神話はもろくも大衆的に粉砕されたのだ。

投票日が近づくにつれて、この危機意識が高まった日共は、二日前、「室蘭青年労働者会議」を名指しして、「独占資本の反共攻撃に呼応する反戦青年委員会」という恥ずべきビラ入れを行なった。そ

室蘭労組

ポスト	執行委員		
年	'66	'68	'70
当選（得票）	1 大野吉三郎（組）四四一七 6 桃山行雄（組）四〇九一 12 西沢哲男（共）三八四四 14 北川　忠（共）三六三三	1 矢内敏光（組）五三五八 5 大場博海（組）五〇九五 10 小玉敏夫（組）五〇〇六	1 小玉敏夫（組）四八〇〇 5 鈴木雄太郎（組）四五三七 10 小山正浩（組）四四一二
落選（得票）	1 柳瀬義三次（社）三五八〇 3 西原羊一（共）三三二六 4 黒田紘生（社）三二六九	1 西沢哲男（共）二七四四 2 北川　忠（共）二五五〇	1 神　弘子（共）一八四六 2 北川　忠（共）一八二六 3 伊藤弘康（反）一六〇七 5 岡田　勝（反）四七七 8 栗林　弘（反）三五四 9 東　俊清（共）一三三五
定員（立候補）	14（19）	10（16）	10（19）
組合員数	8,830	8,189	7,612

釜石労組

ポスト	書記長		
年	'66	'68	'70
当選	新沼　行（組）三四二〇	藤平幸一（組）二八八九	高橋　豪（組）二九六九
落選	足立行男（共）二二一三	針生達雄（共）二〇四六	針生達雄（共）一三三九
白・無	177	136	

氏名上の当（落）選順位を示す

広畑労組

ポスト	副組合長		
年	'66	'68	'70
当選	阪口　強（同）五八五二	篠原未広（組）七三〇九 山本　勉（組）七〇六四	山本　勉（組）六五一二 水田勝造（組）六四八〇
落選	阿部光雄（同）六一四〇 藤山文夫（社）四九〇四	岩崎　正（同）三三九〇 香月正美（同）三一七三	藤原憲男（社）三一二七 池上竜男（同）三〇一五
無効	1,690	1,378	744

れは、七〇年代の反戦派労働運動は、日共との理論的実践的闘争に勝利せずして切り拓けないことを端緒的に示したものである。

他の富士労連単組で特筆すべきことは、釜石では右派の新組織＝釜鉄労研が結成されたこと、日共が急速に支持票を低下させていること、広畑では藤原氏を先頭とする民同左派が、四年前の敗北後はじめて選挙にでたこと、三役は社党協と民同右派の同志会（石田・香月ら旧社党協系）とが組んでたち、執行委員には同志会五、社党協五、日共五と立候補を調整し、組合主義正統派＝正労会と全面対決となり、日共の八〇〇位の得票減以外はほぼ前回同様の結果となっている。

また過去二年間で一五〇〇名の組合員増の名古屋では、日共が一七〇〇でそのまま、組合主義者は前回に比べ一五〇〇増となった。

c 日本鋼管

鋼管では、最大の合理化――川崎・鶴見・水江製鉄所の三所統合と扇島計画――に歩調を合わせた組合官僚体制として京浜労組を八月発足させた。それを前提とした役選に右派は、執行委員長と書記長に川鉄から、副委員長と書記次長に水江と鶴鉄から二名づつ――つまり三役六名を旧三所二名づつふりわけるという醜い自己保身の末出馬、一方「唯一の左派」である日共は、副委員長に木原敏昭一人しかたてないまでに対決の思想を失い、「伝統」も地に墜ちてしまった。結果は一万千にたいし四七〇〇、三地区選出執行委員の段階では川鉄で少し票を伸ばしているが、水江では一二〇〇から八〇〇へと大幅に低下させている。昨年一〇、一一月決戦以来、とりわけ熊谷君の就労闘争以来、二万労働者を揺るがす闘いを組んでいる若き反戦会議の三名は、支部段階で立候補し、鋼管労働者の闘いの歴史を日共に代わって引き継ぐべく着実に闘いを開始した。

一層過酷な合理化に直面している中小では、民同の拠点だった大阪製鋼では完敗し、特殊労組で中間機関が完全に職制に押えられるなど、左派の後退が著しいが、わが反戦派はやはり唯一民社、JC系右派に勝って前進していることを確認することができる。

さて、今次役選をまとめてみると

①鉄労研と一水会の合併（室蘭）、釜石の釜鉄労研の結成、鋼管における右派の統合など、組合主義者の全国的な統合、組織化（各単組一つ）がほぼ完成したこと、従来の職制のみの選挙活動に加え職制に組織されながらも右派独自の形を装った決起集会（八幡）や職場選対（広畑）が動き出したこと。

②右派の得票はほぼ前回並みないしは低下、日・共民同は後退し、不信任無効票の増大）これらは左右の闘いの歴史からみれば、一つの流れとして統一的に把握できる）。

③反戦派の登場、進出と概括できるだろう。

労働者のなかに左派ももちろん右派でも掌握しきれぬ力が拡大していること、四―三制や合理化の進行過程でますます増大することをみてとり、わが反戦派こそ、具体的闘いの展開でこれに応えなければならない。現実の労働者総体を反戦派の下に獲得する困難性から逃避することは（反戦内の一部諸君のごとくスト実行委やソビエト運動を夢想して）、実践的に日和見主義、理論誤謬の二重の意味で、われわれと無縁であらねばならない。

(4) 体制擁護路線の公然化と日本共産党の奈落・反革命

七〇年代鉄鋼労働運動を展望するにあたり最後に、鉄鋼独占の労働者直接支配に支えられたところの右派組合主義者の体制擁護路線と、他方「革命の名において革命と敵対」し、したがって鉄鋼の右翼路線には屈服しながら、闘う部分には暴力的敵対も辞さぬ日本共産党という二潮流にたいして、理論的組織的武装なくして勝利的貫徹はないことを明確にしなければならない。

宮田義二を代表とする組合主義者の全国組織＝鉄鋼連絡会議の果たしていることがいかに反労働者的であるか、まさに資本の労働者支配の重要な一翼を担っていることを不十分ながら、Ⅱ章二、三でも指摘した。「階級闘争を否定する」彼らは、労働者の利益を一切独占資本に売り渡すという個別資本と労働者の関係にとどまらず、アジア侵略にむかう帝国主義支配体制の危機にたいし、体制の積極的擁護者として立ち現われているのである。帝国主義段階の支配は全人民的総力戦であることを知っているブルジョアジーは、戦前の産業報国会の果たした役割を、支配構造が転換した今日ここに求めている。われわれは組合主義者が日常的に果たしている醜悪な事実

と闘いのなかで対決しつつ、日帝と企業の危機にたいして、「医者たるべき」でなく墓掘人たるべき思想を公然と物質化しなければならない。

一方、今日、民同が崩壊するなかで唯一左派の位置を占めている日本共産党は、われわれ反戦派の闘いにことごとく敵対してきた。室蘭で役選への敵対、鋼管における名指しのビラ入れ、暴力的敵対、八幡化実支部長候補者の「八化反戦がいう『職場にバリケード』を等の方針には断固反対します」(選挙公報より)、新日鉄東研での役選の組合主義者と組んでの反戦排除、等々。

これは彼らの没階級的な「統一と団結」路線が、「私は組合主義者諸君がまず言行を一致させ、会社との一切のくされ縁を断つよう要求します」(八幡・清水の選挙公報)と、右派組合主義との対決すら恐れるまでに腐敗・堕落したことと無関係ではない。つまりわれわれに「統一を破壊する分裂主義者」というごとく、ブルジョア社会に支配的な意識との闘い、特に鉄鋼資本がふりまく企業意識との闘いを現実の過程で経ずして発展はありえないという階級闘争のイロハと敵対するからだ。

これらの諸事実は、一〇・八以降の全学連・反戦の闘いに東大・法政大、蒲田(自警団)で暴力的反革命集団として登場したことと軌跡を同じくするものである。日共は一一回大会において、党のいっさいの任務を「民主連合政府をつくること」に押し込め、そのためには革命と暴力を否定、合理化には労働者の実利の名で承認(なんと組合主義と同じ!)、ついにはマルクス主義の原典の翻訳上の誤りに還元するなど、革命と訣別して選挙主義の道を一路歩んだ。これは「二段階革命戦略の定式化」なる理論的粉飾の下に、七〇年代の革命と反革命の内乱的死闘に直面し、反革命の立場を宣言したことである。

われわれは、公然と資本と帝国主義の救済者として立ち現われる右派=組合主義と、「革命と労働者」の名において反労働者的・反革命的立場に転落する日本共産党の二大路線に対抗して、帝国主義打倒をめざす反戦派の不抜の潮流を全国的に築こうではないか。

Ⅲ 反戦派労働者の直面する任務

(1) 帝国主義を打倒する労働運動をめざして

すでにⅡ章一、二節でのべたように、危機を深める日帝はいっさいの犠牲を労働者階級人民に押しつけ、それに反逆する闘いにはむきだしの国家権力を発動し、まさに妥協の余地なきアジア侵略の道を進めている。鉄鋼独占と労働者の闘いも、徹底した対決なくして日常的利害さえ解決できない時代となって久しい。

このことは、現代社会への根底的否定の立場、まさしく帝国主義を打倒する「革命」以外に、出口がないことを示している。奴隷の待遇改善ではなく、賃金奴隷制度そのものが廃止されねばならないのだ。

インドシナを戦場とする反帝国主義・反植民地闘争と、ドルを基軸とする国際通貨体制とを二大導火線とする戦後世界体制の根底的動揺は、レーニンが指摘した「帝国主義の時代は革命の現実性の時代」であることを、今や四たび歴史上にくっきりと浮かびあがらせているのである。侵略と戦争、いたるところで旧秩序の崩壊、人民

諸階層と支配階級の暴力的衝突。

思えば戦後革命の敗北以降、日本の労働者階級はあまりにも長く平和的階級闘争に慣らされてきた。だが六七年一〇・八羽田闘争以降、全学連の学友が切り拓き、そして「労働者だから」という安住を突破して機動隊せん滅——全都ロックアウトに陥し込めた一〇、一一月決戦、この荒々しい闘いに反戦派労働者が決起したことは、日本階級闘争のなかに、ついに「革命の現実性」を「現実の革命」に転化していく主体が形成されはじめたのだ。わが鉄鋼反戦派の資質は、高田馬場や蒲田の激闘の最前線を担い、また平山団長を中心とした五名の被告同志が、一年近くも完黙と非転向の獄中闘争を闘っているなかにけん引されている。

沖縄・本土の燃えあがる民衆の力をベテン的七二年「返還」でたぶらかし侵略にむかう日帝に大打撃を与えて階級平和なき侵略体制を余儀なくさせたのである。

もはや、反戦派労働者の闘いは労働組合運動一般ではなく、アジア侵略を阻止し、その中心にはっきり「日本帝国主義打倒」の旗をうちたて、革命を指向する労働運動としてとらえ返さなければならないのである。今日、鉄鋼労働者への諸攻撃も、日帝が鉄鋼独占を媒介としてアジア侵略体制を構築する不可欠の構成要素としてとらえ返すことなしには闘いえないのだ。

きたるべき七〇年代—激動の時代には、現在は屈辱的に押し込められている労働者も、一九二〇年、八幡二万の大争議や戦後の革命的高揚期に体験したように、また近くは六八年フランス「五月革命」のように、労働者と権力の大量的激突、労働者の分裂等、この階級関係の躍動を、平和時では一〇年に相当する体験をもわずか一週間のうちに凝縮して経験してしまうであろう。

今日、われわれに必要なことは、その激動を国家権力を奪取し「革命」にむけて止揚しうる指導部隊を形成すること、明確な政治方針と組織的媒介の下に情勢を先取りして闘うことである。たとえ平和時でも蓄積する労働者の怒りや不満に「少数派」としての闘いで、激動期を予測した配置と訓練をどれだけ準備できるか、と問題はたてられているのである。

構造

12月号・160円

特集■吉本隆明論

自責の鞍部……村上一郎
拒絶のナショナリズム……桶谷秀昭
〈自立論〉と観念の〈革命〉……立原信弘
吉本の政治思想と二元的革命論……大熊五郎
吉本隆明の大衆像……河野信子
自由への道——前段階蜂起の総括——……花園紀男
永続世界革命と民族解放戦争……佐野茂樹
マルクス主義の日本的確立のための一視点……香田清亮

経済構造社
東京都中央区京橋2—4
(272)2659振替東京58854

(2) 大合理化攻勢に反撃し、不抜の工場拠点を

三月発足した新日鉄を〝目〟として、新日鉄内外―全鉄鋼産業にすさまじい勢いで合理化攻撃がかけられている。しかし、総体として構造化した設備投資競争を持続することが困難であるばかりか、肥大化した生産力を維持できない要因が到来している。公害にたいする都市住民の怒りを、合理化に加重させる策動も日本鋼管では始まっている（三所統合＝扇島構想と、一万七〇〇〇人中一万人の削減）。

新日鉄では、この一〇月人事制度改訂を、わずか三、四年前導入したが工長直前の支配がすでにボルトネックとなりつつあることを、一ランクの増加、工長次席の導入によって改悪強化する攻撃としてかけられている。また来春には、導入以来一〇年を前後する職務給、作業長、工長制度などいわゆる現場管理制度を、今日直面している矛盾から再編強化する攻撃として改悪が予定され、さらに七二年までには労働協約の一本化改悪と労組統合が労資一体でかけられんとしている。

現実に四―三制で倍加された生産体制の緊張は限界的地点まで労働強化をのぼりつめ、精神的肉体的疲労ばかりか、重大災害は一向に減らぬどころか増大傾向にある。

われわれは、この世界企業の内実が幾重もの差別支配を必然とし、労働者の人間性を破壊し腐敗と腐朽に満ちていることへの怒りをバネに、闘いをつくりださねばならない。もちろん組合は破壊されている。だがわれわれには、一一月以降、日本冶金や三菱長崎、室蘭、鋼管を先頭に、反戦派独自で闘いをつくりだしてきた。少数派として鋭く闘い、その力に応じて組合役員へ進出し、そして労働者総体にかかわる運動を切り拓いてきた。

労働災害、要員不足、配転、さまざまな差別、そして先にものべた全体的大合理化攻勢。組合主義者は、もちろん欺瞞的な対応しかせず、日共は完全にもぐり込んでいるが、闘う課題は豊富にあるし、何よりも労働者の不満や怒りはうずまいている。われわれは職場反戦の公然化と、反戦派の独自の大衆系列――日常的経済的政治的宣伝・オルグを独占の奥深くにはりめぐらしつつ、なんとしても工場拠点の形成を闘いのなかで築かねばならない。

①いかにささいな資本からの攻撃でも、階級的視点で暴露、宣伝し、闘いの方向を示すこと、

②闘いを組織し、敵に打撃を与え、

③闘いのなかで勝つ自信を鍛え、闘う主体を形成すること、

④すべての賃金・反合理化闘争を、それ自体改良闘争であれ、鉄鋼資本総体、帝国主義体制から位置づけ、階級的視座を鍛えることから、

⑤一方では鉄鋼産別的に教訓化し、産別的水路を大胆に切り拓き、

⑥沖縄奪還、安保粉砕、入管闘争等政治闘争を担うことにより、帝国主義に対決する運動＝今日的には日帝のアジア侵略を阻止する運動に高めることである。

以上かなり羅列的にのべてきたが、鉄鋼青年戦線に結集した反戦派の闘いが、唯一左派の全国的公認部隊として、北海道、九州、神奈川を拠点に全国化させる大構想は、まずみずからの職場を拠点とすることに成功するなら、決して夢物語ではないし、七二年「沖縄返還」を中心とする大決戦も、合理化攻勢、新日鉄労組誕生、労働戦線の右翼的統一もわれわれにそれをせまっているのである。

(3) 日帝のアジア侵略阻止、入管闘争に総決起しよう

米帝のカンボジア侵略へのインドシナ人民の総反撃にたいし、日帝は日米共同声明の路線を、沖縄七二年「返還」を逆用しつつ、朝鮮・台湾の直接的侵略、軍事的防衛を足場にアジア全域にむけ、具体的に発動しはじめている。だがこの道は、日帝自身の命がけの飛躍を必要とする。侵略体制構築は、自主防衛の強化、自衛隊の帝国主義軍隊化、革命的左翼への形式的実質的破防法攻撃、そして入管法・入管体制攻撃として立ち現われている。

しかし入管法とは、もちろん在日外国人、なかんずく在日六〇万朝鮮人への破防法攻撃・治安弾圧としてあるが、ここにとどまらない点に入管攻撃の決定的重要性がある。つまり民族植民地問題という「質」をもっており、これこそ帝国主義本国プロレタリアートの最大、最重要の試金石――逆にいえば、もしこの闘いに失敗するならば、労働者階級の背骨をたたき折られるということである。

もともと在日朝鮮人、中国人は戦前日本帝国主義の狂暴な侵略の犠牲者なのであり、日帝を告発するものとして日本に踏みとどまっているという歴史的な存在であって、日帝にとってはつねに抑圧すべき対象であった。日帝のアジア再侵略がとくに南朝鮮・台湾を足場に強化されるなかで、日帝は「現地」での反日（帝）闘争をもっとも恐れ、さらに「現地」と帝国主義本国のプロレタリアートが「日帝のアジア侵略の危機を内乱に転化せよ」と、国際主義的結合が果たされることをなによりも恐れているのだ。だからこそ、この攻撃が日帝のアジア侵略の本格化ときをいつにしているのである。

しかも階級平和なき侵略体制への移行を余儀なくされている日帝が、その穴をうめる決定的環として用意されているということである。つまり、日本労働者人民を抑圧民族とするべく、大国主義、排外主義で毒し、アジア侵略の忠実な手先としてすべて動員せんと狙っている。われわれは、日帝の誕生以来、アジア人民にたいし残忍な抑圧、侵略を強行してきたことを片時たりとも忘れてはならない。日帝の侵略を許し、そればかりかみずからこの手を汚してきたという痛苦な反省にふまえ、帝国主義本国プロレタリアートの責務において、在日アジア人民への抑圧、弾圧を阻止し、入管法再上程を絶対に阻止しなければならない。

社共が排外主義に屈服し、闘いえなくなっているとき、全国反戦、全国全共闘が独力でこれを担わねばならないだろう。とりわけ、入管法再上程こそ、日帝のアジア侵略体制構築の最先端にあることをはっきり認識し、われわれがこれへの闘いの勝利なくして、アジア侵略阻止も、アジア人民との連帯もかたれないことを、厳しく受けとめねばならない。

三里塚・激闘の三日間

日本農民闘争の新地平

昨年一二月一六日、成田空港建設に関する事業認定がくだされてから、すでに一年になろうとしている。この間、政府、公団は、土地収用法に基づき三里塚芝山連合空港反対同盟の所有地の強奪を狙ってきたが、収用委員会は反対同盟の力強い抵抗にあって一度の実質審議もできず、九月四日、友納千葉県知事は開港のメドがたたないことを明らかにせざるをえなかった。

しかし、事業認定にともなう土地収用法は、事業認定時より一年以内に、すなわち、本年一二月一五日までに取得すべき全土地の測量を完了しないときは事業認定そのものを無効としている。にもかかわらず反対同盟所有地の四五分の四四は無測量のままである。政府、公団は、この空港建設の破局的危機の乗りきりとして九月三〇日から六日間の第三次強制測量を発表した。反対同盟は総力あげて三日間でこの攻撃を打ち破り、政府は、一一月五日、正式に三里塚を特別公共事業と認定し、特措法・強権発動の適用にふみきった。今、再び三里塚闘争は全国農民の死活をかけた一大決戦をむかえようとしている。ここでは、〝激闘の三日間〟の闘いの記録と三里塚闘争の切り拓いた地平・展望を収録した。

竹槍・バリケード・糞尿弾

戦況きめた岩山第一日の闘い

編集部　今日までの反対同盟の闘いは文字通り日本農民運動の最前線をになってきたばかりでなく、七〇年代闘争のきわめて重要な一環として闘われてきたと思います。

今年の一月の事業認定後の強制測量にたいする闘いのときと、今度の闘いとは大きな飛躍があると思いますが、今度の闘いがいったいどのようにして展開され、どうして可能だったのかを最初にうかがいたいのですが……。

内田寛一（反対同盟行動隊長）　実は岩山と千代田農協を守る責任者ということで、農協の小川総一郎専務と私が指揮者を命ぜられたわけです。もちろん、この闘いは今までのたんなる大会やクイ打ち阻止闘争とは違う雰囲気があった。「くるものがきた」、全体的な最後ということではないが、ある意味では最後の闘いとして、四年有余の闘いのなかで学び、身につけた諸経験を最大に生かして闘う時点が到達したと思いました。私たちは断固として公団のクイ打ち、測量を阻止しようと腹を決めた。

そして、今度の測量地域は同盟用地だけでも七八ヘクタールと広いので、公団、機動隊が侵入してきそうな道路に堅固なバリケードを丸太や有刺鉄線で築いた。それから、誰いうともなく、農家特有の弾丸を作ろうと、いわゆる糞尿作戦がでてきたわけです。もちろん、バリケードとその前後、および彼らが立ち入るであろう路上の側面にも糞尿をまき散らしておいた。それで航空測量をも妨害するために古タイヤも用意した。文字通り航空測量にしてもなんにしても絶対にやらせないという基本姿勢で闘った。

九月三〇日の朝の現場は、西部劇やベトナムの闘いを思いださせる黒煙がモウモウとたち昇り、臭気プンプンとして野戦場のようでした。そういうなかで、会議をやったり、兵を集中したり、要所要所に兵を分配して守りを固めた。そうしているうちに七時一〇分位に、私たちのバリケードの前面に公団を先頭にして、三班の測量班が一〇〇〇人の機動隊にかこまれながら正攻法で路上をすすんできた。まず岩山にひっかかってきたのだ。当然、私たちはバリケードの前にさらに糞尿をまき散らして、どんどんタイヤを運搬させてモウモウたる黒煙をあげたわけです。そこで私は、警察や測量隊に「われわれの農地には入れない断固とした決意を固めている以上、

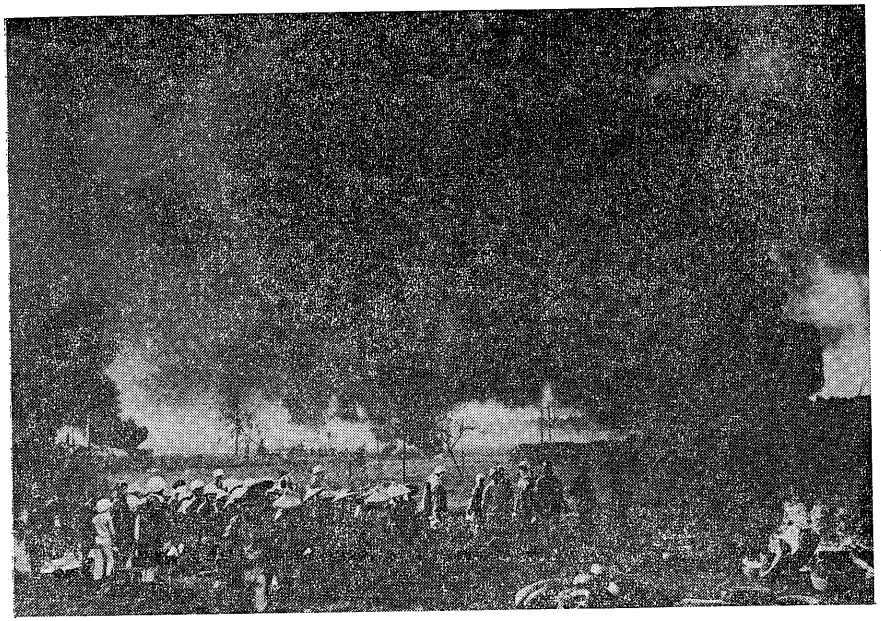

三日間の激闘を物語る戦場

入ってくるならばいかなる被害を被ろうともわれわれの責任じゃない。入ってきたものの責任なんだ」「一年間丹精こめた作物を踏みにじることは、絶対に許さない。ここからなかに入ってくるな」と警告したが、むこうも初日だったのでこの騒然とした空気に圧倒されたのでしょう。公団は「もうここでいい」といっていたが、機動隊が「耕地のところまでいけ」と二〇分位協議していたが、最終的には公団は機動隊に尻をたたかれることになった。機動隊は「バリケードを撤去しろ」と迫ってきたが、われわれは「バリケードは絶対に撤去しない。帰れ」と応酬を繰返した。そのうち機動隊は、バリケードの前でものすごく燃えているタイヤに放水車で放水してバリケードを突破しようとしてきた。そのときバリケードの後にいたものがささ竹などに糞尿をひたしてたたきつけたが、彼らはあくまでバリケードを突破すべく入ってきた。

私のところは地名が大袋なので小袋（ビニールに入れた糞尿弾）ではなく大袋（五ガロンカン大の糞尿弾）をつくっておいた。そこで大袋をバリケードの手前から機動隊になげつけたが、そのとき機動隊はバリケードをこわしはじめ、他方では畑のなかに入ってきた。老人が体ごと機動隊の前に立ちふさがり、私も「丹精こめた作物を踏み荒らされるのは大きな精神的いたでであり、農民の気持は作物にすべてをかけているのだ」「畑に入るな」と再三抗議したが最終的にはバリケードをこわす連中と畑を通ってくる機動隊と二手に分かれてきた。私たちも執拗に渉外係などの首玉をつかまえて交渉したんですが入られてしまった。そして、機動隊のタテで全部かこまれて逮捕者を三人だした。その逮捕理由は、少年行動隊と同盟にシュプレヒコールを指揮したということですね。「不当逮捕だ」と抗議したが、そばにあった携帯マイクもとられてしまった。

もちろん、私たちは闘う拠点をもうけていた。それは路上決戦でなく耕地である。目的は、あくまでも測量班に測量をさせないことであるから、いつまでも機動隊と対峙することは間違いだと思い、機動隊のカベを破って早く拠点にいこうと肩をたたいて合図をしていたとき、われわれが機動隊のタテのなかにとじこめられたと判断したのでしょう。測量一班が畑に入ってきた。もともと、この闘いは敵味方とも分散しているが、数は味方のほうがはるかに少ないという見通しのうえで予備隊をおいておいた。正面バリケードはあくまでも農民先頭で、支援の方々は全部後というかたちを一貫してつら抜いた。この予備隊に公団が気づかなかったのか、あるいは私たちが機動隊に囲まれているから安心して一隊がでたのでしょう。すかさずそこへ武装した伏兵が突っ込んでいった。測量班の三人が青竹でやられた。テレビにでたように一人は尻をさされて血がしたたり、ヘリコプターが緊急着陸をしてつりあげていった。それはまさしく一瞬の間です。あとはそこから七、八〇メートル位まで公団か測量班かわからないが、その二人が裸足で逃げていったが、深追いはしなかった。

初めから武器をもつと、それを口実に機動隊に強引に入られてしまう。それでは目標は達成できない。拠点をもうけて槍などをいつどんなときでもとれるかたちで、草や畑のなかにかくしておいたのです。伏兵は全部で三カ所です。

岩山の闘いは二カ所でしたが、いちばん激しい闘いをしたのはやはり正面です。そのバリケードの後にもバリケードはあったがあくまでも正面で闘った。公団は三五条で測量にきた。例ののぼり旗も

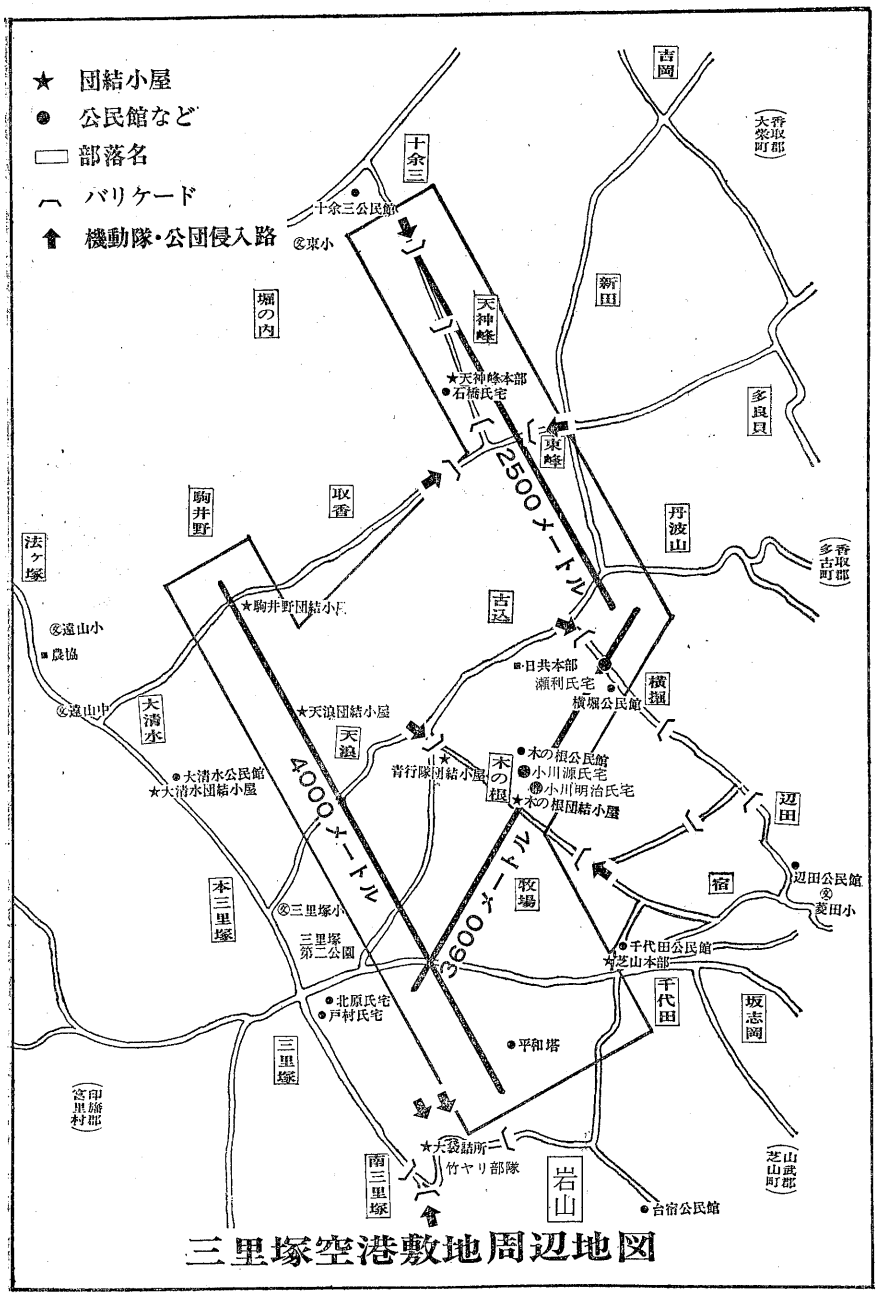

三里塚空港敷地周辺地図

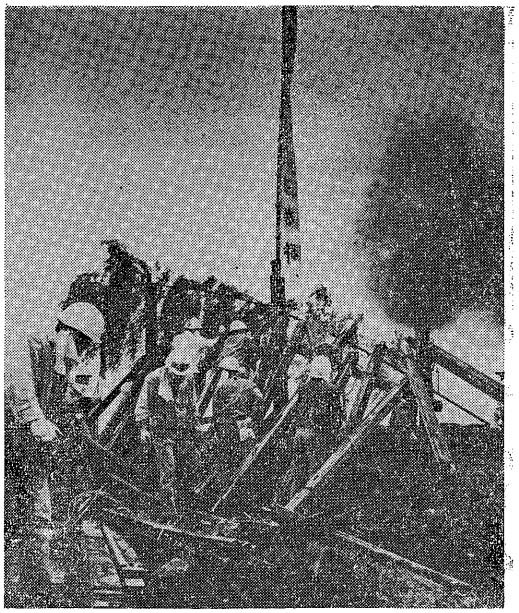

バリケードを構築する青年行動隊

たてないし、もちろん三七条の横断幕もたてない。ほんとうにきて帰ったというかたちです。クイは一本も打たせなかった。機動隊は、足などにぐちゃぐちゃに糞尿をひっかけられ、われわれをタテで囲んだときには、特攻隊が味方にかかるのも気にせず、ささ竹で機動隊の頭に糞尿をふりかけたりしたが、この段階では逮捕者は一人もでなかったです。

編集部　岩山の場合は何人位で闘ったのですか。

内田　少年行動隊を含めて一五〇人位です。それを三隊に分けた。だから正面でほんとうに闘ったのは、予備隊をのぞく五、六〇人です。とくに婦人行動隊はややもするとへっぴり腰になりがちでしたが、婦人行動隊の幹部も先頭でささ竹を振り回し、糞尿をひっかけて少数でも闘魂むきだしの闘いで機動隊を圧倒してしまいました。

編集部　今度の強制測量の場合、天神峰と東峰、十余三、木の根、横堀、古込、丹波山、岩山、千代田と地域はものすごく広く全体で五五〇ヘクタール、反対同盟の敷地が七八ヘクタールで団結小屋が四つです。そういう広範な地域のなかで全体を防衛していかなければならなかったが、岩山の場合、一五〇人で一〇〇〇人の機動隊と三班の測量隊と対決し、戦闘が始まったわけですが、そのときほかの拠点にいた同盟はどういう動きをしたんですか？

内田　それはあくまでも自分のもち場の守備を固めていたわけです。彼らは機動力をもっているし、いつどういうかたちでどこにぐるかわからん。だから兵は動かせなかった。幹部会で四〇〇〇メートルと二五〇〇と三二〇〇の三つを守る拠点と決めたが、まさしく、そこにむこうがひっかかってきたわけです。三拠点の指揮者を決めて、兵も大体均等に分配して闘うわけですから、「さあ、むこうが危いからそっちにかけていけ、こっちにいけ」ということは、あとで動く部隊が機動隊に規制される心配もあって、それが孤立したんでは本来の目的は達せられないので、あくまでも少数で闘わなければいけないという気分がみなぎってましたから、みんな勇敢に闘ったのです。

編集部　岩山は岩山独自の力でぶち抜いたということですが、岩山に戦闘が始まったときに、そのニュースが伝わってきたと思いますが、ほかの拠点の人たちは……。

笹に糞尿をつけ機動隊にたちむかう婦人行動隊

闘いのさなかに野辺の送り

天神峰、十余三の闘い

石橋政次（反対同盟副委員長）　私は、天神峰ですが、三〇日に強制立入り測量がある前夜に、ちょうど加藤さんのおばあさんが亡くなったんです。強制測量を阻止することが財産を守る大事な問題なんですが、野辺の送りだけは万端整えてだそうじゃないかと決め、そして、親戚、縁故、知人に三〇日の会葬連絡をして三〇日を迎えた。もちろん、本部と岩山地区の無線連絡で岩山地区がやられているこ

とはわかっていたが、われわれは葬儀に気をとられて、葬儀の準備をしていたんです。ところが、一二時を過ぎると、岩山で痛い目にあった公団が同盟の根拠地である天神峰を測量するという情報が入ったわけです。午後一時に出棺という連絡をだしてありましたから親戚、その他を含めて約一〇〇人位の会葬者があった。しかし、一時にはもう公団が現地にくるという情報があったので、葬儀を少し延長しようと主人と話し合って、読経の時間をちょっと延ばした。

そして、一時四〇分に天神峰の小見川県道に公団と機動隊が相当きたので、私一人でいって「あんた方は強制立入り測量できているんだろうが、今日は調査の対象になっている加藤宅で葬儀があるんだ。あまりにも非人道的なやり方じゃないか、後日立入り測量をやってもいいから今日だけは控えてもらいたい」と申し入れたんです。公団と私服で一五〇人位いたでしょう。「話し合いたいから公団の責任者をだせ」と再三申入れたが、みんな逃げてしまった。最終的には成田署長代行がきて、「あんたは地元の同盟の役員なんだからバリケードを撤去させろ、そうでなかったら道交法違反で逮捕する」という。で、私は「たしかに同盟の役員でもあるが今日は葬儀委員長として葬式を送りだす重大な使命をもっている。そういう立場で交渉にきたのだからバリケードの撤去については私に責任はない。あんたらがひきさがれば、バリケードも撤去するだろうし、葬儀をすみやかにだせるんだからひきさがってほしい」と申し入れたが、彼らは馬の耳に念仏という態度をとっていた。私たちも待ちきれなくなって、三時ちょっと前に出棺しようとしたが、彼らはそのとき側面から入って強制測量を始めた。葬儀に参加していた者もわが家を測量されているので全部自分の家で阻止するためにいって

しまった。それでも葬儀だけはだしたわけです。

このように、人間一生の終わりだから静粛ななかで葬儀を送りだそうという念願を申し入れたんだから、よもや加藤さん宅にくるとはまったく考えなかったんです。ところが葬式がでて約五分、まだ葬儀の隊列がよくみえるときに、三五条の強制立入り測量の横断幕も全然ださないで六、七人の公団がかけ足で巻尺で測り始めた。私は葬儀の隊列がみえるのに強制立入りとはもってのほかだと裸足で畑へかけだしたんです。そのとき反対同盟は七、八人でしたが、土地をとられる憤りよりも、葬儀の隊列がみえるところで公団が非常識にも強制測量をやることにたいする憎しみが一気に爆発した。ですから七、八人の同志が公団をまったくもって糞まみれにした。眼鏡をかけている公団職員などは眼鏡のうえに糞尿をたたきつけられ、なかには口のなかにいっぱい糞尿が入ってアップアップやっているわけです。で、そうした闘争が組めたのも、農地を剝奪される、または生活権の問題などいろいろあるが、厳粛な人間最期の野辺の送りに公団が入ったことは人道無視もはなはだしいので、公団にたいして激しい憎しみが湧いたわけです。

ですから岩山地区では激しい闘争をやっているのに、われわれが待期しているのは岩山には申しわけなく、すぐにでも応援したい気持はあるんですが、広範な面積のなかに、釘づけにされており、「役員は何をボヤボヤしているんだ。相手は卑劣なことをやっているじゃないか。なぜ応援をださないんだ」と強い申し入れがあったが、岩山に部隊を移動させた場合、ほかの地点にクイを打たれるからダメだという説得に苦労をしたわけです。それでやっとみんなに理解してもらった。

一日には、天神峰の攻防戦が展開されたが、前日の葬式でやられた憎しみで激しく抵抗をした。自分の飛び地になっている畑は最初から放棄し、彼らにやらしたが、新聞でも報道されていたようにまったく乱脈な測量ですね。私の畑がちょうど六反歩あるが、それを八反歩位に拡げた測量をやっている。新聞では四割方測量は完了したといっているが、それはまったくずさんな測量だということが、ハッキリ証明されたと思うんです。公団が追いつめられたなかで焦りに焦った形式だけの強制立入り測量ですね。その時点で公団の行為にたいする憎しみ、怒りが今度の実戦になったと判断しています。

編集部　白地図に線を一本ひいて、それで測量完了というまったくでたらめきわまるやり方だったそうですが。

石橋　私の家の畑でやってたときに、芝山の人たちがちょうど私の畑にいたそうです。で、どういう具合に測量するのかみていたら、ちょうど本部のところにビニールの横断幕を張って同盟の人がいた。横断幕の内側でどういう作戦をたてているのかと彼らは恐れをなしたらしいんです。それでパーッと畑に入ったが巻尺が切れていたんですよ。そうしたら、「切れていても適当に計っちゃえ、どこでもいいからクイを打て」と、それだけだそうです。こんなでたらめな測量はどこにもないじゃないかと思いますね。

編集部　一二月一五日の期限切れを前にとにかくやったという口実をつくるだけですね。

石橋　ええ、私も葬式ではまいった。共同墓地から立入り測量のところまでは直線にして二〇〇メートル位なんですよ。ですから、ちょうど目と鼻の先でゴムタイヤに火がつけられ、ものすごい黒煙があがりまして、ちょうど穴掘りにいっていた人は自分の家がやられ

強制立入を阻止するため待機する婦人行動隊

ているから穴掘りどころじゃない。自分の家をなんとかして守らなきゃならんと、無断で墓地から自分の家に直行してしまった。ああいうときに測量にくるなんて、もってのほかだと思いますね。それで今になって話し合いをなどとふざけた奴だと思う。

編集部　天神峰の闘いのときに、バリケードが撤去された後、少年行動隊もかなり闘ったそうですが……。

石橋　少年行動隊が闘ったのは、一日の八時過ぎから二時間ほどでした。道路に座り込みをやっていると、機動隊が「道交法違反だ」といいながらごぼう抜きするんです。しかも、彼らは自分が私有地に入るのはなんとも思わない。

小川さんの栗畑のなかに縄をはって少年行動隊をごぼう抜きにし、機動隊がタテで壁を作って監禁したんですが、私が少年行動隊の行動に感心したことは、機動隊が三人でごぼう抜きをするわけですが、子供だからばたばた暴れるわけですよ。それをつかまえるのにおおわらわなんですね。

ここで機動隊は学生に集中攻撃をかけたんです。ところが学生が人糞を頭からかぶって、「さあ、どこからでもいいから抜いてくれ」といって腕組みをしたら、彼らはきたないのはさわりたくないようで、ついに、学生をごぼう抜きするのをやめました。あそこで機動隊の一人が、「少年行動隊だって子供ではない、われわれ大人に意見をする者は子供と認めない」といっていたが、少年行動隊が機動隊につめよっていくと機動隊はたじたじでしたよ。少年行動隊の活動は、ずいぶん機動隊の手をやかしたと思いますね。子供の気迫はたいしたもんで、子供らが機動隊を全然恐れずに体当たりしていった。あそこはいい闘いだったですね。

編集部　一〇月一日の十余三の闘いはどうでしたか？

石橋　タテでなぐられて頭部に三センチ位裂傷した人もいます。この人の場合、高血圧で療養していた父親が機動隊につきとばされたので、倅さんがカーッとなって、機動隊にくってかかったら公務執行妨害で逮捕された。あの場合は、現実に自分の土地で道路でもないんですよ。

それからおもしろい理由で逮捕されたのでは、豚舎の上をヘリコプターがものすごい低空で飛んだらしいんです。この辺では、めったに低空で飛ばない。その家では庭先にサクで運動場をつくって豚

を多頭飼育をしている。その上を低く飛んだから豚がみんな飛び出してしまったので、三男坊が棒をもって豚を納屋へ追い込もうとしていたら、凶器準備集合罪で逮捕されましたよ。

編集部　畑で農具をもって、仕事をしようと思ったらみんな凶器準備集合罪ですね。

石橋　とにかくものさしも持って歩けませんよ。二日目には機動隊には一人逮捕すれば三百円の賞金がついた。だから彼らは一生懸命逮捕しますよ。

糞尿弾両手に〝百姓魂を思い知れ〟

東峰の闘い

石井武(反対同盟役員)　天神峰につづいて東峰では前日に全員集まって、この闘争で用地内の人間がどれだけ頑張るかを、この際、周辺の者にみてもらわなくてはたいへんだという気持が全員にあった。ではどうするかといろいろ話し合ったが、とにかく支援の学生や労働者の人が何人逮捕されてもそんなに効果はないだろう。用地内に関係する者は、この闘いで全員三泊四日位の最低の覚悟はしてやらざるをえないだろう。そして、自分の身からでたもの(糞尿)を自分で投げることは最低の義務であって、誰がやったって当然のことだから、これだけは徹底してやりましょうと、例の大袋じゃないけど小袋をつくった。

それで三〇日の初日に岩山の闘争を聞いて、みんなわくわくしていた。うちのほうへも、すきあらば入ろうという格好で数百人の機動隊がいて、葬式にきた使いの人も通さない厳しい検問をやっていた。そこで、我慢して待っていたわけです。まだ埋葬にでて角のところをちょっとまわったところに、そこへ堂々と旗をだして入ってきた。そこで、農民として人の土地であろうが、そういう状況で入られたので、機動隊の胸ぐらをつかまえて糞尿を口のなかまでたたき込んだり、私服、公団を丸たん棒をもって追っかけまわしたが、彼らは、逮捕できなかったわけです。

味方は七、八人で公団は三班ひとかたまりでいたが、畑から道路上に追いだし、「俺たちがやったことが悪いなら逮捕せよ」、しかし「こういう非人情なことをやっていいか悪いか考えてみろ」と道路上に座り込んだのです。普通だったら必ず道交法違反で逮捕するのだが、やはり、ある程度のひけめを感じていたんだろうと思いますね。機動隊は前面にでられないし、公団もそこに釘づけになったままでした。「一歩でもでてきてみろ、でてくればやるぞ」とかまえて、ほんとうに一〇人足らずの人間で彼らを一歩も入れなかった。やはり農民の農地を守る気迫、気慨に恐れたのだとあとで感じたが、そのときは、頭のなかがカーッとして、鎌でも持っていればかっきっちゃうぐらいに気持が荒れていたんですよ。そんな状態で一日目を迎えて、圧倒的な勝利をえたわけです。

それから二日目に入って、前の戦術もあるし、また岩山の闘いもよく聞いているので、ここで機動隊とたちむかっても到底防ぎきれないので東峰の部落(約二〇町歩あって、これが点々としている)では、捨てるところは二、三カ所捨てたわけですが、全部まもるにはどうしたらいいか話し合い、機動隊を相手にばかりやっても逮捕者をだすだけで、測量されてしまうんではないかと思いましてね。それで当面の目的は絶対に測量させないことだから、学生諸君は機動隊とぶちあたりたいかもしれないが、この際、くやしくても学生は前面にでないことにしてもらった。

測量班は大体四〇～五〇人位の二箇班位ずつ入ったわけです。それにたいしてわれわれのほうは、支援をのぞくと一箇班に二人位のところもありました。多いところで五人。この人数でたちむかうのだから「私服、機動隊には絶対に目をくれるな、公団が入ってきたら徹底的にやろう」と私服、機動隊のいる前ではっきりと宣言したわけです。だから機動隊も私服も入ってくる口実が全然ない。とにかく「悪いことをしたのを逮捕するのがお前らの役目なんだろう。どっちが悪いことをするかよく審判しろ」といってやった。「入れればやるぞ」という作戦でやったわけです。それが功を奏してクイは一本も打たせなかった。二〇町歩はあまりに広いので、一人であっちにいったりこっちにきたり、うちでは親子手分けして闘った。梅沢さんの畑の場合は、一方を阻止していたら別のほうからクイを打ち始めた。だから抗議するひまがないので手に持っていたものをたたきつけて抗議したが、クイ打ちをやめないので最後にはクイを抜いて捨ててしまった。

クイ打ちを阻止し勝利の喚声をあげる農民

そこでは、基本方針である行動をとって二人ばかり逮捕者をだしたが、農民が自分の畑で逮捕されたのだからと、逮捕された人も誇りをもっていた。警察の取調べにたいしても、「電報一本で自分の土地を測量されて、それで黙っていられるか」、「これくらいの抵抗をするのは当たり前じゃないか、それが悪いならば長期勾留も結構です。やれるだけやってみなさい」と堂々と抗議したんだそうです。最終的には裁判官の前でも再三むこうの非をついて結果的には「あんたはもう結構です。帰ってください」ということになっている。

私の娘も逮捕されたが、パクられていく途中で兄貴が「お前、警察へいったら絶対黙秘だぞ」といわれ、全然口を開かなかったので支援の学生とみられたらしいんです。それで一〇日間の勾留がついた。しかし、葉山弁護士が心配してくれて「この人は黙秘していても農家の娘なんだ。自分の土地で自分が闘って、何が悪いんだ」といって抗議してくださり、三泊四日で帰ってきたわけです。

この闘争でいちばん感じたことは、農民が自分の土地を体を張って絶対に守るということにいかに敵権力が恐れているかの一言につきると思う。

あの闘いを組んだために、彼らが今度は、二期工事内には反対同

盟の民家もあれば耕地もたくさんある。これには強制収用はしない、話し合いでという糸口を作ったのも、あの三日間の闘争じゃなかったかと思います。

編集部　三日目（一〇月二日）は、機動隊の弾圧がすごかったですが、それを打ち破ったなかで反対同盟が感じとったものについていかがでしょうか。

石井　私がいちばん感じたことは、今まで何かやると逮捕されるという、後髪がひかれるような気持でしたが、この闘いをつうじて「全員、逮捕されましょう」という気持でたちむかったことは、私も自分ながら感心している。また、自分のかかあや子供、周辺のかあちゃんらにしてみても、よくもあれだけのことをやれたとしみじみ感じましたね。

「絶対逃げない」という気持があれば、絶対的なもんです。ものを投げつけて、さあーっと逃げたんではほんとうの闘争はできない。自分のやることがどこまでも正当であって、「正当なことをやって逮捕されるんだったら結構だから逮捕しなさい」という自信をもった闘いを組めたことが、今度の勝利につながったんではないかと思います。

「やりましょう、やりましょう」といっておいて、他の者が逮捕されて、自分だけがこの闘争中逮捕されないとなんだか格好がつかないという気持になるわけです。

私が、ちょっと深追いしたときに機動隊に囲まれて、「俺のやったことが悪いんなら逮捕しろ」といって座り込んだが、機動隊が「おとっつあんを逮捕してもしょうがねェ。そんなことしねェで、もどってくれ」という。彼らは農民を逮捕することを恐れていると感じましたね。そして、この闘いをつうじて敵側は「同盟をつぶすんだ」という気持できたんだろうけど、まるっきり正反対で同盟の力は、以前の数倍、数十倍の力がでてきた。敵側にとってはまるっきりマイナスだったと思いますね。

頭から糞尿かぶり、妊婦も地にふせる

木の根の闘い

編集部　一〇月二日の朝七時頃、木の根に公団、機動隊が入りましたが、木の根の闘いはどうでしたか？

小川明治（反対同盟副委員長）　現地では第三番目の闘争と予期していたわけで、また、事前にも通知があったので闘争には余裕があった。私たちは、二九日の午後五時頃から自分の部落としては三軒が反対し、あとの三軒が脱落している関係で、三軒が調査の対象であり、この三軒と木の根の団結小屋を最後まで死守しようと考えていた。

しかし、私たちの部落では大人、子供を含めて一一人しかいない。そこでほかの二部落から七〇人と学生も二〇人位、その他、老人行動隊が八人程度で、これが全勢力です。二九日の午後五時を期して防備を行なう。防備準備としてまず道路を封鎖しようということで、資材輸送道路から私の部落に入ってくる私道に、まずバリケードを築き始めたわけです。

それは私道ですが、なかに条件派でていった人、あるいは条件派で、まだ家が建っておる人たちが車で出入りする関係で完全封鎖はできなかったが、前の晩にバリケードだけは作っておいて、公団、機動隊がくる直前にバリケードを大いそぎで築こうと準備をした。その私道に並んで私の屋敷ぞいにあと二本の細い枝道がある。これを通って入ってくる組があるというので、私道と私道を合わせて三本の道路を封鎖し、なかに入れないために空屋の古材がたくさんあるので、それで十分なバリケードをつくった。

また、耕地の測量を防ぐために、測量の基準点に賛成派の切り残しのもうそう竹を百本ばかりだして、測量機械を据えつけ、ポールを見通す見通し線をしゃへいしてしまう方法をとった。これは非常に測量阻止にはうまい戦法であったと思う。

あとは砦の団結小屋と三軒の家の入口などに全部で九つのバリケードを築いたわけです。それに糞尿弾＝農民の攻撃の玉を小型のビニール袋で五百発用意した。そうして、屋敷内に入ってきたら一応「入ってはいけない」と警告して、それでも入ってこようとする、あるいはクイを打とうとするならぶつけてやろうと宅地と畑のすみずみに用意していた。そのほか、目つぶし用に石灰を五袋、小さなビニール袋に入れて、きたら目つぶしをくれようとみんなに配備したわけです。

今回は、公団の調査班が一五班と聞いたが、一五班に対応する所有者の数が足りなくて、七班だけ編成したわけです。一つの調査班に一〇人がおのおの糞尿弾を持ってついたわけです。それと地主か、その家族が一人必ずついてあくまで尾行し、一べん調査したらあとはどっちの方向にいくかを確めようと作戦をくんだわけです。

当日の朝七時の情報では横堀からさきにやるという情報と木の根からさきにやるという情報があったので待機していたが、木の根がさきだというので、私のほうも私道のバリケードを大いそぎで構築した。ちょうど鉄条網を構築する位置と輸送道路との距離が大体一〇メートルしかなく、接近しているから、ともかく入ってこれないように私の屋敷の生垣に糞尿をぶっかけたわけです。

バリケードの後方でゴムタイヤを燃して、その後で総指揮者が先頭に立って、あとは反対同盟、婦人行動隊、支援の学生、そして、両サイドに老人行動隊、片方には少年行動隊という陣形でかたまった。それで、ちょうど敵公団と私どもの間にバリケードが高くできた関係で見通しがつかない。ただ上空ではヘリコプターが低空でがんがん音をさせるし、機動隊は「撤去しろ」とさかんにいう。タイヤの火がものすごかったせいか指揮官によって「鉄条網をはったところの火を消火せよ」という号令があったんでしょう。放水でじゃ

糞尿を頭からかぶり機動隊と闘う小川源氏

あじゃあと消火し始めた。その消火と同時に機動隊がわっと一瞬の間にきたわけです。二千四、五〇〇人がほとんど午前中にきたわけですから、防禦の姿勢をとる間もなく機動隊に囲まれてしまい、そのときに少年行動隊が石灰を機動隊にぶっつけたわけです。ところが機動隊のほうからも石灰をぶっつけてきて、それが少年行動隊の目に入ってしまった。闘いが激しくなれば少年行動隊は私の家と弟の家にひきさがって宅地警戒に当たり、家族は機動隊が突破口をあけたら公団がくるから、自分の表示番号にみんなつくんだという指示をした関係もあり、すぐ配置についたわけです。

ところが、二箇班は賛成派の土地のほうに迂廻してしまった。ですから、全体からみると約二〇町歩位の範囲は機動隊でぐるっと取りまかれたわけです。自分の持ち場の班をあくまで阻止する関係で、その班を離れるわけにはいかず、賛成派のほうの調査には同盟から誰もいかれなかった。そういう状況で私たちの屍敷のなかに一本でしたがクイを打たれた。「三五条に基づいて調査を行なうから妨害しないでください」と機動隊がいうなかを、「もしクイを打つならわしの体を通して、腹を通して打てるなら打ってみろ」といったわけです。そして、公団が動けばその後をついていき、その他の点は阻止できた。それから弟の畑でも打たせなかった。

次は、第二回目の調査点にむかったわけですが、今度は小字が違う。成田市木の根字百歩というところ、南台何番地と読むわけです。私は、小字が違って打たせることは、納得できない。そこで、弟が雨ガッパのうえからですが、糞尿をかぶって防いだわけです。

他の測量班にたいし、私は家へいって現図と構図をもってきて、「これは字が違うじゃないか、公務員として小字の違うところへクイを打てるのか。打った場合には今井総裁を衆院本会議によんで実際にこれを証明させるぞ」「卑劣なことをしながら打つならば、それはまったくの違法行為だ」と攻撃をかけた。約一時間半あまり押し問答をやったわけですが、とうとう打てなくてひきあげた。そういうなかで、その場面場面では強行に一本や二本打たなきゃならんということで、やはり一七人が逮捕された。

私のほうは調査班を尾行することになった関係で、逮捕者が一七人と全体の三一カ所のうち二カ所の飛び地をクイ打ちされたことは事実です。それで「測量終わり」ということで帰ったんです。

午後は、横堀のほうへいくということがわかりましたからトランシーバーで連絡をとると、こちらから応援にいかないでもいいというので、いかなかったが、青行隊は何人かでた。こういう状況ですね。

内田　私も行動隊長ですから、三〇日に天神峰で作戦会議を開き、全戦線を歩いた。二日目は、東峰の石井さんのほうにも青行隊と支援の援軍を送るし、さらに三日目は死力を結集して木の根、横堀を重点的にやるだろうという判断がついたので、測量を阻止できた部分の兵力を木の根、横堀にむけようと決め、私も五〇人ばかりひきつれて木の根にいったんですが、公団は七時に木の根に入っていた。私のほうはトラック三台に分乗して乗り込んだんですが、すでに公団が入っていたので警戒が厳しく、途中で機動隊にあんこにされたんです。私は「自分の土地を通さないとはなにごとか」と抗議した。そうしたら「支援部隊は委任されたという証明がないからダメだが、内田さんどうぞ」というので、伝令一人を連れて三回ほど機動隊の検問をつっぱ抜けていった。木の根の拠点をひとまわりして感じたことは、悲壮感がないというか、糞尿を頭からかぶって、「さあ打つなら打て」「俺の体をつきさした、その後ならいいんだ」、あるいは「俺を殺してから打ってみろ」という、その気持たるや、まさしく敵を圧倒したと感じましたね。

機動隊と対決する少年行動隊

妊婦と二、三人の女で守っていたところが三カ所あったが、そこを通ったら「内田さん、今ここが打たれるんだ」というので、「よし、それなら一緒にいてやろう」といい、公団に「婦人や子供が泣き叫んで帰れといっているのに、なぜ強引にやるんだ」と抗議したが、どうしても連中はいうことを聞かない。だから、「そこへ男も女もかまわないから、みんな寝ろ」と指示したが、公団の奴は道の真中にクイを一本打って強引に巻尺をあてようとする。寝ていてそれを蹴りあげて抗議をしたら「逮捕！逮捕！」という。それで私もなかに飛び込んで、「自分の耕地を渡さないと必死に守っている婦人を蹴りあげて、巻尺をあてるとはなにごとだ。しかも、私まで巻尺でからまくとはなんだ」「冷静になれ、きさまら逮捕するなら逮捕する理由、根拠を示してみろ」とどなりつけてやった。

まさに木の根はもののしい空気だった。しかし、非常に広範囲のなかを少人数で拠点をいくつも守っていたからすごい。闘う担っ玉と土根性を発揮して守り抜いたといえると思う。婦人も、「もしクイを打つなら私の腹を打て、私を殺してからクイを打て」と断固として抗議をしてクイを一本も打たせなかった。

私は、その後の総括のなかで申し上げましたが、普通の人がみたらまさに半狂乱と受けとめたでしょう。それほどに反対同盟の土地に彼らを一歩も入れないという気慨が全身に満ちあふれていたと思う。

編集部　小川さんが「クイを打つなら自分の腹を通して打て」といって闘ったときの心境はどうでしたか。

小川　それは、むこうは何としても打とうとしているわけだが、怒声というか、大声でやったから胆を抜かれたということでしょう。石井　そのときの気持は、冷静になったいま、あらたまって聞かれると回答に困るが、ほんとうにやってやろう。むこうがやってくるならただでは死なないんだ、刺し殺して自分が死んでもやるという気持で、動揺する気持が全然なくなったんですね。

一糸みだれぬ闘いで公団を一歩も近づけず

横堀の闘い

瀬利誠(反対同盟副委員長)　横堀地区の責任者だったんですが、当初同盟として決まったのは三カ所です。そのとき横堀戦区では木の根と合併であろうといわれていたが、地形的な関係で私の責任分担は横堀地区と古込地区でした。

二九日の夕方に、相当雨が降ってきて非常に寒くなってきたが、みんな各部落から集まってできるだけの戦闘準備をして三〇日を待った。

私たちの戦区に集まった部隊は中谷津部落、辺田の部落、地元の横堀部落、そうして三高協の部隊、それから学生の混合部隊で、同盟総兵力は一三〇人位。それから県労連の部隊が三〇人程度応援にきてくれたが、この部隊を率いてまず三〇日を迎えた。

このときには、どこからくるかはどこの戦区でも判断がつかず、どこからきても防備体制だけは完全にしておこうと諸方にバリケードを構築して敵のくるのを待ち受けた。そのうちに刻々と情報が入ってくる。私のそばに学生の沢田君と藤内君が無線を持っていまして、それに三高協の三人に伝令を勤めてもらい、戦線をまわりながら指導して歩いた。

まず、岩山に敵さんが入るという情報が入って、戦況が無線で刻々とくる。それを聞いて戦区全部の志気があがってくる。

そのうちに、機動隊も相当な兵力で農協に集中攻撃をしているという情報が入った。農協のほうから入ってくる可能性があるので、そこにも一定程度の兵力を配置し、バリケードを強固にして、ガソリンや石油などをもっていって態勢をくんだが、そのとき機動隊はこなかった。

三〇日は、そのようなことで戦区のゲリラ部隊のほうからの戦況が刻々と入ってくる。竹槍部隊の戦況も入ってきてまことに意気があがった。そうした報道も分散している部隊に届けたわけです。とくに竹槍部隊の攻撃については大喝采、まことに意気があがったわけですね。われわれも竹槍部隊を早速編成する必要があるというと同感、賛成の声で、たちまちのうちに数十本の竹槍ができた。

そのときに思ったんですが、二・二六事件を経験しているが、やはりやろうと思ったらたちまちにできちゃう。二・二六事件のときも兵隊が、マンホールのふたの鉄板の重いやつを自由に持ち上げて、ころがしてバリケードをつくったんですね。そんなことを思いだしてうれしかった。

三〇日は待ちぼうけをくったんです。バリケードは重要だが、公道なので夜だけとりはずし、また早朝に再構築するという指令をだして、自動車が通れる程度にバリケードを開いて、一日の朝を迎えた。だが、一日もなかなかこない。公団、機動隊は天神峰にまわってしまったんです。そこでは、もう激戦が始まっており、今いっても入れる状況じゃないと思われたが、岩山では強力な応援部隊を送った。

われわれも五〇人位応援部隊を送り、一日は闘った。おそらく敵は防備線をはっているから、こういくんだと道案内をつけて一個部隊をだした。ところがそのうちに相当な機動隊が古込から横堀に入り、たちまちバリケード前まできた。それでは「応援部隊はひきかえせと県労連の車の大きなマイクで呼んだり、オートバイで伝令をとばしたりしてひっ返えさせた。くるならこいと構えたわけです。そのうち第一バリケードで攻防戦が始まった。タイヤも燃え、まことに戦場さながらで黒煙がもうもうとたち昇り、やる構えが全員にみなぎっていた。彼らは最終的には放水車で火を消し、バリケードをこわして押し寄せてくるかと思ったが、五〇メートルほど前進して帰ってしまった。そのとき二人ほど逮捕者をだした。

だが、その日はいつになってもこないんで、壊されたバリケードをたちまちのうちに再構築し、明日の闘いの準備にそなえた。そして、闘いは明日に持ち込まれるだろうとバリケードをさらに強化して、その晩は明けてしまった。一〇月二日の朝、まだ暗いうちに、婦人部が横堀公民館に結集して全体の動員を完了。横堀の場合は、各戦区の教訓を最高度にいかすことができた。その日は、われわれにまことに有利だと思った。

「闘いの目標は測量阻止である以上、機動隊も敵であるが、公団が直接の敵だから、そのへんをはきちがえてはならない。しかし機動隊にたいしても、やるべきことはやるんだ」と、朝、話をしたんです。闘う部隊と闘わない部隊というと誤弊があるが、戦闘部隊、非戦闘部隊、後方部隊とをはっきり区分して、戦闘部隊は第一バリケードで徹底抗戦をやる。ただし逮捕者をださないように気をつける。戦線はまだ奥深く後方にあるんだから、ここでは機動隊に徹底抗戦をやるという指令をだしておいた。で、そこで待ち構えてガソリンと石油、ウンコと石灰弾なども準備した。そこへ木の根の戦況が刻々と入ってきたわけです。

その頃になると横堀の第一バリケードと木の根を機動隊がぐるり

公団，機動隊に怒りをぶつける反対同盟

と包囲している光景が目の前にみえる。私としても兵力の関係で全部をだすことはできない。放棄というと誤弊があるが、うちのたんぼなんかも兵力の配置ができなかった。最少限どんな困難があっても宅地だけは同盟の方針にしたがって守ろうという構えを維持していた。そうした木の根の戦況が刻々と入ってくるなかで、三高協の三人の伝令と無線士二人と私と木の根のみえるところまでいってみたら、下でたんぼの測量を始めている。それがまことにずさんな平板測量でして、家のそばに三脚をたてて板をおいてあちこちにポールをたてて巻尺を使い、なにかを書いているみたいなので、よくみると白紙なんですね。「何をやるんだ」、「何も書いてないじゃないか」、「こんなものいらないじゃないか」といっているうちに三脚がひっくり返えってしまい、三枚ほど真黒になっちゃって、三脚のうえに簡単な機械、眼鏡がおいてあったが、それがたんぼのなかに落ちてどろまみれになった。それを彼らが洗い、また測量を始めましてね。「平板測量をやるならやるで図面をひいてみろ」というと、今度は白紙では調子が悪いから線をひこうとした。ところがそのときに、あそこは全然防備がなかったから、うちの伴がなにか阻止行動をやっていた。

三高協の三人と私、県労連の幹部一人の計五人でむこうをみようとしたらむこうに立ちふさがり、こっちをみようとしたらこっちに立ちふさがりして阻止したら、とうとう測量をせずにいい加減なところにクイを打ってしまった。「クイを打つには何か基点があるんだろう」というと答えられない。それで「基点でないところにクイを打ってもなんにもならないじゃないか」と抗議すると、すごすごとひきあげてしまった。そこで測量はいい加減なものだということを暴露している。「あんたたちは三班だろう、三班の測量はまことにでたらめでずさんだから、今井にも私からいうが、こんな測量をして測量をしたといえないだろう」というと、彼らはほうほうのていでひきあげた。

木の根のほうは、昼近くまでやっているから午前中はこないだろう。だが、午後の戦闘は必ず横堀にくるんだからとゆっくり昼めしをくって敵を待った。

午後には入ってきた。第一バリケードで徹底抗戦をして、それから第二バリケード、第三、第四と、ずーっと公民館まで小さいバリケードがたくさんあるから、戦闘部隊は抵抗しながらあとで指示する線までさがってこいといっておいたんです。ですから、そこで逮捕者はなかった。それで朝の約束でも、われわれは各戦区の戦況をいかし、測量を絶対にさせない、一本のクイも打たせないと。しかも無傷で測量士と闘えということで始まったんですが、結局三人の逮捕者をだしてしまった。公民館のところから入ってきたのが、今度はいよいよ測量地点関係の場所に入るわけなんです。

午後になると、われわれの常備兵力だけでなく北原部隊も応援にくるし、岩山部隊、東峰部隊等も応援にきてくれた。小川明治さんから無線で連絡があって、応援部隊を送ろうかという連絡が入った。「敵はどうでるかわからないから応援部隊はよろしい。木の根をがっちり守ってもらいたい」と返事し、そのような態勢で待機した。

第一バリケードで攻防戦になったが、さーっと道路を入ってきたのは相当大きな部隊です。つぎには木の根の機動隊も諸方から入ってきて包囲された格好になっていたわけです。見えないところのたんぼや山の間には相当の部隊が入っていた。それで敵さんも強引に

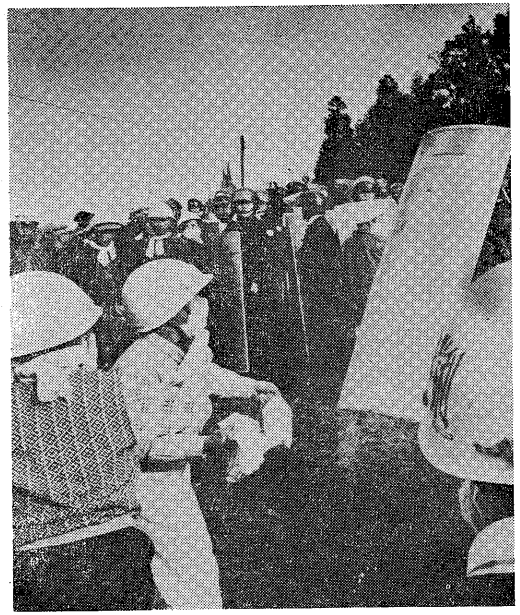

少年行動隊の果敢な闘いに驚きあわてる機動隊

全部の兵力を横堀に集中したわけです。こちらの兵力も最後は応援部隊を含めて相当の兵力になった。最後に総決起集会をしたときには、こんなに兵力がいたかと思われるほど多くの部隊が集まってきましたからね。

そこで第一、バリケードから第二、第三、それから公民館のバリケードと火をつけたら危いから、火炎を起こさせちゃいけないので、あそこではウンコ戦術をということで、ここでは抗戦せず、ウンコをかけたら、かたせてやろう。そして測量をする地点にまで退行しようと待ち構えていた。最初、私の畑に入ってきてクイを打とうとしたわけです。それで「なにをするんだ」「どこに打つんだ」「あんた方は境の基点だと思っているのか」と聞いただすと、彼らは全然答えないでいきなり私の目の前にきてクイを打とうとするので、うわーっとなってクイが打てない状態になってしまった。

私も飛び込んでいって、「ここはたとえ道にしても私の道なんだ」「私の家につうじる道じゃないか、しかも、ここは境じゃない」「午前中もそうだが、そんなでたらめなクイ打ちはやめろ」、「妨害をしないでくださいというが、妨害をするんじゃない。私は君たちのやることがまったく納得できないので抗議をしているんだ」とさかんにやったんです。で、打ったクイにはめんどくさいから大石をぶっつけてしまった。もう打つことができないんだけれども、公団が前進していくので、その後を私もついていって、クイを打とうとしても全然打たせなかった。すると林用地課長がきたので、「林さん、あんた方がクイを打とうとしてもだめだ、打たせることはできない。ここからさきは私のうちだ。もし強引に測量するとどんな問題が起こるかわからない。そのいっさいの責任はあんたにあるんだ」と論破し、そこから一歩も前進させなかった。

横堀では最後まで一本のクイも打つことができずに、ほうほうのていでひきさがっていったんです。これが横堀の闘いの状況です。

闘いこそ人間の生きる道

国家の強権発動を許すな

北原鉱治(反対同盟事務局長)　まとめのかたちで話してみたいと思います。私は、天神峰の指揮者を担当したわけですが、各戦線からも報告されましたが、今回の闘いは今までと違って戦線が拡がったこ

と。同時に、それぞれの部隊が創意工夫をした闘いを行なったこと。そのなかですべての部隊――大部隊や小部隊があったが、援軍を求めずに闘ったこと――が、すばらしい闘いだったと評価できます。

第一日目の岩山の情報が入ってきて、その後、天神峰に、さきほど石橋さんからの戦線報告があったので、それを補足するかたちで説明を加えたいと思う。

各戦線からの報告によると、公団は、まず機動隊、私服が先頭で、その後に公団がくるというようなかたちは最初から一貫しており、われわれも小見川、駒井野の線ですか、あそこの県道にバリケードを築いたわけです。それとT字路の周辺（天神峰から団結街道に入るところ）に、十分な阻止態勢をとった。ところが公団はかくれてシルクコンビナートのある山のなかから入ってきたので急拠かけつけた。その間、バリケードにまわっていた部隊が少なくなり、そこで七人の同盟の逮捕者をだしてしまった。

そこで、どういう闘いを行なったかといえば、一人一人が全力をかけて闘ったといえると思います。情報のなかで岩山で公団が二、三人重傷したと同時に、人質をとったという連絡があった。そうしているうちに天神峰の県道で現闘本部のほうにむかってきた公団との闘いになり、もみあうなかで、あの林が、「北原がいちばん悪いんだ。彼を連れていけ」と指示した。そして「いい年をして、事務局長がそんなことをやっている馬鹿はないよ」といったので、「お前もいい年をして何をやっているんだ。ただちに帰りなさい」と応酬したんです。すると「北原を捕まえろ」と押し合いになった。私も一人の公団職員をつかまえ、むこうも私をひっぱり、結局、部隊の数が少なかったので、私は公団のなかにひきずり込まれてしまった。そのとき、公団職員と私が石につまづいてひっくり返った。それをみてびっくりして公団側が手をはなし、倒れた私をすてたままにして茫然として立っている。それが、第一日目の三〇日の闘いでした。そのなかで感じたことは、今回の闘いは、農労学共闘というまったくそのとおりの闘いだと思います。第二日目は、中郷の部隊を連れて、三〇日から狙われている小川嘉吉さんのたんぼのそばへいったら、すでに三〇〇人位の機動隊が、バリケードのむこうまできていた。バリケードで阻止しようかと考えたが、両側がたんぼという立地条件の悪いところなので、彼らがバリケードを突破してくるならば、小川さんの栗林に座り込んで阻止態勢をとろうと決め、そこへ全員座り込み態勢を徹底しながら待ち受けていた。すると機動隊はバリケードをこわし押し寄せてきたので、入ってくるかと思ったらたんぼのあぜ道づたいに栗林のなかに入ってきた。私は山室さんと二人で、「人の畑に無断で入り、暴力的に調査を行なうことは断じて許せない」と抗議にいった。ところが機動隊がタテで私たちを囲んで、足でけっとばしたり、手の小さなタテであごや肩を突っつく。山室さんが「暴力はやめろ」と大声で叫ぶと、中郷のほうにいた子供たちがワーッとさわぐと、囲いの片方をはずしたので、私たちはおされながらもお互いに「帰れ、帰れ」といいながら座り込み地点まで帰ってきた。それから、彼らは道交法違反で全員検挙するといってくる。私たちは、「何をいってるんだ、これは小川さんの農道であり私道なのだ。それにたいしお前らは、道交法をふりかざして取締るとしても取締る権利もないし、取締れないのだ。すぐ畑からでなさい」と抗議すると、「排除するぞ」とすぐ排除がはじまった。そのとき子供たちの徹底した抵抗がはじまり、機動隊の腕や足に組みつき、

けっとばす、ぶんなぐるやらで泣き叫びながら闘った。一人のお母さんは自分の子供にがっちりだきついたままでひき抜かれていった。そのとき私は、「このような権力の暴行が行なわれるならば、日本の国の将来はどうなるんだ」と感じたが、そのうちに「北原事務局長を逮捕する。ただちに座り込みをとかないかぎりは全員検挙する」とおどかしをかけてきました。報道関係がいないと権力は、暴虐のかぎりをつくすことがはっきりわかった。あそこは窪たみだったから、彼らの狙いはよかったかもしれない。泣き叫ぶ女や子供を排除して、縄をはって、そのなかにみんな豚の追い込みみたいに追い込んだわけだ。それで、いよいよ今度は天神峰の現地の闘争本部のほうに機動隊がむかってきた。「今日は一本のクイも打たせないのだ」と小川嘉吉さんの畑に一本でもクイを打ち込もうとするならば、クイのうえにかぶさってでも打たせないという決意をみんな固めていた。ところが、その日、天神峰では一本のクイも打てず、午後からいよいよ東峰にくることになったので、私たちは三分の一の部隊を天神峰に残し、残りの部隊をひき連れ石井さんの部落に入っていった。

東峰においても機動隊は暴行をほしいままにしたが、満足な測量はできなかった。巻尺がまがっていようが、地図が白紙であろうが、平板測量がどうであろうが、彼らはそこへ立っただけで測量は終わったというようなことしかできない。こういう暴挙で農民の土地を取りあげようとするならば、これは一人一人の国民の問題として全国の人たちが考えなければならないことを、東峰の闘いは示していると思う。その翌日（一〇月二日）、東峰や天神峰はやらないということになれば、私たちは、全員横堀なり木の根に援軍にいく態勢をとっていたわけです。ところが、今度の現地の立入り調査はすべて三五条で、三七条は一回もいわれていない。そこに一つの大きな問題点があった。三七条をいった場合には、当然あとは立入ってこないことがはっきりするわけですから、それを終始一貫、最後まで彼らはいわなかった。それで全兵力を分散させ、援軍の投入を牽制したことは、むこうも作戦的に考えてきたと思う。当日（一〇月二日）の朝七時、もう天神峰にも東峰にも入らないだろうと判断した。それで、各報道関係からの情報を総合して、岩山部隊は木の根に援軍に、中郷の支援の学生も含めた二五〇人の部隊をひき連れてわれわれは横堀にむかった。少年行動隊を先頭に、その後に婦人行動隊、反対同盟、そして支援の学生というかたちで横堀に乗り込んでいった。横堀についたのは、七時三〇分頃。

横堀の闘いはなぜあのような少ない逮捕者で勝利したのかというならば、それは、岩山、木の根、天神峰、そして東峰の闘いの総括をとおして、闘い方が一歩一歩前進していったことだと思う。最終的に横堀には一本もクイを打たせず、彼らはすごすごとひきさがっていくほかなかった、ということだろうと思います。

総括集会が、その翌日（一〇月三日）行なわれ、とにかく彼らは六日間にわたる測量期日を決めたが、それが満足にできないので、三日間に打ちきらざるをえないところまで追い込んだのは、すべての騒音地区と敷地一体となった一人一人の決意した闘いでかちとられたのだと報告されています。私たちも、この闘いをつうじて、今後このままの姿勢でいけば戦術的にももっと上手になるだろうし、必ず勝てる方法は、権力と対決し、そのときの苦境のなかで初めて方向が示されるもんだと思っている。

今、破防法弾劾の闘いが全国的に巻き起こされつつありますが、三里塚闘争の真髄を知っていただき、ここにも強権発動という破防法と同様の悪辣な攻撃が適用されていることをみてほしい。破防法や特措法というのは、「公共の福祉」、「公共の利益」などというが、われわれのためにつくられた破防法、特措法ではなく、国家権力が一部の資本家の利益のために利用する破防法、特措法であると私たちはとっている。ですから、この三日間の闘い、そして今日の闘いがあるけれども、今日の説明会にたいしても、ちっとも敗北感をもっていない。むしろジェスチャー的な説明会だと思う。だからお互いにかわした公約をまったく守っていない。私はデモ、集会届けにいったが、そのときに成田署長にはっきりと申しでている。「私服や機動隊は反対同盟の目にみえるところに絶対おかないこと」と。「わかりました」といっておきながら陣幕を張りめぐらしたなかに機動隊がいた。彼らはわれわれに敗けているからこそ、あれだけの態勢をつくらなければならなかったんだ。だから権力を打倒するには自分の命をかけた闘いでなければ、すべてがかちとられていかないと思います。

農民として生きる

反対同盟五年の団結と連帯

編集部　こんどの闘争では、三七〇〇人の機動隊、私服、公団にたいして反対同盟は約七五〇人で、量的にはむこうが圧倒的に多いにもかかわらず、それに勝ったということは、真に闘う民衆にたいしては国家権力は無力であることを示していると思います。この勝利を実現した三日間の戦闘力は、どこから噴出したとお考えでしょうか。

瀬利　自画自讃するようですが、幹部も同盟もあれだけのすばらしい闘いができるとは実は思っていなかった。この力はどこからきたかを考えてみると、四年間の闘いの成果の積み重ねだという一言につきると思います。もっと掘り下げて考えてみると、四年間の闘いは、空港問題がでたときは、「自分の土地は自分で守る」という農民根性から始まった。それでもいいと思いますが、しかしながら闘いが始まって、そのなかで非常に鍛えられ、向上してきたんです。大きな問題だと思います。この空港粉砕は、農民が土地を守るだけじゃなくて、日本の平和を守り、戦争に反対することであるし、しかも安保を粉砕することでもあることを知らず知らずの間に農民魂のなかにきざみ込まれてきたことですね。で、ご承知のように同盟は革新系統とはいえないわけです。自民党あり、民社党あり公明党あり、すべての人が集まったのが反対同盟の部隊です。今は、もう権力とは何かをはっきり意識してきたわけで、これは四年間の闘いの大きな成果だと思います。駐在所の巡査が、われわれを助けてくれる神様みたいに思っていた人たちが、今は全然違った考え方で彼らをみている。闘いのなかで彼らが敵か味方かをはっきりわかってきたからだと思う。このように意識も昂揚し、まことに結構な結果だと思います。

そして、三里塚の闘いは初めからいろいろの支援部隊が三里塚空港粉砕のために現地にはせ参じ、現在では、学生や反戦の現闘が農民を指導して支援している。この力は非常に大きいと思います。今度の闘いは、文字通り労農学一体の闘いが実現され、日本の農民闘

争の歴史の一ページをかざる大きな闘いだと思います。

北原　農民の利害を離れた闘争ですね。権力との闘いです。はっきりいえることは「代替地もいらない、金もいらない」と始まった闘いが、今は国家権力との闘いのなかで屈服することは、自分が権力に敗けてしまうんだという闘いに変わってきている。ですから、この闘いはもう利害を超越して、すべてが自腹をきって、この五年間の闘争をやってきたんです。親子ぐるみで闘っているところは全国では例がないでしょう。

島寛征（青年行動隊）　今まで僕たち若い連中は誤解していた点があると思うんです。たとえば一昨年の第一次、第二次、第三次の公団にたいする闘争で、同盟はトコトン闘いえなかったと考え、だからこそ、今なんとかしなくてはという気持があの頃からずーっとあった。なぜ農民の力が爆発しなかったかという問題で、一人一人の口からきかれるのは「俺たちの土地にきたときには命をかけてやるんだ」という言葉であらわされていた。それでは「自分の土地へこなければやらない」「憲法に規定された所有権を基礎にして闘っているからそういう発想になるんだ」とか、あるいは「農民の土地にたいする執着」という見方をしていた。しかし、そうじゃなくて、芝山なら芝山、三里塚なら三里塚の農民と土地の歴史に本質的に根ざしているんじゃないかという気がするんです。

農民とともに闘い抜いた支援部隊の総括集会

農民が自分の土地をもって何年になるかというと、戦後たかだか二五年でしかない。地主も何人かいたかもしれないが、ほとんど小作なんです。そういった意味では、大変苦労してここに住み、土地を耕やして生活を維持してきた歴史があり、戦後二五年間でここまでやってきたことにものすごく深いものがある。実際、どんなものかということはなかなか言葉ではいえないが、石井さん、石橋さん、内田さん、小川さん、瀬利さんたちのしわに、土地をつくってきた歴史がきざまれていると思うんです。そのことが「俺の土地にきたら命をかけて闘うんだ」という表現になったと思う。私たちは、その言葉にどれほど深いものがはぐくまれているかは、まだ感じ取ることができなかった。

闘争が深まり思想的にもいろんなものを獲得していき、組織的には、みんなの力を一つに集めていく過程で、一人の農民として自分の土地を守るということじゃなく、ほんとうに農民全体の使命を自分がになっていくんだという意識を養い、純化し、思想の域にまで

この闘争はおしあげてきたと思う。

荻原進（青年行動隊長）　現実に自分の土地をけがされるといった意識と、もう一つは、われわれの体をはっての闘い以外に解決できないところから具体的な問題として自分の土地と家屋をみずからの体で守っていく。農民も漁民も戦闘性は彼ら個人としてはもっている。しかし、それをどの時点で最大限発揮させて、それを指導していくかという問題が、これからの住民闘争とか土地闘争では問われてくると思います。

たとえば、三日間の闘争のなかでも、ここだという場合、きっかけさえつくれば農民がものすごく戦闘的に機動隊、公団相手に一人でもやり抜くことがある。今度の闘争で具体的問題としては汗と血まで流してきた農民の歴史のなかから、それと四年間の凝縮された怒りの爆発が、三日間の闘いに発揮されたと思う。それは「土地を守ろう」という農民の大動脈のなかに流れている強大な戦闘性の発揮でしょう。理論的に解明されて、それでやるんだとうちだされた線は絶対ないんです。農民特有の勝負好きの反応が機動隊、公団を前にして発揮された。同時に基本的に土地と家を背景にした闘いが集団的に組まれてきた。しかし、三日間の闘争にしたって準備らしきものは全然なかった。

バリケードをつくろうとか、ステッカーを貼ろうと、話しあっても、農民はなかなか動かない。しかし、当日の朝になっていざ機動隊がくるとなるとバリケードをつくろうといえばぱっと二時間位でつくるし、農民特有の糞尿弾をつくろうといえば全員ですぐつくる。また、実際、これを使用して攻撃するのは、自分の土地と建物にたいする何物にも替えがたい執着心があると思う。やはり、そこからひきだされた戦闘性だと思いますね。

編集部　東峰で機動隊と対峙したとき、「俺の土地に入るな」「戦後二五年間、国家は俺たち農民を苦しめつづけてきたじゃないか」と弾劾していたという事実がありますが、今度の闘争は自分の土地を守るということと同時に、そのことをとおして日本帝国主義の戦後の農業政策、農民抑圧にたいする告発があったと思いますし、闘いの質、団結の質的飛躍があったと思いますが……。

瀬利　そうだと思うんですね。質的な高さは、政治意識的にも闘いのなかで鍛えられ昂揚されたことだと思う。三里塚の闘いは、政府打倒の闘いだと意識するか否かにかかわらず、農民の胸深くとらえていると思う。虐げられ圧迫されてきた農民が、今こそ権力闘争の闘いに立ちあがり、闘争のなかで爆発したんだと思う。

食管制度の問題にしても農民がいかに権力の圧迫を受けているかがよくわかってきている。ほんとに、この四年間の闘いは政治教育になったと思う。集会、座談会、会合があるごとに出席して自分でも実際に権力とは何か、圧迫されているのは農民であることを知ってきたことが、大きな成果だと思う。こうしたことが、闘いの質的飛躍をもたらしたと思う。

三里塚農民が今までみたいに暮らしていた場合には、何もわからず、食管制度の問題、あるいは政府の減反政策にしてもやむをえないだろうとみずからの首をしめられていながらも、不満のぶつけどころを知らなかったということじゃないですか。

島　今まで反対同盟や部落、あるいは支援団体も含めて、ある意味ではもたれかかっていた面があったし、また、それでもいいような状況であったかもしれない。しかし、今回は二、三千の機動隊を俺一人

小川源氏宅前の強固なバリケード

で相手にしてやっているというような気持だったわけで、ある意味では、孤立無援な闘いだった。たとえ全員逮捕されて一人で残ったとしても、もてる力をふりしぼっても負けられないんだという気持が極限状況まで圧縮されたところに、同盟の団結ができたと思う。団結の基礎にそういう重大な質があったからこそ、ほんとうの意味で固い団結ができたと思いますね。この団結があるかぎり特措法といえども全然恐れる必要はないわけで、逆にこういう質の団結力でなければ、特措法を粉砕できない。ほんとうの団結はどういうものであり、どういう力を発揮するかが今度の闘争でわかったと思います。四年間とにかくやってきて、この闘争を切り拓いたが今までの団結が社会党、共産党との三者共闘時代からの統一関係であったわけですが、「今、日本の農民が必要な連帯とは何か、団結とは何か」を開拓したのは、この闘争だったんじゃないか。今度の闘争をとおして、自分の思いもしなかった力と、そういう力が積み重なってできた団結で三里塚闘争は勝てるんだという自信をみんながもっている。どんな法的な規制だろうが、国家的な暴力だろうが、これにかみつけるものはないんですよ。

編集部　ええ、団結と連帯の問題と関連して支援の問題についていかがですか。

島　支援の問題といっても、もう支援という言葉は必要ない時代なんです。だから外からくるほうもあんまり支援だと思ってこない。三里塚の農民と東京の労働者はなんの違いもないわけで、状況としては強権発動下における人民なんです。それと闘うんだから区別がないと思う。だから三里塚に闘いにきたのであれば、ここの農民がやり抜ける地点でともに闘うのがいちばん自然だと思う。

昔のように、お互いに頼ったり頼られたり、いちゃもんつけていくような関係ではない。今までの、社会党、共産党を中心とした三者共闘的な図式はすでに成り立たなくなっていて、三里塚農民の問題の重さは、全国の一人一人にもたされている重さと等しいと思う。そういうふうに感じたときはじめて三里塚の闘争がほんとうにでかくなる。だから三里塚で闘っている農民自身の思想を根本的に変えていった闘争というだけじゃなくて、今ある学生の組織、労働者の組織も、三里塚の農民との連帯の質を根本的に問いなおされるような闘争だったんじゃないか。それをお互いに自覚し、闘争のなかで実現したときに、日本の階級闘争の質は変わっていくと思うんです。

農民闘争の歴史的一ページを画する闘い

編集部　三日間の闘いが切り拓いたものについていかがですか。

島　こんどの闘いで、東峰の部落全体に機動隊と測量隊がほうぼうの畑に入ってきたとき、自分の土地ではなくても、自分の畑をほったらかしてもすっとんでいって闘うわけです。結局、自分の畑という言葉を実はそうじゃなくて、一生懸命やってきた百姓の土地に土足を踏み入れればやっつけるんだということが、闘争のなかではっきりあらわれていました。三里塚の農民が、そういう闘争を経て、三里塚の闘争と公害闘争、地域闘争とか農民闘争との境界線が自然となくなってきたと思うんです。

しかも、もっと問題なのは、自分たちの土地に土足で踏み込んできた機動隊、公団の顔をぐっとにらみつけてみると、どちらかというとみんな百姓の顔をしている。国家の暴力の末端としてこきつかわれている公団や機動隊にしろ、結局は、国家的な一つの帝国主義的な政策全般によって生みだされた自分たち百姓と、それを土足で踏み荒らし、百姓をブタ箱にぶっ込む権力の末端である機動隊が、同じではないが、姿勢としては本質的なつながりがあるんじゃないかと思う。たとえば、機動隊が農民に警棒をむけて農作物を踏み荒らすようなことは、農民にとって敵なんだけど、なにゆえそのような立場にお互いがおかれてしまったのかを冷静にみることができる地点にきたわけです。

特殊三里塚という意識はとっくになくて、自分たちは日本の農民の一人として国家権力と闘っている、あるいは政府と闘っているという自覚はまったく自然じゃないかと思うんです。だから田子の浦で漁民がたちあがる、九州で漁民がたちあがる、どこかの土地で農民がたちあがると、まったく自分のことのようにうれしいんです。ほんとうに汗を流し、血を流して闘ってきた自分たちの気持をそういうところへ具体的に伝えて、たんに農民の戦線だけじゃなくて、漁民、市民を含めた大きな戦線をつくっていきたいですね。

三里塚に特措法が発動されるということは、まさに全国の農民、漁民からいつでも生産の現場を国家権力が奪うことを許してしまうことなんです。海を埋めたてて工場をつくるとか、海を汚して廃液を流すとか、住宅街を区画整理して工場をたてるとか、いっさいを公共事業という大義名分で許してしまうことになる。だから今、三里塚がとらえて闘おうとしている問題は、たしかに三里塚の闘争が到達しえた闘争の質ではあるけれども、実は国家権力が今やろうとしている強権発動は、三里塚だけの問題ではけっしてなく、全国の農民に強権発動が行なわれることを示している。それは、日本人民がそれをはたして許すのか否かが問われるほどの大問題だと思う。もちろん、三里塚としては、それは許せないから、どんなことが起こっても闘っていく腹はあるわけで、そういう気持と問題の重大性は、まさに全人民のものだと思う。だから同盟でも淡路へ飛行場をつくるというなら、一つ運動やってこようかという話があるが、そういう作業というのは反対同盟の闘争の一つの基軸としていける段階に三里塚がきていると思うんです。

荻原　当初、社共のもとに動きだした三里塚闘争が、全学連、反戦と手を結んだ六八年の二・二六から一気にもののみごとな実力闘争を文字通り展開する糸口をつくりながら、農民の潜在的な戦闘性を

ひきだした闘争がつづいてきた。そうするなかで、この三里塚闘争が地域住民闘争の文字通り頂点になった。そして、今度の闘争が農民の今日までの思想性を問われるものとしてあったと思うんです。

三里塚闘争を勝利するためには、われわれの政治を自分の手で築いて、それを闘争のなかにどう生かして勝利にむかっていくかという問題がある。それが具体的な戦略戦術にも現われてくるが、いちばん農民の苦手な法律的な問題や、随所にみられる戦術的な問題が、これからどんどん現われてくると思う。だから今までの歴史的な農民闘争というと、米騒動とか、庄屋を倒せとか、米屋を打ち壊せとか、そういう戦闘性はものすごくあるんですね。しかし、もう一歩で勝てるときに内部的な問題として喧嘩して分かれる、あるいは弾圧のまえに崩れていく。しかし、現在の三里塚も、同じようにもう一歩というところまできていると思う。そこで、闘いは戦闘性をいかに導きだしていくかという問題と、勝利するためには、権力と闘うなかで彼らも政治を行ない、同じように、われわれもそれを政治的に社会的に反映しながら、今後の農民運動を一つの日本の地域住民闘争の頂点としながら闘い抜いていく。そういう大きな観点にたって、三里塚闘争はもう一歩深く労働者、学生と連帯しながら、より一層全国的な外へ外へと拡げていく時点にさしかかっていると思います。

そして、特措法の問題は、良識ある農民を、また戦前・戦後をつうじて闘い抜いてきた農民をもう一度ここに結集させるだけの大きな政治的焦点になったといえますね。それは現代の農民階層の闘争を指導しているものじゃなくて、戦前・戦後をつうじて農民運動の指導的立場にあった人にたいしても、今日の農民運動は、権力をぶち倒すだけの組織力と闘いができる可能性をもっているということを、三日間の闘いで如実に示した。そのうえにたって、三里塚闘争に象徴される権力とのいっさいの妥協はありえないという闘いの爆発は、現在の農政、あるいは地域住民闘争、公害闘争を含めた、いっさいの闘いが改良主義では解決しえないこと、住民闘争はせんじつめれば中枢へ押しせまっていく闘い以外に解決の道はないことを明らかにした。三里塚闘争は強権発動との闘いで農民の苦渋をなめた歴史をほりおこしていく現実に、文字通り直面している。

特措法の問題にかんしては非常に苦しい場面に直面しているけれども、それを運動的にとらえるならば、むしろ全国の農民を決起させる一つの大きな要因になってくると思う。われわれはこれを大胆にとらえる必要がある。戦時中いろいろやられた強権発動の歴史を体験している農民は非常に多い。ましてや、常識的な農民は、現在の農業政策の破綻から根底的な動揺をきたしているなかでは、絶好の機会だと思う。特措法の問題にかんしても農民階層の側からみれば、破防法体制と等しい状況を三里塚の農民が直接味わされている。しかし、食管制度、あるいは土地問題からゆきづまっている支配者の農業政策に大反撃するだけの要素を今日の三里塚闘争がもっている。それを行なうためにも、三里塚芝山連合空港反対同盟の内部強化をはかる必要がある。現在、闘い抜いている砂川、忍草をはじめ全国農民を決起させるわれわれの役割を自覚しながら三里塚闘争を展開し、具体的には農民階層単独でも集会、デモなどの運動を三里塚農民はやっていかなくてはいけないと思う。

編集部　日本の七〇年代の階級闘争に農民がどういうかたちで登場するかを、今度の闘いは示唆していると思いますが。

島　三里塚、芝山の農民の戦線は、否応なしに七〇年代の階級闘争の

位置をいつの間にかになってきていると思います。しかも三里塚、芝山で経験してきた団結の意味が、たとえば企業公害と闘う漁民の闘争のなかに予見することができるわけです。部分的にどこかの闘争が負けたとしても、その闘いをつうじて私たちと同じような団結の意味をつかみとるだろうし、全国の農民や市民や漁民が、法と暴力によってからめとろうとする権力にたいする、徹底した闘争が三里塚と同じように各地で起こると思うんです。ほんとうの団結を闘争のなかでつかみとったときに、当然の法則として全国的な農民の流動が始まると思う。いわば国家権力にたいする人民の闘いの一つの基礎ができはじめているのが、七〇年代初頭の現在の状況じゃないか。三里塚はそういう地点にたっていることをまず自覚しながら、特措法という強権発動であれ強制収用法であれ徹底的に闘い抜くことによって人民の総反撃という流れをつくろうとしているのではないかと思う。

荻原　単純に「農村から都市へ」という理論を私は否定するけれども、革命を現実化しようとするなかにおいて、現在、労働戦線と学生戦線がどんどん中央の権力闘争を展開していくなかで、弾圧粉砕にむかっての大きな闘争をふまえながら入管決戦もつらぬかれている。そのなかにおける農民階層が歴史的な闘争をもう一度ほりおこしたなかで、戦前、戦後をつうじての闘いは地主、あるいは資本家階級の打倒の闘いも展開してきたが、現在の農民階層のもつ諸矛盾を解決する方法は、帝国主義打倒以外にいっさいありえないと思う。

農民の敵は佐藤政府であり、日本帝国主義であることをいかに知らしめるかという問題を自覚するなかで、それを指導していくことを前提条件としながら、七〇年代における革命運動を遂行しようとする農民階層をつくりあげていくことが三里塚闘争に課せられた課題であり、反対同盟はその中心にならなくてはならないと思います。従来の農民運動の組織と実践では、それができえないことは立証済みである。だから大胆にいえば、日農までも巻き込むような運動形態などをうちだしていくのがほんとうだと思う。

特措法・強権発動といかに闘うか

編集部　この三里塚闘争が切り拓いた闘いの質と地平を三里塚で保持し、拡大し、なおかつ全国化していくことが、当面の目的であると思いますが、全国化にかんして具体的にどう考えておられますか。

島　それは、同盟全体からみても、まだ部分的な問題なのかもしれないが、今度の闘争をやり抜いてきたものにとってみれば当然の課題になりつつあると思うし、現在、反対同盟がかかえている大切な問題だと思う。

では、実際にそういう到達しえた地点をふまえて、たとえば、砂川、三里塚、忍草というように、三里塚という地域をこえて、まさに権力と闘う点ではまったく同じ位置にあることをふまえながら、われわれの体験を忍草のものとし、忍草の闘争の体験をわれわれのものとするという意味で反対同盟全体の力で全国の闘う組織とつながりをもち、私たちの経験を全国に伝えていく作業が必要ではないかという問題提起があります。もう一つの意見は、つまり、三里塚でここまでやってきた闘争をもっともっとわれわれが深めることによってこそ、ほんとうの意味で全国の闘うものと連帯できるんだ、

いったりきたりでは今までの闘争がおろそかになるのではないか、という考えもあるわけで、この二つがどれだけ違うかというと本質的にはあまり変わらないと思う。つまり、三里塚の農民が自分自身の闘争を三里塚のなかで闘い抜いて、それで自分の思想をほりおこしていく作業は、あらゆる農民の時間的な地理的なへだたりを脱していくもので、実際に本人がでていくかどうかは別としても、獲得できる思想は同じだと思いますね。全国行脚というか、いわば昔の明治維新のときの水戸の侍だとか、明治の初頭における一部の農民がやっていたような、ただいって報告して帰ってくるというんじゃなくて、実際に自分たちの戦線をつくっていく作業です。これはやっぱりどういうかたちでもつくる必要がある。またそういうところへ自分たちはきていると思う。

荻原　現在、既成の農民は敏感に立ちあがることはなかなかできないという内部事情を含みながらも、彼ら自身が労働界における再編過程と同じように、農民階層が根底的な動揺のなかから流動化している。それを権力側に獲得されるか、われわれのほうに獲得するかという状況がいっぱいあると思うんです。その点は、われわれの力量の問題もありますが、私たちに有利な状況であると思う。農業を継続していく若い層が、自分たちの将来はどうなるんだろうということを考えざるをえない状況にきている。だから、それを呼びおこして正しい方向にもっていくことが可能であると確信をもっていえます。だから、三里塚闘争でわれわれ若い人が積極的に闘い抜くことは非常に重要になっていると思います。

三里塚闘争の全国化については、まず住民闘争で立ちあがった人は一度は三里塚へきてくれということです。そして、三里塚闘争の四年間の経験と歴史を地域住民がいかに生かしていくかということ。それとともに全国の農民階層、ことに農村青年にたいしては現在の農業政策をみんな危機的意識をもって感じとってほしい。なぜ政府は、今日まで保守政権の基盤であった農民までも危機的状況にまでおとしこめるのか、と疑問をもたねばならない。

事実、帝国主義の崩壊までも覚悟しなければならない農業政策をうちだしている。それは農民がおい込められているんじゃなくて、帝国主義が農民までも殺さなければ生きのびられないという大きな賭をしているんだということを自覚しなければならない時代にきている。たんに農民が、これでは生きられないと宣伝、煽動するだけではなく、どうしたら、それに打ち勝つか、勝利するにはどうしたらいいのかといった展望を全国の農民とかかわりあっている学生、労働者が現状を的確に把握して指導する必要がある。

また、ことに全国の農民の青年階層は食管制度、減反の問題といろいろ苦しい状況があるが、苦しいのはわれわれだけかということを自覚する必要があるんじゃないか。そのためにも三里塚闘争を自分の目でみる必要があると思う。

また、サークルなり組織なりができつつある地域には、私たちが積極的にでむいていきたいと思う。そして、三里塚と連絡を緊密にして、われわれとともに闘い抜いていくことをアピールしたい。

編集部　空港闘争にたいする最後的強権発動として特別措置法を政府、公団は考えていますが、これは敵の強さというより、弱さであり、悪あがきだと思うんですが、この特措法にたいする構え方としては……。

北原　今回の特措法適用の発表の後には、おそらく建設大臣の裁決

申請と強制執行です。それと同時に強権発動がでてくる。しかし自分の体と命をかけて闘いのなかに飛び込んでしまった人間には恐しいことはない。特措法がでても強権発動がこようとも別に驚くことはないんですよ。私たちにあるものはただ生きていることと、私たちの要求をどうとおすかということ以外にないからいろんな手段をもって闘います。

最近、政府はお体裁のいいことをいうが、裏ではもっとひどいことをやっている。三里塚での権力の暴力行為は、絶対歴史のなかから消せないし、生涯忘れられないでしょう。今後、当然土地収用で強権発動がなされるであろうが、やはり自分の決意で闘っていく。

機動隊と対峙する農民

無抵抗の抵抗という言葉があると思いますが、決意を固めたらもう淡々たるものです。どんなことが起きようが驚かない。われわれがいるかぎり権力者を恐ろしさに震えあがらせてやるし、必ずや権力を打倒する。

今は、三里塚の一画を望んでいるというが、国土のなかでそのような野蛮行為を権力がおこなっていることを全国の人にほんとうに知ってもらいたい。そして、それぞれの人が自分の問題として考えてほしい。三里塚の闘いを全国の人に知ってもらい、また三里塚へきていただき、それぞれ虐げられてきた農民や労働者が手をとりあって、政府に対決する姿勢をはっきりと示せば、三里塚闘争はけっして無意味でないと思います。

現地にいてもうじき五年になりますが、この五年間、学生や反戦の諸君が日本の将来を考え、そして、自分たちが今ここでやっておかなければと青春を投げすてて、暑さや寒さ、空腹などをすべて自分に与えられた一つの試練として耐え、農民と一緒に闘っている学生や反戦の諸君にたいして、この闘争は負けられない。勝つことが学生、反戦の希望の一つになると思います。自分をなぐさめていうわけではないけど、そういう責任を感じながらの闘いだと思います。

荻原　現実的な意味からいえば、特措法は、建設大臣の認可があれば、土地収奪ができるといっています。これは、現在の政府を三里塚の闘争のなかに直接ひきずりだしたことで、三里塚闘争の四年間の闘いの大きな成果としてあると思います。また、それと同じように、農民闘争が現在まで闘われたなかで政府が地域住民に、あるいは農民の前に暴力的な姿をむきだしにして弾圧体制をとりながら、その政策を打ちださなければならないことは、今までになかったことです。それが文字通り政府中枢との闘いに三里塚闘争が直面しているなかで闘うんだから、今日までの抽象論的な佐藤政府打倒とか、あるいは帝国主義に真っ向から対決するというより、現実的な意味で三里塚闘争はその転換にさしかかっている。これは闘争の大きな成果です。そのまえに、農民闘争は弾圧され、しりすぼみになっているのが歴史的にあるから、ここまで追い込んだ四年間の闘いの成果を第一に確認し、そのうえで特措法にどう闘い抜いていくかというと、機動隊との激突、公団との衝突と闘争を展開しながらも、現在の農民にたいする、あるいは住民にたいする支配そのものを暴露していく政治的な地平に農民が変革されていかなくてはならないと思います。

特措法粉砕にむけてのデモンストレーション

ね。三里塚、芝山の地域闘争でおしとどめるのではなく、全国で勃発している、あるいはしかかっている地域住民闘争までも大胆に三里塚に目をむけさせながら、また内部的な問題までも把握させるだけの闘いを展開しながら、われわれがそういう地域住民闘争まで直接的、あるいは間接的に指導していく闘いと、もう一方では、闘う地域住民を集約できるような農民組織までもつくりあげ、具体的な行動として、農民を権力中枢のおひざ元で農民階層が単独でも大々的なデモンストレーションを展開していくという農民階層の独自な組織性と運動をつくりあげていくと同時に、労働者、学生と大合流をはかっていく、そういう時代に突入したと思います。

三里塚闘争も、その時代の波のなかに入っている。特措法も逆にこちらが大きく社会的、政治的に活用して、土地収用を足かせにしたように大きく政府中枢を揺り動かすものとしてわれわれが利用していく大胆な気持になっていますね。

〈了〉

特措法（抜粋）

公共用地の取得に関する特別措置法

（昭和三六・六・一七法一五〇）

施行　昭和三六・八・一七（昭和三六政二八三）
改正　昭和三七法一六一、昭和三九法三・法一四一・法一六三・法一八・法一七〇、昭和四二法七五

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、土地等を収用し、又は使用することができる事業のうち、公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に関し、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の特例等について規定し、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。

（特定公共事業）

第二条　この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法（大正八年法律第三十六号）その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一つに該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による建設大臣の認定を受けたものをいう。

一　高速自動車国道又は一般国道
二　日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間
三　第一種空港（四～九　略）

第二章　特定公共事業の認定

（事業の説明等）

第三条①　起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、事業の目的及び内容並びに事業を緊急に施行することを要する理由について、事業を施行しようとする土地が所在する都道府県の知事及び市町村（都の特別区の存する区域にあっては、特別区）の長並びにその土地及び附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。この場合において、住民に対する説明及びその意見の聴取については、少なくとも建設省令で定める程度の措置を講じなければならない。

②　都道府県知事及び市町村長（都の特別区の存する区域にあっては、特別区長）は、前項の起業者に対し、事業の用に供する土地の取得について協力しなければならない。

（特定公共事業の認定の要件）

第七条　建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、公共用地審議会の議を経て、特定公共事業の認定をすることができる。

一　事業が土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、第二条各号の一に該当するものに関するもの又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業であること。
二　起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
三　事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。
四　事業が公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要するものであること。

第三章　土地の収用又は使用に関する特則

第一節　裁決及び損失の補償

（緊急裁決）

第二〇条①　収用委員会は、特定公共事業に係る明渡裁決が遅延することによって事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあったときは、土地収用法第四十八条第一項各号及び第四十九条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権限取得裁決がされているときは明渡裁決をすることができる。

②　前項の規定による申立ては、建設省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。

③　第一項の規定による申立てがあったときは、収用委員会は、その旨を土地所有者及び関係人に通知しなければならない。

④　第一項の規定による申立てがあったときは、収用委員会は、その申立てがあった日（土地収用法第四十二条第二項の規定による縦覧期間の末日以前に申立てがあったときは、当該期間の満了の日の翌日）から二月以内に裁決をしなければならない。

⑤　収用委員会は、前項に規定する期間内に裁決をすることができなかったときは、すみやかに、その旨を建設大臣に通知しなければならない。

第二四条　収用委員会は、前二条の規定により請求又は要求することができる者に対し第二十条第三項の規定による通知をするときは、あわせて土地収用法第六十五条第一項第一号の規定に基づき、それらの請求又は要求について一定の期限までに意見書を提出すべき旨を命じなければならない。この場合において、その期限は、通知の到達した日から一週間を経過した日以後でなければならない。

第三節　裁決の代行

（建設大臣への事件送致）

第三八条の二①　収用委員会が第二十条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、起業者から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立てがあったときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を建設大臣に送らなければならない。

②　前項の規定は、収用委員会が異議申立てがあった日から一月以内において裁決を行なうべき期日を定め、これを起業者に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。

③　収用委員会は、第一項の規定により事件を建設大臣に送るときは、建設省令で定める書類を建設大臣に送付しなければならない。

④　収用委員会は、第一項の規定により事件を建設大臣に送ったときは、起業者、土地所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

（裁決の代行）

第三八条の三①　建設大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わって、みずから当該事件に係る裁決を行なうものとする。

②　前項の規定により建設大臣が裁決を行なう場合においては、公共用地審議会の議を経なければならない。

第三八条の五①　建設大臣は、第三十八条の三第一項の規定により緊急裁決をしたときは、当該事件を収用委員会に送らなければならない。

②　建設大臣は、前項の規定により事件を収用委員会に送るときは、建設省令で定める書類を収用委員会に送付しなければならない。

③　第三十八条の二第四項の規定は、第一項の規定により建設大臣が事件を収用委員会に送った場合に準用する。

④　建設大臣は、代行裁決をしたときは、第一項に規定する場合を除き、その裁決に係る事項を収用委員会に通知しなければならない。

第四節　土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業

（土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業）

第三九条①　土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業に係る特定公共事業の認定については、第四条第二項第四号から第六号まで及び第三項、第八条並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

日本全農民の蜂起を訴える

戸村一作
（三里塚芝山連合空港反対同盟委員長）

「特措法」の申請を日本全農民は、農民切り棄ての農政の一環として七〇年代日本階級闘争のなかに止揚すべきである。

「特措法」申請の理由

まず冒頭にいうべきことは、三里塚芝山反対同盟の徹底抗戦が、「特措法」申請とその強権発動にまで、公団・政府をして追いつめた第一の要因であったということである。過ぐる三日間の実力闘争の最大の力は、支配階級、すなわち、日本帝国主義者の本質である決定的なそして宿命的な矛盾とその暴虐性を、あますところなく徹底的に人民大衆の面前に引きずりだし暴露することができたということである。これは反対同盟にとって最大の喜びであり、商業主義のマスコミ、テレビ・ニュースでさえ、これを黙視することができなかったほどである。これが全国をとおし、人民大衆に好むと好まざるとにかかわらず、三里塚闘争とその闘う一群の農民にたいして、最大の関心事を呼び起こしたと見るべきであろう。

かつての小作争議にありえなかった事実が、三里塚芝山の闘う農民によって歴史的事実となって展開されたのである。私の目撃した範囲だけでも、東峰部落の梅沢夫妻は自分の農地に土地どろぼうの侵入とその杭打ちを排除するために、夫婦二人きりで機動隊・ガードマン・私服刑事を多数したがえた空港公団測量隊五〇人と対決した。その結果、杭一本打てず敗退せざるをえなかったのである。

なお、芝山町千代田県道傍の反対同盟員宮野稔氏所有の農地に杭打ちにきた公団測量隊の杭打ちに対決した加瀬勉（つとむ）氏は、打たんとする杭に身を投げだし、加瀬氏は測量隊員の打ち下すカケヤでその指を打ち砕かれたのである。血みどろの指を抱え激痛に耐えて地べたをのたうち廻りながら、加瀬氏は杭打ちを阻止した。私は顔面蒼白と化した加瀬氏を抱きかかえて、逃げる公団測量隊とその責任者林という男を追って、その暴行とその責任を追及しつつ機動隊の密集部隊のなかまで追いつめた。

また、木の根部落では、小川源さんは全身に「くそ」をみずから浴びつつ公団測量隊の真っ只中に突っ込んでいった。「源さん」はくそが乾くと、みずから柄杓をとって頭のヘルメットから全身にくそを浴び、全身くそだらけになって闘った。少年行動隊は機動隊の真ん前に躍りでて、勇敢に石灰袋を顔めがけてたたきつけた。機動隊は少年少女を追いかけ、泣き叫ぶ子供にまでも残虐な暴行をした。

農家のうら若い娘は自分の農地に侵入する測量隊員に一人でくそ袋をたたきつけて逮捕された。農民の憎悪と怒りはその絶頂に達し、その気迫に圧倒され驚いて逃げ廻る私服や公団員を追いつめ、その襟首のなかにまで、まるで画家が油絵具のチューブを絞るようにしてくそを押し込んだ。

岩山部落では竹槍部隊まで出現した。数限りないこうした先鋭部隊の果敢な実力闘争によってか、公団は六日間の測量日数を発表しておきながら、三日間で測量は終ったと虚偽の杭打ち発表をした。その実、反対同盟の激烈な反撃の下に、ついに主要部分、すなわち反対同盟所有地内には杭一本打てずに敗退完敗したと見るべきが真実の報告であろう。

しかし、公団の虚偽の発表により、その翌日、新聞、テレビ・ニュースはいっせいに測量完了を報じたと同時に、以外な発表に私は苦笑を禁じえなかった。というのは、六日予定の測量を難なく三日で終らせるほどの力をもった空港公団が、なぜ「特措法」をもちださなければならないかという疑問である。六日が三日で終るほどあっけない反対同盟に、なぜ強権発動の必要性があるのか、それは矛盾である。

ここに、「特措法」申請の理由とそのなんたるかを知らなければならない。

その理由とは何か？

要は、反対同盟の徹底抗戦とその不服従精神に遭遇し、追いつめられなかったならば、けっして政府・公団といえども強権発動まで踏み切ることは夢にも考えなかったであろうし、彼らとてもあえて強権発動をもちだしたくないのはやまやまだけど、反対同盟の結束とその果敢な武装蜂起が、彼らをして戦慄せしめた結果がもたらした、「特措法」という強権発動であったと見るべきが至当であろう。これは、闘う者も闘う者以外の誰が見ても適正な判断ではなかろうか。支配階級にとっても、強権発動をしては不利だということは、私よりもよく知っている。だしたくないものをださざるをえなかったというその根源には、確固たる理由があった。それは反対同盟の圧倒的な攻撃に追いつめられ、日本帝国主義者の一大矛盾を、三里塚芝山の一群の農民のうえに暴露せざるをえなくなった理由である。日帝支配階級は、「特措法」なる「化けもの」を、農地収奪にまで用いなければならないほどに、その化けの皮を露呈してしまった。彼らとて徹底抗戦の農民にたいして、「特措法」なるものがいかに無力なものであるかを知るからこそ、それをもちだしてまだ舌の根の乾かぬその日のうちに、何といったか。次に掲げる空港公団の言葉をもって代弁させよう。

「しかし、第二期工事の二、五〇〇においては、どこまでも話し合いでいきたい。」

この公団の発言は何を物語るかというと、反対派農民の一致団結と徹底抗戦を堅持するなかでは、万全の効力を発揮できえないものだという自己撞着の暴露であり、「特措法」の化けの皮のあらわれ

とも見てよいであろう。

「特措法」とは支配階級のもつ虚勢とそのはったり以外の何ものでもなく、一皮ひんむけば空虚そのもののブルジョア法であることを知るべきである。いわゆる「伝家の宝刀」とは、これである。この「化けもの」の「化けの皮」をはがれないようにうまく隠し、ちょうど、新興宗教が、貧者・病者・煩悶者に迷妄をもたらし、その罠に陥落させるごとく、農民に敗北感を狙うものが、その支配階級の「特措法」の持ち場である。現代を生きんとする私たちは、透徹した階級意識とその思想性をもって、日帝支配階級のブルジョア法の非道性を階級闘争のなかで見破り、これに徹底的な鉄鎚を打ち下すべきである。

「化けの皮」を見破る方法

まず、農民といわず人民大衆が絶えずブルジョア法の「化けもの」によって、敗北感に封じ込められ、その膏血ばかりか生命まで犯されてきた過去・現在とその未来にまで、思いを階級的に自己変革しなければならない。自己自身の意識変革なくして社会変革も革命も語る資格はないのである。しかも革命へのパトスとモラルは永久に生まれてこない。したがって、支配階級のもつ唯一の「化けもの」の「化けの皮」をひっぱがし、それを虚構として見破る方法はありえない。三里塚闘争は「化けの皮」をひっぱがし、その尾っぽを確実につかんだのだ。この尾は「化けもの」の正体を明らかにし、その息の根をとめるまでは断じて放しはしない。

ここで、私の日本全農民に訴えたい一事は、三里塚にかけられんとする「特措法」という強権発動を、日本列島すべての農民が自分自身に加えられる支配階級の攻撃として止揚してもらいたいことである。つまり、三里塚芝山に加えんとする強権の発動性は、日本列島全土にまたがる農民の農地収奪の象徴として、自己の生命の死活問題のなかに三里塚の特措法を把握すべきであると思うのである。これをたんなる千葉県の辺地の農民のみの問題として中立的傍観をするのでなく、日本農民が自分自身に真っ向からかけられた佐藤自民党政権の農業政策の一環の顕在化として見るべきである。

一度たりとも闘う三里塚に来る者にとっては、この間の消息をいままで聞いたこととは違って、血の通う一つの闘いとして新しく実感するであろう。

たしかに、三里塚闘争は支配権力者によって、虐げられた過去の農民の苦悩を、貴い血をもって贖いとったのである。血を流し、「くそ袋」と、「カマ」と「竹槍」の武装蜂起までして闘ったからこそ、支配階級の何であったかという、その「化けもの」の正体を掴んだのである。「化けの皮」を見破る唯一の方法とは、まず闘う以外にない。ということは闘いの只中に自己自身の全人間性を投ずるということから始まる。これは、いっぺん三里塚に来ることのみをもって、身を投ずるというのではない。日本のどこに在っても、三里塚闘争の支配階級による「特措法」を、自分自身への攻撃として地域社会のなかに止揚し、そこで蜂起せよという意である。

これをのぞいてどこの世界にも、「化けもの」の正体を見破る方法も、自己自身の確立としての人間解放もありえないのである。

日共・民青に感謝する

とくに、三日間の三里塚闘争のなかで明確化されたものは、闘う

者と闘わざる者の二つの姿であった。私のいわんとする一事は四六時中の血のでる激闘のなかに、不可解な存在を目撃したことである。

それは、激闘の木の根と横堀においてであった。赤い鉢巻をした一団が、反対同盟が機動隊、私服、公団とぶつかり合っているさなか、遙か彼方で歌を唱いつつ「ガンバロー」を三唱していた奇妙な姿を見たことである。私が横堀でその一団の傍に近づいて、「機動隊、公団のなかにはいっていったらどうか」というと、「いや、私たちはこの土地を守っている」とうそぶいて、身の危険なところにはけっして近よろうとしなかった。

これは音にもきく日共・民青の諸君であったことを全国の闘う同志諸君、ならびに農民に伝えておきたい。だから彼らには血を流すこともなければ逮捕・起訴もないのである。これではいくらたっても、日帝支配階級の「化けの皮」をひっぱがすことは永久にありえないであろうことを、私はこの眼ではっきりと見ることができたことは幸いであった。たしかに日共・民青の三里塚闘争に見るものは、条件闘争であり、日和見主義と修正主義のスターリニズムのもっともよい現われであるということができる。

日共・民青の闘いのなかに私はより多くのものを発見し、強権発動を踏まえて起つ三里塚闘争になくてはならぬ不可欠のものの何であるかを、もう一度新しく知ることができた。この点、スターリン主義者＝日共・民青に感謝する。

闘いのなかのもっとも恐るべきもの

私がここで声高らかに叫ぶべきことは、激しい闘いのなかにも絶えず忍びよる、権力者にもまして恐るべき闘いの反動性である。日共・民青によって代弁されるスターリニズムの侵蝕であるが、これは絶対不服従の反権力的抵抗権をスポイルし、右傾化させていく恐るべき日和見的修正主義のもたらす害毒である。私のいわんとする最大の恐ろしさは、闘う者をして闘えなくするその恐ろしさである。三里塚闘争のなかでこれを何ものにまさる恐るべきものとして把えなければならない。この恐るべき傾向は、日本の左翼革新政党・労働組合の全般を襲って、ますます、議会制民主主義のなかに闘う農民・労働者・学生・一般市民層まで埋没せしめんとしている。

六〇年安保闘争を経て、日本の左翼運動の右傾化が、七〇年代にかけてますます色濃くなりつつある傾向は、誰しも認めるところであろう。闘いたけなわにおよんで、三里塚闘争にも右傾化の影響は避けるべくして避けられない状況をもたらすであろう。この恐るべき敗北路線から三里塚闘争の原点を絶えず確立し、つねに現地の闘いに生きる階級闘争の持続性を保持していくにはどうしたらいいか。これは三里塚を闘わんとする私の最大の関心事であり、しかし、どうしてもこの敗北路線を乗りこえて前進しなければ、三里塚闘争はありえないほどに厳しい階級闘争であることを知ってもらいたい。こうした意味における三里塚闘争は、すでに脱農民闘争として、七〇年代日本階級闘争の頂点に立っているといっても過言ではない。

かつてのフランスの「五月革命」に見るものは何であったか。ソルボンヌ大学占拠の学生、工場占拠の労働者、そして、一般市民らによるいっせいの街頭蜂起にまで高揚したフランス「五月革命」を敗北に導き、ついに崩壊せしめたものは何であったか。まさに、フランス共産党・CGTであったことは明白な事実である。ここに注目すべきは階級闘争を退廃させ、プロレタリアート人民大衆を権力

の手中に売り渡した張本人が、フランス共産党、いわゆる左翼革新政党を中心とするCGTであったことである。

御多聞にもれず、三里塚闘争とその基地闘争のいっさいを問わず、闘いを敗北路線にのせ、なお、共存共栄、平和主義、議会主義の体制内化に埋没せしめんとするものが、フランス共産党・CGTを問わず、日本共産党であるということは、現地三里塚においても明らかな事実となっている。階級闘争から脱落し、腐敗堕落したスターリニズムの犯す犯罪性は、世界の内外を問わず、伝染病のごとく恐るべき蔓延性をもって伝汎し、汚染されつつある階級闘争の右傾化を知らなければならない。三里塚闘争はつねに厳しく現実社会のなかで思想の絶対性を問われるとともに、絶えず闘いの純化を追求していかなければならない。ここに三里塚闘争の原点と、そのラディカリズムの確立があるわけである。

しかし、三里塚闘争の不屈な階級性を、その内部から内在的に崩壊に導かんとする誘惑と破壊工作が、支配権力者と手を結んだ日本革新左翼や労働組合によってもたらされようとしていることは、さきにも述べたとおりである。このスターリニズムの誘惑からは、一日も目をそらしてはならない。もっとも三里塚闘争の味方に見えたものが、はからずも最大に恐るべき階級闘争の敵であることを、日本の革新左翼に発見した時点で、私の絶望ははなはだしかった。

しかし、内なる敵を外なる敵として、階級闘争に明確化した時点で、私の絶望はふたたび勝利の展望に飛躍することができた。闘いのなかのもっとも恐るべきものを、闘う自己自身に止揚する者にしてはじめて三里塚闘争の勝利を位置づけることができるのである。

「特措法」を無力にする力

次に、三里塚闘争を勝利に導くにあたって、われら何をなすべきかが最大の急務である。まず、それには「闘う三里塚農民を英雄視するな」ということである。三里塚闘争は絶えず、「これでもか、これでもか」と一途な闘いの追求が闘いの持続性をもたらし、つねに闘いを若々しく流動的に展開し、権力者を追いつめてきたのである。農民の闘いは、いまだ氷山の一角にすぎない。内に秘められたこのあくなき農民の不屈な不服従性と、その土性骨の強靱性を完璧に引きだし、どこまでも階級的に物質化することが三里塚闘争の不可欠な目的使命である。そして、この目的意識性に生きるか生きないかによって、三里塚闘争の勝敗は決着する。闘う農民をたんに英雄姿することはややもすると、激励よりも孤立化に追いたてる場合が多い。三里塚闘争をして勝利に導く唯一のキーポイントは、闘う農民とともなる生活にプロレタリアート人民大衆のひとりひとりが生きることだ。ここに三里塚闘争の大衆化があり、日本全土の農民の統一戦線とその蜂起をもって、支配階級の暴虐性と、農民に加える無謀な強権発動にたいして、日帝打倒の鉄鎚を下すことができるのであり、完全に「特措法」を無力化することのできる時点である。

すなわち、三里塚芝山農民に加えられる「特措法」を、日本全土の農民が自分自身への強権発動として、生活に止揚する時点で三里塚闘争をはじめ、すべての基地闘争の勝利が定まるのである。全農民の蜂起を訴える。

階級闘争の拠点を構築し空港粉砕へ

葉山岳夫
（反対同盟顧問弁護団事務局長）

土地収用法適用粉砕から特措法粉砕へ

さる一九六九年一二月一六日、建設大臣は新東京国際空港建設事業について、事業認定処分を下し、国家権力は、土地収用法適用によって、空港反対闘争の圧殺を企てた。

しかし反対同盟の農民、労働者、学生は、国家権力の土地収奪への直接的介入の重圧感をふきとばし、空港公団と機動隊による二月一九、二〇日の強制立入測量を粉砕し、五月一四日の立入測量の強行をも断念せしめ、土地収用法適用にたいする闘いは、緒戦から勝利的に進められた。

公団は、七〇年三月三日に、反対派農民所有の買収拒否の土地、約一四三町歩のうち、わずかに二千分の一にもあたらない六筆の土地約七畝二一歩（七六三平方メートル）について、第一次権利取得明渡裁決申請と称する分割申請を千葉県収用委員会にたいして行なった。ついで五月一三日には、三カ所の団結小屋敷地、一坪共有地を含む約一ヘクタールについて分割申請をだした。

およそ土地収用法は、国家権力の介入によって独占資本の利益をいわゆる公共の利益と宣言して、土地所有者の土地を独占資本のために捧げるための法律であり、まさに土地収奪法にほかならないものであるが、同法の建前として収用委員会は、まず第一に当該土地を収用することが、「公益」事業のために必要か否かが判断されなければならない。

しかるに、一カ所に集めればわずかに約二八メートル四方の土地の審理において、事業全体の公益性を判断することの不当性は明らかである。公団は、昨今の検察官と同様に、分割して支配する弾圧方式をもって申請を行ない、裁判所と同様に、収用委員会は、右分割申請を適法なものとして受理したのである。

公団は、第一次分割裁決を収用委をしてださしめ、しかるのちに、つぎつぎと右裁決を援用して、自己の都合にしたがって、思いどおりに公団の手先となった収用委を通じて農民の土地を収奪せんとして、七月裁決をめざしたのである。

これにたいして反対同盟、全学連現地闘争本部、弁護団は、多数の

意見書を農民を中心に集中し、また、事実上反対同盟農民の共有、共同使用関係にあった収用裁決対象地につき、権利関係を確認する書面を提出して、第一次分割申請関係の土地所有者、関係人は一、四四九名の多数を数えるにいたった。

このような多数の権利者の出現に収用委事務局は機能を麻痺せしめられたあげく、六月一二日の審理期日には、同盟休校した少年行動隊を先頭に大挙して参加した反対同盟農民のまえに、収用委は入場手続において不手際を演じたうえ、弁護団を中心とする分割収用裁決申請受理の違法性の求釈明にたいして何ら答えられずに審理を強行し、まったく聞きとれぬなかで、公団の裁決申請書の朗読を強行させる暴挙にでたものである。

「伝家の宝刀」、土地収用法による七月裁決の思惑はここに外れて、収用委員会は、九月一日、二日の連続審理を一方的に通知してきたが、九月一日は、審理開始に先立ち、反対同盟の提示した三条件、すなわち、1全員への審理期日の通知、2全員の意見を陳述せしめること、3警察官を会場に入れないこと、を収用委が文書で確認することを求めたが、収用委但馬会長は口頭で約束しながら書面化することをためらったため審理開始が遅れ、入場した反対同盟員が審理を聞きとれるように壇の下まで前進し、審理開始をまっていたところ、突如、収用委員全員が審理を放棄して退席せんとしたので、これに憤激した農民らの一部が彼らに抗議する行動を敢行した。九月二日は、前日、収用委が警官の会場内立入りについて差控える旨の確認書を無視して警官隊を会場内に待機させていること、および私服警官をはじめとして、だれであっても会場へ立入らせるという野放図な措置をとっていることの是正を求めて、右是正を審理開始の前提とする非妥協の態度をつらぬき、当日の審理の強行は阻止された。その結果、千葉県知事は九月三日に、成田空港の開港が半年遅れることを公式の席上で認めざるをえなくなり、公団内部でも国際空港の成立を危ぶむ声があげられるにいたったのである（『朝日新聞』九月四日）。

今後の審理の期日、進め方については、反対同盟、弁護団、社会党、国会・県会議員と事前に打合わせたうえで決定する旨を、収用委は約束したにもかかわらず、あせる収用委は、事前に反対同盟、弁護団から一〇月中の審理は農繁期のため行なわぬようにとの申入れを無視して、一〇月二二、二三日の連続審理を一方的に通告するにいたった。

弁護団は、右期日のうち、とりわけ二三日は、一連の空港反対闘争、八事件四二名の被告についてかちとられた統一公判が千葉地裁において行なわれることが三カ月以上まえから決定され、被告団長戸村一作委員長、萩原青年行動隊長および弁護団らが出廷しなければならないので延期を要求したが、収用委は、事務上の理由によってこれを却下し、さらに二二日の期日指定が突然なされたために、従来、反対同盟が足としてきたバスの手配がつかず、やむなく八一台の耕運機を利用して、沿道を行進しながら、農民が会場に到着したのであるが、これをまたずに一方的に開会を宣し、公団の意見を聴取するというまったく不当な審理の指揮を但馬会長はなしたものである。

そこで二三日は、空港反対統一裁判の重大性およびバスの確保ができない事態にかんがみ、審理に参加できないが、審理に参加する強い意見を反対同盟は有しており、次回期日には、十分意見陳述を行なうので、二三日の審理の打切りを要求する旨の申入れを事前に収用委に提出したが、収用委はこれを無視して「審理」を強行するにいたったものである。

以上の収用委の審理をめぐる攻防は、一四三ヘクタールの収用すべき土地の二千分の一の七六三平方メートルをめぐって行なわれている。

公団および収用委が土地収用法を無視した分割収用審理を行なっても、このような状態であり、伝家の宝刀は、反対同盟農民の団結力のまえに、その無力を暴露し、粉砕されつつある。

政府・公団は、追い込められ、収用のテンポを徹底的に狂わされた結果、二つの戦術をとるにいたった。一つは、彼らのいう第二期工事、すなわち二、五〇〇、三、二〇〇メートル滑走路建設予定地につき、本年一二月一五日までに収用裁決の申請をしなければ、土地収用法の適用を受けることもできなくなるため、立入測量を強行することであり、一つは、公共用地の取得に関する特別措置法による特定公共事業の認定、緊急裁決へ向けての画策である。

第一の強制立入測量は、公団の二、〇〇〇名の機動隊と一体となった弾圧下に行なわれたにもかかわらず、農民、学生らの徹底抗戦の結果、商業新聞によってもその杜撰さを糾弾される結果に過ぎず、農民一人一人が全力をふりしぼった創意ある糞尿作戦等の抗議闘争によって、ついに六日間の予定のところを三日間しか行なえず中断してしまった。権力は五九名を不当逮捕したが、反対同盟、弁護団は三〇名の勾留請求を却下せしめ、さらに一三名を準抗告によって奪還し、黙秘を貫徹した一八名の反対同盟員は全員奪還し、検察庁はわずかに三名を不当に起訴しえたにすぎない。

第二に特措法による攻撃は、中間的ベールをかなぐり捨てて、日本帝国主義政府が土地収奪のため農民と直接対決するにいたったことを意味する。運動は、まさしく階級闘争として展開されている。勝利の鍵は、反対同盟農民の非妥協、団結の闘争にあり、かつ、全土における労働者、農民、学生の深まりゆく階級闘争の進展にある。

階級闘争の一翼としての農民運動の拠点

「生産様式とつながっていて、これによってうみ出されるところの交通形態は、ブルジョア社会の歴史的基礎をなす」（マルクス『ドイツ・イデオロギー』）

東南アジア侵略をめざす日本帝国主義にとって、空港建設は経済上、極東戦略上、威信上不可欠である。「新空港を建設しなければ首都東京の政治的、経済的活動に重大な支障を与えるのみならず、わが国の国際的な地位、信用にも悪影響をおよぼすことは明らかである。」（公団の裁決申請書）

日帝の国際的威信をかけた空港建設の野望にたいして、日帝の農村破壊政策の対象である農民が、階級意識をますます研き澄まして対決しているのである。

三里塚の農民は、みずからの所有権を否定せんとする法治国家たる帝国主義国家権力を否定する闘いの展開のうちにのみ勝利の展望のあることを確信しつつある。

かつて、『平民新聞』の常連執筆者であった木下尚江は、足尾銅山の鉱毒事件に関連した谷中村の滅亡について日本帝国主義国家権力の政治を弾劾して左のとおり述べている。

「谷中村の滅亡は政治てふものの本来性をもっとも明著に、もっとも露骨に説明したるもの と存候。政治の形式の君主専制なると、近代の立憲制なることを問はず、政治の実質は人類の一面たる権力・慾望の魔性の発動に有之、只だ其の手段の古代に在りては武力てふ直接掠奪に依りたるもの、近世に至りて法律といふ複雑なる間接方法に変化したるにすぎざることは歴史の明証する所にて……谷中村の滅亡は法律の作用なり、故に法治主義てふ善良なる偶像信徒の愚蒙者流は、谷中村の滅亡は気の毒なれどもやむをえざることなり。批評家の要務は……此の虐政を生み出したる人類意識の根本に、正確の判決を与ふるにあり……確信す、谷中村の滅亡事件は、法治信徒の惰眠の枕頭に投じたる天賜の爆裂弾なることを……」

日本帝国政府は、古河財閥と結託し、これの経営をする足尾銅山の公害による洪水、鉱害にたいして対策をとらず、谷中村をつぶして、そこに遊水池を作ることによって矛盾を糊塗せんとして、村民に数々の弾圧を加えたすえ、明治四〇年二月に、内務大臣原敬は、谷中村にたいする土地収用法による事業認定処分を下し、同年六月二九日に家屋は破壊されるにいたった。

荒畑寒村氏は、『谷中村滅亡史』において左のとおり論じている。

「呪うべき哉黄金万能の時代よ、憎むべき哉資本家政治よ。彼等今や遂に最後の一撃を蟻爾（サイジ）たる谷中村の上に加へて是れを倒せり。嗚呼谷中村は終に滅亡せり。その鉱毒問題より転じて潴（チョ）水池問題に至る。実に二十有余年、一身を挺して暴戻なる資本家と戦ひ、政府の悪政を弾劾し来れる谷中村は、遂に歴史のものとなり終れり。然れども政府よ資本家よ、爾（ナンジ）等、是れを以て能く意を安んじ得るか。爾等よく肉躰を殺し能ふも、その精神を殺し能ふ乎。愚なる哉、爾が長夜の宴に酔ひしれつつあるの時、革命の猛火は既に炎々として、爾が眠れる屋上、楼下を包めるを知らざる乎。爾は田中正造翁が七月二日の谷中村破壊の際『勲章もサーベルも早晩必ず起るべき天地の大転覆と共に無用の長物となるべし』と絶叫せるを知らざる乎然り矣、天地の大転覆は早晩必ず来らん。嗚呼その時よ、爾が誇りとせる王冠も、勲章も、サーベルも、政府も、軍隊も、警察も電火の杜を焼くが如く瞬時にして滅亡し終らんなり。」

人口二、七〇〇、戸数四五〇、九七〇町歩におよぶこの村を滅亡せしめた日本帝国主義政府にたいする怨念は、空港建設を粉砕し、全国農民運動を日本階級闘争の一翼として位置づけ、労農学の連帯のもとに闘い抜くことによって晴らされなければならない。

三里塚、芝山の農民の階級意識の昂揚と厳しい弾圧のなかで、弁護団が運動の利益を擁護して、連帯して闘い抜けるか否かは、みずからに課された課題である。

弁護団は、これに断乎として立ち向かわねばならない。

三里塚の闘いに連帯する

宮岡政雄
（砂川基地拡張反対同盟副行動隊長）

はじめに

成田国際空港設置反対闘争に連帯してまず考えられることは、この計画がそもそも政治権力者の私利私欲が介在した市民をないがしろにした政府と企業の結託による事業計画であることを何よりも明らかにしなければならないと思う。すなわち、このことによって、現在の政治体制が企業優先の機構であることが明らかにされる。このカラクリを解明しないかぎり、一般大衆には現代日本の国際的地位が示す経済大国としての国際空港の設置は必然的要求であり、この設置に反対することは三里塚、芝山農民の「エゴ」であると大衆感情からは片づけられてしまう。しかし、三里塚、芝山の農民はよくこの厳しい状況のなかで四年有半を闘いぬいてきたことに頭が下がる思いがする。

一部意識的な労働者、学生だけの連帯でもっとも困難な時期を闘いつらぬいてきたことは、さきに行なわれた百里ケ原の基地闘争や新島の試射場設置反対闘争の例からみても困難な闘いだったと高く評価することができると思う。

今日的三里塚闘争の勝利は広範な地域住民の結集の勝利であると同時に、それと連帯する労働者、学生がその青春を三里塚闘争にかけてひたすら地域住民の感情をとらえるなかで土着の闘いとして発展させてきたことであると思う。

強制測量阻止闘争とその意義

前述のとおり、三里塚闘争はそのもっとも困難な闘いを地域住民の結集によって突破することをなしとげた。過去いくつかの農民闘争のなかで、土地取上げの闘いがすべて土地収用法の適用という権力の圧力に抵抗しうる思想は現在の政治体制をのりこえる思想である。これなくして土地収用法適用に抵抗することはできない。すなわち、土地収用法とは土地という農民の生活のすべての原点を政治的公共性によって国家が収用しうる法律であるからである。土地収用法は明らかに農民の土地を法律の定めるところによって収用しうると規定づけている。この規定を否定して闘う思想を三里塚、芝山の農民が創造して闘った。

土地収用手続として行なわれる事業計画、地域の調査測量を、土

地関係人が「拒みます」というと法の規定による強制立入調査測量をする。これを阻止することが土地収用法にたいする闘いであり、この行動が政治権力をのりこえる思想への発展の契機であろう。

土地収用阻止闘争の原点

三里塚、芝山の農民が土地収用阻止のために激しくたちあがった闘争の原点は、何をおいても、農民生活のすべての原点である土地の収用（取りあげ）にあると同時に、この農民生活の原点なくして三里塚闘争はありえないということも事実である。この事実を事実として扱うことは至難なことであると思う。地域の住民のなかにも三里塚闘争の原点となる要素は多数あったわけだが、農民生活の基礎である農地も住宅も補償するという物理的数字で失われていくのであるが、そのなかで農民の本来の姿を失うことのできない人びとによって闘う原点が築かれてきたのである。この事実は人間性の本来の姿であり、いかなる政治支配にも屈しない農民の土地への執着としてあらわされたものである。周知のように、農民の土地への執着という思想は、農民の生産性の向上を政策的に使われたものが自作農創設であって、戦後の農地改革の農地の「解放」による農民の社会的地位の向上と、農民の従来からの保守的思想と、「事なかれ主義」が「長いものにはまかれろ」として現在の支配体制の巨大な支えとなる思想に陥っていることも否定できない。

こうした背景をもつ農民の生活をかけた闘いは、代償をのりこえた生活実態からの要求と農民本来の感情が三里塚闘争の原点をなすものであることを、三里塚闘争を取り扱うものとして、三里塚闘争と連帯するものとして忘れることはできない。

強制測量阻止闘争

一九六七年の空港公団が事業認定を行なう準備のための外郭測量は、広大な空港予定地を設定し、事業認定をうけるための準備測量であった。この測量にたいして、地域の人たちは必死になって健闘したが、広大な地域を測量から守ることは至難中の至難な業であった。この地域は支援の人たちが何回いっても理解できないほど広大である。この地域の外郭を取りきめ、運輸大臣の事業認定が行なわれたことは公知のとおりである。

砂川では、強制立入が行なわれたのは計画が発表されてから四カ月目に全国民の反対を押しきって形ばかりの外郭測量を行なってから一カ月で内閣総理大臣の収用認定（事業認定）をしている。それに比べて三里塚では実に外郭測量から事業認定まで二年有半を経過している。ここに収用する側（政府）の土地収用の困難性をみのがすことができない。砂川闘争は土地収用の闘争としては政府側にはたびたびの土地収用法の改正をもたらし、農民側には幾多の教訓を与えている。すなわち、砂川では事業認定まで四カ月だったのが、三里塚では三年間かかっていることは、政府としては反対がある場合土地収用法で農民の土地を収用することの困難性を暴露した事実として明らかにしたい。

団結小屋と一坪運動の土地の裁決申請

さる二月一九日、一坪運動の土地と団決小屋の強制立入をみるときに、空港公団側の予定として五日に収用裁決、七月明渡、来春四、〇〇〇メートル滑走路の完成、開港というスケジュールからみ

れば当然の手続きであった。しかし、ここでも公団側の土地収用の困難なことを明らかにしている。すなわち、強制立入の地域を分割していることである。収用する地域全体が事業認定を行なっている地域であるがゆえに、強制立入の地域を団結小屋と一坪運動の地域に特定する必要は毛頭ないにもかかわらず、立入地域を分割して行なってきたことは理解に苦しむ。砂川の場合は事業認定（収用認定）の全域を対象に強制立入をしながら、反対闘争に政府が押しまくられ測量も調査もできずに立入を中止した。そのため立入が行なわれた部分だけをやむをえず土地収用委へ収用裁決の申請を行なったのであるが、三里塚では立入調査の段階から地域を分割して行なっている。これは明らかに土地収用法四十七条（却下の裁決）二項の違法をみずから行なってきたものであって、農民側に収用委の土地収用の困難さと法の盲点を与えている。しかしこの盲点をおおいかくしながら、警察権力はこの強制立入にたいして前日から警備体制をしいて、道路という道路で検問を行なっていた。

砂川闘争から一三年間に警察予備隊は自衛隊となり、警視庁機動隊は各都道府県警に機動隊の配備をみる今日的警察国家の体制が確立された。この警察権力で土地収用の困難さをのりきろうとしたことは、六月一二日の千葉県土地収用委の第一回の裁決審理と、八月二六日の土地収用の現地調査にあらわれている。すなわち、すべてが警察権力に守られ、土地所有者、関係人へは弾圧以外の何ものももたらさなかった。収用委の審理状況は砂川事件と大差なかったが警察権力の介入は著しく、収用委の審理会場をとりまく機動隊はもののしいものがあった。また、八月二六日の収用委の現地調査は理解に苦しむもので、土地収用法六十一条（委員の除斥）二項は「代理人及び保佐人」とあるにもかかわらず、収用委は起業者に案内された千余名の機動隊に警備されて調査している。現地では所有者、関係人と支援する人たちをジュラルミンのタテで軟禁しながら調査をしている。この行為は起業者＝公団の保佐人の行為である。もしこの行為が保佐人でないと保証するには、起業者と関係人と収用委員会が一団となる状態をつくることであり、警察権力が介入すべきではない。収用委員会という独立した司法行政をつかさどる機関がみずから法秩序を犯したのである。権力機構が警察機動隊でつくられているという事実は、一〇月九日の破防法裁判第三回公判で東京拘置所の看守長の発言を許し、これを救済した服部裁判長の行為と同一のものであることをみのがすことはできない。

九月三〇日～一〇月二日の強制測量阻止闘争

事業認定が行なわれて以来、分割的に収用裁判への手続を警察権力の弾圧をともないながら空港建設の予定期限に追い込まれた政府・公団は、いよいよ最後の手段として事業認定の公告期限にも追い込まれ、ついに九月三〇日から六日間の全地域の立入にふみきった。この行為は、すでに前回の強制立入で示されたように想像にあまる警察権力の介入した土地収奪である。

この日は以前にもまして強烈な弾圧であったと思われる。残念ながら私は今回の闘いに参加できなかったことに責任を感じている。地元の人たちが四年間にわたる権力の弾圧にもかかわらず、ますます闘志を燃やし、よく闘いつらぬかれたことは、明らかに三里塚闘争に新しい地平線を確立したことが確認されると思う。この闘いの地平線こそ七〇年代の農民闘争の地平線であると同時に、地域闘争

の焦点でもあり、三里塚闘争を一段と発展させるステップでもあると大きな感激を覚えるものである。

第二、三回収用委員会の審理に示された決意

今回の闘いによる三里塚闘争の新たな地平線の確立の意義を示すものに、九月一、二日の土地収用委の第二、三回の審理拒否の行動がある。この行動は政府・公団が土地収用委の審理状況によっては政府の強権発動として用意された特別措置法の適用にたいする態度を明らかにした決意が示されると思う。収用委の第三回審理に示された反対同盟の態度は、分割審理に反対し、分割審理の違法を主張していた。しかし収用委の審理会場では、収用委の開催通知が全体に届かなかったこと、収用委の審理にたいして全員に意見の陳述を行なわせること、会場へは起業者と土地の関係人、代理人以外は入場させないこと、会場への警察官の介入を断っていたことが反対同盟の主張であったと思う。私はこの主張で気になっていたことは、反対同盟が収用委にたいして意見書で主張された分割収用裁決申請は違法、無効であると理解していたことである。すなわち、収用委の分割審理は基本的に違法、無効であれば、そのもとで開催される審理の開催は無効であるはずですが、過去二回の会場での主張は、(1)審理の開催の通知が全員に届かなかったこと、(2)全員に意見の陳述を行なわせること、(3)会場に警察官をいれないことであった。このことは戦術として使われたものと理解されますが、分割審理が違法であれば、そこでの審理は、通知の件も全員の陳述の件も会場への警察官の介入の件も意を介するものではないと思われ、ややとまどった。しかし、第三回の審理拒否は九月強制立入阻止闘争において七〇年代三里塚闘争の新しい地平線の上に立った決意を示したものと同時に、特別措置法という佐藤政府の権力政治家固有政治優先の強権発動にたいする宣戦布告ともいうべき三里塚の決意として評価すべきであり、三里塚闘争の勝利への前進の第一歩であると賛すべきであろう。

三里塚闘争の今後の課題

九月強制立入阻止闘争が切り拓いた新たな闘いと、第三回収用委の審理拒否の闘争はいちだんと空港公団を苦境に追い込んだものと思う。この事態は公団、政府をさらに突き上げ、政府は収用委に圧力を加えて収用裁決を強行して明渡裁決を同時に行なう体制を整え、これに反対する農民に徹底した弾圧を加えることも考えられる。一方では土地所有者の各個攻撃を試みることであろう。この各個攻撃はやがて補償金額の引上げをともなった、力の闘争から補償の闘いへと進展することも考えられ、現地の闘争はいよいよ複雑なものとなる可能性もあり、ますます厳しさを加えることであろう。この闘いは明らかに各個人個別の闘いであり、想像もつきかねる複雑きわまりない手口が使われるであろうが、これにうちかつことが三里塚闘争の総体の勝利であると思う。しかし闘いは個人であるところに農民の土地闘争の困難さがある。たしかに大衆を結集して今日まで機動隊とわたり合い多くの犠牲者をだしながら、思想、行動の相違を内包した多くの人びとを統一して困難さと闘ってきた。それにもまして各個攻撃の闘いの厳しさは、土地所有者個人の闘いであり、期限のない無限につづく冷戦であり、これに耐える思想を地域の人びとにもってもらう以外にない。

現地闘争と大衆との連帯

莫大な投資をした国際空港公団は明らかに企業であり、巨大な資本投資には利潤が追求されることは資本主義社会の本質である。この本質のために闘いがある。この厳しい闘いを三里塚闘争はになっているのである。この闘いの原点は、地元農民の土地取り上げにたいする抵抗であることはまぎれもない事実であり、三里塚、芝山の空港予定地内に土地を所有する農民が土地を公団に売り渡さないことが闘いである。農民が土地を公団に売り渡さない闘争の価値観は、農民の実生活からくる農民本来の感情であり、農民の人間性であることは疑う余地がない。この農民の地域闘争を大衆との連帯の闘いに発展させなければならない。大衆との連帯が今後の三里塚闘争の大きな課題ではないだろうか。しかし、地域闘争と大衆とはみずからの闘争の価値観が違うのである。このことを大衆が十分理解しないかぎり三里塚闘争に連帯はない。土地取り上げに反対する農民は、生活実態の要求からの発想で闘争の価値を定める。大衆はこのことを理解したうえで連帯を深めていかなければならない。連帯する大衆が自己の思想、信条や政策を押しつけ、政治優先の政策で空港建設を行なう攻撃だから、この体制を否定する政策はこの政策でなければならないと自己の政策を押しつけることによって自己の組織を拡大しようとの志向は絶対につつしまなければならない。

三里塚闘争には三里塚の地域の闘争の本質を十分に理解していかなければならない。いいかえると、地域闘争の本質を主体として大衆行動を結合させることを心がけなければならない。このことによって今後長期間の闘争が切り拓かれていくのである。三里塚闘争は三里塚の農民の主体による闘争の発展でなければならないし、この主体性の持続も大衆行動の支援によってのみ闘争が確立されていくのだと思う。地域闘争と大衆行動の連帯を創造する闘いとして発展することが七〇年代の新しい社会を創造するものであり、まさしく三里塚闘争の焦点とはこのことではなかろうか。

激動するアジアの核心にせまる
青年の思潮・研究誌

日本・朝鮮・中国

第三号——200円（〒50円）

特集■青年アジア研究会と共に闘う
告発を理解しえぬ者との連帯を拒否する　鄭　寿明
先進華僑青年
要路出的第一歩
「被爆体験」を超える視座　西村豊行
市民社会と部落　井手満二郎

民族・植民地問題に関するレーニン主義　大瀬　振
「神々」の破産　小野正春
アジア人民と日帝打倒への道　水谷保孝
破綻せる日朝友好運動(3)　梶田　玲
朝鮮語講座（一）／資料

第四号　12月下旬発行予定

青年アジア研究会
川崎市小杉町1の403　ゆり号531
青雲社気付　郵便振替　横浜11750

三里塚の闘いに連帯する

鎌田敬幸
（日本原青年反対同盟）

没落しつつある資本主義の時代のなかで、米帝国主義の経済的危機とともに、そのもとにおける日本帝国主義の復活、経済的危機が、支配者階級と労働者、人民の矛盾、資本輸出、政治的支配をめぐる植民地支配へと膨張してきた。このことは、われわれ労働者、農民が、アジアにおける被抑圧民族とともに闘っていかなければならないということを示している。日帝の侵略の支柱となる軍事体制の再編強化はますます進み、七二年沖縄「返還」を軸として、基地の充実・拡張はめざましく、三里塚の空港設置とともに中国地方唯一の、ここ日本原演習場の拡張がなされようとしている。この基地の拡張反対、姫路からの第一三特科連隊の移駐阻止の闘いは、このアジアにおける危機、すなわち、アジア支配下の被抑圧民族の革命的動乱と合流していく闘いの一環である。

われわれ地元の闘いは、治安出動訓練、大砲、戦車の軍隊による実弾、実戦訓練を本格的に行なおうとするための日本原基地拡張に反対するものであると同時に、この基地拡張による生活の侵害が両立しているということである。実弾射撃訓練は、いままでの一・五～二キロメートルでは高度な演習にならず、反対部落の近くが弾導下になり、距離にして四～七キロメートルが計画されている。七二年以後の侵略、治安出動訓練の充実化されていくことにより、朝鮮半島を台頭とするアジア諸国も、また、われわれ日本人民に武器が向けられることは明らかであり、これを自覚して地元民はこの闘いに挑んでいかなければならない。

町議会（奈義町）は、「わが町の発展にどうしても自衛隊の誘致が必要だと右翼的な勢力にごまかされ、多数決により決議され」、真の町民のための町議会が、防衛庁、国家権力の議会として、ますます地元民から反感を呼び、日本原基地と奈義町として重要視せねばなるまい。

この日本原闘争に取り組んでいるわれわれ地元民は、文字通り生活をかけた闘いをしている。それを具体的にあげていくならば、東地区での演習が新たに設けられることにより、第一に、部落の近くは弾導下になり非常に危険である。第二に、陸用地内の耕作が困難になってくる。第三に、陸用地の中心部にあたる民有地に設けられた神社、用水用溜池の使用が困難になってくる。第四に、陸用地内の採草、枝木を利用する入会権、管理権が無視される。第五に、陸用地から民有林にいく通行権が侵害される。第六に、爆破にともなう騒音により生活に悪影響をおよぼすばかりか、酪農、養豚、養鶏等々の畜産経営にたいし支障をともなう。以上のような点にたいし、われわれが自衛隊、町当局に実弾射撃反対理由として訴えているにもかかわらず、「射撃日数は九〇日程度である」とか、「音響は生活に何の支障もない」とか、われわれのいっていることをまったく無視し、部落にたいしては、道路拡張を取り上げ、計画内容は七メートル幅にもなっていて、まさに、自衛隊の演習道路として取り組まれているのである。また、用水路の整備、集荷場の建設とかいう保障にしても問題にできない。しかも、防音装置の役場新築が計画されており、射撃による騒音を認めたことであり、同時に着弾地周辺の部落住民を無視していることに等しい。

おもな闘いの経過

四四年八月二日　町議会は、一〇対七の多数決をもって、大日本帝国憲法復元決議を行なう。

四五年四月一八～二一日　一八日からの実弾射撃にたいし、地元民は坐り込みの阻止態勢を築いたが、一八日から二〇日まで、雨天のため中止の通告がくる。二一日、五十数名の決死隊とともに支援団体も坐り込むが、自衛隊、機動隊の動員により排除されるが、しかし、ゲリラ的戦術で貫徹した二十数名の坐り込んでいるなかに、ついに、実弾試射は権力の力をもって人命が危ぶまれるなかで炸烈する。

八月二日　基地拡張反対の団結小屋を演習場内の民有地に建設する

八月八日　町当局は、演習場全面使用協定但し書き第五条を削除する。

八月一九日　宮内部落を中心とした反対派は伐採阻止闘争を道路を封鎖して行なう。

九月一五日　日本原青年反対同盟、日本原婦人の会が結成される。

九月一六日　日本原一三特科連隊常駐にともなう隊舎建設の地鎮際に抗議デモを青年反対同盟、婦人の会と支援団体で行なう。

一〇月一一日　青年反対同盟、婦人の会主催で支援団体をまじえ、日本原総決起集会、隊舎にむけてのデモンストレーションを貫徹する。

今後の闘い

急ピッチで進められる射撃の準備過程にたいし一つ一つ闘いを行なってきた。これにたいし、国家権力はわれわれ農民を弾圧し、暴力的に目的を達成しようとすることにたいして、地元反対派農民は「土地をすてて、生きる道はありえないのだ」と一人一人が肝に銘じ、断固としてこの闘いを克ち取らねばならない。それには、現在の婦人の会、青年反対同盟を中心とする地元民の固い結束、組織的強化がまず先決問題だ。三里塚、北富士を拠点とする基地闘争に日本原も新たに加わり、農民をとりまく基地闘争に反軍闘争とをかみ合わせ、今後ますますいきづまる農民、労働者、人民が一体となりこの闘に加わらねばならない。農民、労働者をますます窮地に追い込む資本者階級と国家権力が一体となってくだす数々の施策にわれわれは三里塚、北富士と連帯し断固として闘っていかなければならない。私はこの日本原の一青年として一農民として、権力の悪質な策動をはね返し断固として闘い抜く覚悟である。

小西裁判と隊友反戦結成の意味するもの

全国隊友反戦世話人　荒川秀昭

九月一五日、防衛庁市ケ谷会館（旧帝国陸軍大本営）で、全国隊友反戦が結成された。この全国隊友反戦の結成は、昨年一一月佐藤訪米阻止決戦のさなかに、新潟県佐渡基地でたちあがった小西三曹の闘いをうけて全国に拡大した叛軍闘争の新しい地平を切り拓くものであった。ブルジョア軍隊の一員であったわれわれが、労働者階級・農民に忠誠を誓い、自衛隊を解体する闘いの先頭にたつ決意を固め、その組織的保障を獲得したことは、労働者階級・農民による兵士大衆獲得の現実性を飛躍的に押し拡げるものであるとともに、四次防を頂点とする自衛隊の帝国主義軍隊化が急ピッチで推進させられているなかで、七〇年代における叛軍闘争のもっとも有効な楯杆が形成されたことを意味するのだ。

日本自衛隊が、政府支配階級のたび重なるペテン的言辞にもかかわらず、「アジアで最も良く三軍のバランスのとれた軍隊」であり、第四次防衛力整備五カ年計画（いわゆる四次防、初年度は七二年）を軸として、海外侵略戦闘と内乱鎮圧に即応しうる本格的な帝国主義軍隊への決定的転化をなしとげようとしていることは、もはや誰しも否定しえない現実である。自衛隊の帝国主義軍隊への本格的転化を阻止し、「自衛隊の革命的解体――兵士大衆の獲得」を目指す、いわゆる叛軍闘争の意義は、いまや決定的に重要である。昨年、新潟県佐渡基地でひとり小西三曹がたちあがって以来、一年を迎えた現在、叛軍闘争の基本的諸問題について若干の整備を試みたい。

自衛隊の飛躍的強化は、日帝の七〇年代政策の最重要課題の一つ、否、七〇年代の日帝の命運を左右する課題となっている。日本帝国主義は、極東の軍事要塞――沖縄への安保の拡大と朝鮮、台湾の「保護領」視を骨子とする昨秋の日米共同声明をもって、日米安保のアジア安保化を決定的にすすめ、米帝のアジア支配と運命をいっにすることを内外に宣言した。戦後世界体制の矛盾と危機の集中点であり、ベトナム人民の闘いを頂点とする全人民的武装反乱の激発するアジアに、日帝は、いまや体制の死重をかけて明治百年来の腐臭にみちた姿を本格的全面的に登場させんとしているのだ。

だが、まぎれもない「番犬帝国主義」として、アジア全域で言語に絶する苛酷な植民地支配を展開し、「東洋鬼（トンヤンキ）」、「日本鬼子奴（イーベンクイッ）」、「猪足（チョコソクリ）」として怨嗟と憎悪の的になった日帝の再侵略を、アジア人民がそもそも歓迎するわけがない。日帝の再登場がアジア人民の民

族解放闘争の新たな起爆剤を提供することになることは、日帝自身のもっともよく知るところであろう。

それだけではない。現代の戦争が、政治・経済・社会の全機構と人員を動員する「総力戦」的様相をおび、（cf、米帝のベトナム戦争）、侵略体制的国内支配の確立は不可避であるがゆえに、それは逆に、日本人民の日帝への総反撃の条件を広範に醸成するものとなろう。まさしく日本帝国主義にとって、自衛隊の飛躍的強化は、それなしには生き延びられない第一級の体制的要請にほかならない。

だが、日帝にとって、実戦に耐えうる軍隊へと自衛隊を強化する道は、それほど容易でも平坦でもない。いうまでもなく暴力的衝突――その発展としての戦争における優劣は、軍事技術・武器はもとより、特定の目的への「狂信的」なまでの確信、生命を捨てて悔いない断固たる決意に依存する。「異常なまでに、政治的・思想的に武装された共産ゲリラによる間接侵略」を想定する日帝にとって、周知のごとき自衛隊員の政治的・精神的武装の欠落は、他のなにものにもまして耐え難い問題なのである。だが、個々の兵員の精神的武装は、訓練・統制・規律の強化、政治的・精神的教育の徹底化のみによっては断じて鍛えあげることはできない。そもそも軍隊は、階級闘争から完全に隔絶された「真空地帯」ではありえず、兵士大衆の意識は、それなりに階級闘争の現実を反映するものである。

戦後日本の労働者階級人民が、厭戦意識であれ絶対平和主義であれ、総体としては、自衛隊を承認していない（いままでは）という事情は、政府・支配階級にとって憲法的制約として表現されてきた。彼らは、自衛隊の存在とその行動を法制的にすら正当化しえず、幾多のペテン的術策（自衛隊は戦力ではないなど）を通して、自衛隊をみずから「認知」せず、そのことを逆用してエコノミック・アニマル的肥大化を図ってきたが、その結果として、自衛隊は「日陰の子」的地位におかれたのである。こうした階級闘争の戦後的規定性こそが、慢性的な欠員問題、軍規の弛緩、隊員の「サラリーマン化」――政治的・精神的武装の脆弱さを生みだした核心点であることは、支配階級自身がもっともよく知るところであり、執拗に繰返えされる自衛隊合憲化の攻撃を断じて軽視してはならない。

したがって、自衛隊の帝国主義軍隊化の攻撃は、四次防を楯杆とする戦術核戦闘と対ゲリラ戦を想定した装備・武器・編成の飛躍的強化、七二年沖縄派兵、「制海・制空権の確保」、南朝鮮上陸演習などにみられる「防衛範囲の拡大」＝侵略前線への登場を両輪としつつ、それらを支える「自信と誇りに満ちた」自衛隊員を創りあげるための自衛隊の「国民軍的定着」にむけた「防衛思想確立」として展開されることを踏まえておかなくてはならない。

では、実質的にアジア最強の戦力へと成長した自衛隊とわれわれが対決する論理および闘いの方向は奈辺に求められるべきか。この点に小西三曹の決起の核心的意義がある。ブルジョア軍隊とは、科学的・組織的な〝敵の殲滅（殺戮）〟のための手段を「合理的」かつ「無制限」に動員しうる唯一の武装集団である。この「祖国防衛」に籍口した巨大な暴力装置こそ、ブルジョア独裁の軍事的支柱であり、暴力の国家的独占の窮極的表現にほかならない。

帝国主義の危機の時代にあって、軍隊との対決を回避しうると想定することは反動的空想以外のなにものでもなく、むしろ積極的に軍隊との対決、その解体・粉砕を自己の任務としない限り、プロレタリアート独裁への道は閉ざされている。軍隊との対決とは、「軍

事戦闘」のみを意味するものではなく、それをも一要素としつつ、軍隊がその実力を十全に発揮しえない条件を軍隊の内外に形成していく闘いである。したがって、軍隊の解体は、階級闘争総体の武装的発展、警察的弾圧の破綻――治安危機、軍隊の出動とそれにともなう軍隊内での亀裂と政治的分化の進行などを前提とし、兵士の人間的覚醒・基本的諸権利奪還を槓杆とする革命党の隊内細胞建設として総合される道を通して可能である。兵士大衆が「軍服を着た労働者・農民」であり、「死んでも治らぬ馬鹿者以外は生きた標的に向かって銃を撃つことを極度に嫌い」、自国の人民大衆と対決させられるときに「祖国と国民を守る」というイデオロギー的な擬制が崩壊の淵にたたされることを決定的に重視しなくてはならない。

だが、そうだからといって、労働者階級人民は、いかにして軍隊の反革命的襲撃から身を守るのか、という防衛的観点にだけ問題をとめるべきでないことは、もちろんのことである。暴力は階級的産物であり、近代的軍隊はブルジョアジーの生みだした暴力の最高形態である。暴力を国家権力の占有から実力で奪還する闘いの発展のうちにしか、すなわち、暴力に「歴史の助産婦」としての正当な位置を附与する闘いのみが労働者階級の普遍的解放への前提をなすとするならば、あるいはそもそもブルジョアジーが生みだした生産力（水準）のうえに労働者階級が自己を支配階級として組織しうるとするならば、労働者階級の武装が端緒的には、プリミティブな〝石器時代的武装〟として開始されるとしても、ブルジョア軍隊の軍事科学・軍事技術をも獲得し、習熟していかなければならないことは、自明の理である。すなわち、労働者階級は、軍事的にもブルジョアジーを圧倒する術を身につけることを、ブルジョアジーを打倒し、根絶するために不可欠のものとするということである。

小西三曹の決起は、「自衛隊解体――兵士大衆の獲得」の現実性を身をもって示すとともに、「武器をもって語る」習慣を永きにわたって剝奪されてきた日本の人民が、史上はじめて本格的に武装するための突破口を切り拓くものであった。われわれは、この唯一の水路を徹底的に深化・拡大しなければならない。

前述したように、自衛隊合憲化の攻撃は、もはや放置することも曖昧に処理することも不可能なのである。中曾根防衛庁長官の「最高裁は七五年までに小西、長沼事件で自衛隊合憲判決を下せ」との発言は、日帝の意図をもっとも忠実に表明したのであろう。

合憲判決が下されようが、違憲判決であろうが、自衛隊が現存し、かつ一層強化されることはいうまでもない。だが、それなくして「自衛隊に魂を入れる」ことは不可能なのだ。それゆえに、法廷を自衛隊暴露の場として徹底的に逆用し抜き、自衛隊合憲の攻撃を阻止することは、叛軍闘争の土壌を広範に押し拡げることになるのだ。恒例の自衛隊市街パレードが、全国いたるところで異様な厳戒体制下におかれ、あるいはわが隊友反戦にたいして、すでに公安調査庁が本格的な監視と弾圧を開始したことは、叛軍闘争の前進とそれにたいする国家権力の恐怖と憎悪とを雄弁に物語っている。

昨年一一月以来のお世辞にも十分とはいえぬ闘いにすら敵は動揺と混乱をかくそうとはしていない。隊員の不満であった「外出時の制服着用」を防衛庁が撤回せざるをえなかったことは、その一つであろう。そもそも「祖国を防衛するために生命を捧げる」はずの兵士が、その象徴である制服着用を否認するなかに自衛隊の本質的脆弱性が見事に露呈しているではないか。ただ前進あるのみである。

法務省は在日朝鮮人の国籍書換えをただちに無条件で認めよ！

入管法国会再上程と日韓法的地位協定に基づく「永住権」申請期限ぎれ＝「七一・一・一六」を二大政治メルクマールとして、在日朝鮮人、中国人、アジア人民にたいする民族抑圧の攻撃が恐るべきテンポとスケールで強められている。

この攻撃にたいして、しかし、在日アジア人民は屈することなく、抵抗と闘いを開始している。そのひとつが、ここでとりあげる在日朝鮮人の「韓国籍」から「朝鮮籍」への書換え運動である。法務省は、これを弾圧し、法務省の意向をうけた福岡県知事亀井は、書換えを最初に認めた田川市にたいして、ついに一一月一三日、再訂正を強要する期限付き職務命令をだした。事態は重大な局面に突入した。まず事実経過をみてみよう。

〈事実経過〉

(1) 日韓条約締結直後

国籍書換え要求は、いま始まったのではない。日韓条約と日韓法的地位協定が締結され、さらに、それまで「用語」であるとしてきた「韓国」を「国籍」として認定し、「朝鮮」については「用語」のままで、「韓国籍」から「朝鮮籍」への書換えを認めないとする〈政府統一見解〉（65・10・26付）がだされて、「韓国籍」強要が強まるにおよんで、「朝鮮籍」への書換え運動は急速に拡大し、六六年末には申請数二万五千をこえた。そして、全国一三七都道府県市区長村議会において「書換え支持決議」がだされたのである。

このとき、書換え運動対策としてもちだされ、今日の弾圧の根拠とされているのが、六三・一二・六付通達「**法務省管登合第七〇三号**」である。主文は次のようなものである。

> 理由の如何を問わず原票等の国籍欄を「韓国」から「朝鮮」に書きかえることは原則として認めない。ただし特別な事情によりこれを認めるべきだと思料されるものについては市区長村長都道府県を経由し事前に法務省に経伺すること。

(2) 最近の書換え運動

現在、在日朝鮮人の書換え運動は、きわめて組織的かつ強力に展開され、その申請数は二千五百名を越えている。在日朝鮮人のねばり強い闘いは、ついに八月一三、一四日、田川市をして五世帯一四人の申請を受理せしめ、書換えを実施させた。闘いはさらにすすみ、一〇月二三日の全国革新市長会を突き動かし、保守系首長の自治体を含めた、全国四七市一三町（一一月二日現在）での書換え実施をかちとっている。

(3) 法務省の対応

このような在日朝鮮人の国籍書換え要求にたいして、政府・法務省はさきに示した〈政府統一見解〉に不当にも固執し、通達「法務

省第七〇三号」を楯に要求を拒否しているのである。そして、「六五・四・二八付通達」、すなわち、

> ……第七〇三号往信により措置されたい。ただし、「朝鮮」への書換えについては、市区長村長において右往信にかかる特別の事情がないと思料される場合も相手方がその旨、説明に納得せずその応援等のため公務の執行に支障をきたすおそれがあるような時は、右書換えの申請書を徴し、本職の指示を求められたい。

に基づいて申請者に対応するように各自治体に要求している。これ自体きわめて重大な攻撃である。なぜならば、この通達の目的は、申請を受理するのではなく、自治体に預からせ、それを法務省へタナ上げさせてしまうことによって、自治体レベルでの在日朝鮮人の闘いを無意味化してしまう（申請書は法務省にいったまま処理されていないから、自治体が途中で書換え承認に変っても手続きをおこなえない）ことにあるのである。実際、東京都二三区などにおいては、都を経由してことごとく法務省へタナ上げされている。

法務省はこのようにして書換えを拒否しているのであるが、在日朝鮮人の闘いが田川市をはじめとする市町村に書換えを承認させるにおよんで、田川市に弾圧を集中し、書換えを絶対に認めない態度を固めている。

(4) 田川市への弾圧

法務省は、まず八月一八日、福岡県を通じて田川市にたいして「通達に反しているから」「韓国籍に戻す」ように指示した。しかし、田川市がこれを受け入れなかったために、九月七日法務省は、地方自治法一四六条の規定を用いて「先にとった書換え措置を訂正するよう」田川市に「命令されたい」との通達を亀井福岡県知事にだしたのであるが、亀井は、地方自治法一五〇条（単なる指揮監督を定めたもの）に基づく通達を田川市にだした。この一五〇条には罰則規定がないため、あまり強制力がない。そのため、法務省は改めて一〇月七日、通達を福岡県にたいしてだし、地方自治法一四六条に基づく〈期限付き職務命令〉を田川市にだすように、亀井に強く要請したのである。一四六条とは

「都道府県知事は、国の機関としての市町村長の権限に属する国の事務の管理もしくは執行が、法令の規定、主務大臣、都道府県知事の処分に違反するものがあると認める場合、またはその国の事務の管理、執行を怠るものがあると認める場合においては、前十一項の例（裁判などの手続き）によりその行なうべき事項を命令し、地方裁判所の裁判を請求し、もしくは市町村長に代わってその事項を行ない、またはこれを罷免することができる。」

というものである。これによれば、知事が期限つきの職務命令をだし、これに田川市がしたがわぬ場合、知事側は、田川市長を相手に行政訴訟をおこすことができ、この行政訴訟に知事側が勝った場合、知事が市長に代わって職務（この場合、再訂正の事務）をおこなうか、あるいは田川市長を罷免することができるのである。まことに強権発動としかいいようのない代物なのである。

福岡県知事亀井は、一一月一三日、ついに田川市長にたいして一週間の期限付きで一四六条に基づく職務命令をだした。

これが田川市にたいしてのみかけられた弾圧ではないことは明白

である。法務省は、田川市に弾圧を集中することによって、書換えを絶対に承認しないことを強権的に打ちだしたのであり、在日朝鮮人全体にたいする大弾圧なのである。【こうした弾圧の否定的影響は現実のものとなっている。東大阪市では、市長が革新系で、一〇月一日から書換えを実施したが、法務省と軌をいつにした保守系市会議員の圧力に屈して、三日の段階で中止した。また、書換え実施を拒否している市町村の見解は、そのほとんどが、今回の田川市にたいする弾圧、すなわち、外国人登録業務は機関委任事務だから法務省にしたがえ、という法務省見解に屈服したものである。】

(5) 書換えを無条件で認めよ

さて、このような田川市への弾圧にたいして田川市長（坂田九十百）および支援団体は、外国人登録法一〇条二項＝「市町村の長は、登録原票の記載が事実にあっていないことを知ったときには、その記載を訂正しなければならない」を前面におしだし、裁判で争う模様である。

われわれは、この書換え運動をいかにとらえ、いかにあるべきか。紙数に制限があるので簡単にのべておこう。われわれ在日朝鮮人の存在の歴史的前提を自己批判的にとらえかえすことを前提としてのみ、この問題について語りうるわけであるが、ひとまず結論的にいうならば、在日朝鮮人の国籍について、その決定は、在日朝鮮人ひとりひとりのまったく自由な意思にまかせられねばならない、ということである。「在日朝鮮人の国籍選択の自由を認めよ！」ということであるが、ひとつおさえておかねばならないことは、在日朝鮮人の「国籍選択の自由」という場合、それはわれわれ日本人が自分の国籍を日本としないで他の国とするというような問題とはまったく次元の異なる問題だということである。このことの意味は、日本帝国主義の戦前六九年間の朝鮮植民地支配と戦後の在日朝鮮人政策を貫くひとつの基本的立場をみればきわめて鮮明になる。すなわち、戦前、日帝は朝鮮を植民地支配をおこない、「皇民化政策」の名の下に朝鮮人に「日本国籍」を強要し、第二次大戦に敗北すると、今度は「日本国籍」を〃勝手に〃取り消し、在日朝鮮人の場合、その国籍欄にはじめは「朝鮮」（日帝は〃地名〃だという）と〃勝手に〃書き、さらには「朝鮮」を否定し、いま「韓国籍」を執拗に強要しているということのなかに貫かれている立場、日帝の都合のいいように朝鮮人の「国籍」がくるくると変えられ、朝鮮人の主体性、民族性が一貫して無視・抹殺されていることこそ問題なのである。したがって「韓国籍」から「朝鮮籍」への書換えについて、「韓国」はナンセンスだとか、「朝鮮」は「朝鮮民主主義人民共和国」のことか否か、というようなことに核心があるのではない。

われわれは、朝鮮人民が自分の祖国は〃朝鮮〃だという主張が、実は、民族性をまったく無視・抹殺・否定されてきた朝鮮人民の民族解放（→自己解放）をかけた主張であるということにはっきりと注目しつつ、この書換え運動を断固として防衛し、連帯して闘わなくてはならない。いっさいの闘争方針の決定にさきんじてこうした問題の核心点の把握こそ重要だといわねばならない。

在日朝鮮人にたいする攻撃は、入管法再上程、「七一・一・一六」を目前にひかえ、日々強まっている。日本人民は、在日朝鮮人にたいする「韓国籍」強要、体制的しめつけの強化を粉砕し、書換えの無条件承認、永住権の無条件承認をめざし、入管闘争の戦列を徹底的に強化しなくてはならない。

破防法公判傍聴記（三）

浅田光輝

第三回公判（昭和四五年一〇月九日）

被告の要求

一時の開廷に先立って、法廷で弁護団と被告の接見・打合わせがあるというので、弁護団は一二時四五分に入廷。裁判官と書記はすでに着席していた。ちょうど昼食時にかかって、看守の昼食のために被告の入廷がおくれ、一〇分ほど待ったのち、被告たちは一二時五五分に多勢の看守にとりかこまれてはいってくる。看守団はあいかわらず仰々しい。袖に金筋を一本つけた分隊長といった格の引率者を先頭に、手錠・腰縄の五人をおしつつむように隊伍を組み、靴音を響かせて狭い戸口からはいってくる。数えてみたら一五人いた。

前回にも書いたように、被告たちはいずれも、破防法を適用しようとする国家権力にたいして、この法廷で堂々とたたかう、と所信を表明しているのである。逃亡や暴力行為などのばからしい心配をする必要がないことは、はじめからわかりきっている。そういう思想的信念をもつ被告にたいするこの大げさな警戒は、被告や弁護人や傍聴人や、さらに裁判官をふくんで法廷の全体にたいする執行権力の力の示威としか思えない。拘置所には、人民の税金をむだ遣いするよほど多勢の看守の労働力があり余っているらしい。それとも看守は労働強化を強制されているのか。

被告と弁護人はただちに打合わせにはいる。前回に顔色がすぐれないようだと書いた久保井君も、涼風が立ってきたせいか今日は元気そうだ。打合わせのあいだ、看守は全員被告の傍を離れて傍聴席との仕切りを背に一列に着席し、一名ずつ両側の出入口に立つ。傍を離れたというものの、あまり広くもない法廷では、やはり被告・弁護人に近接して、看守団があたかも立会人のような位置をとることになる。そのため額を集めた被告と弁護団は、極度に声をおし殺したひそひそ話にならざるをえない。短時間に制限された打合わせが、それも被告も弁護人も多数のあいだの意思を統一しなければならない接見が、こんな不自由な形ではたして十分に目的を達せられるのだろうか。前回にも感想を書いたように、これは刑訴法第三十九条に規定する「立会人なくして接見」することができるという勾留被告の防禦権の精神の無視または軽視であろう。裁判所は、出入口に立った看守のほか、全員廷外に出せばいいのである。それだけでは心配だというなら、廊下で出入口を張番させたらいい。そんな簡単な処置が、法廷指揮の全権をもつ裁判官にどうしてできないのか、私にはあいかわらず理解ができない。

打合わせの開始がおくれたため時間がのばされ、一時二〇分に傍聴人が入廷しはじめる。今日の法廷は前回の七〇一号より狭い七〇三号で、傍聴席は五六人である。あいかわらずシャツ姿の軽装の青年が大半だが、前の席には背広を着た年輩の人びとが何人か座っている。打合わせが終わると、四人の看守がさっと立ち上がり、前回同様、被告の両端に二名ずつ座りこむ（傍聴席を背にならんでいる看守のうち二名は、このときに退席した。交替要員として控えにまわるわけなのだろう。それで法廷内の看守は計一三名ということになる）。

傍聴人は一階の玄関のロビーで待たされていて、法廷の裁判長からの指示によって七階まで上がってくる。おまけにエレベーターには、「本日は都合により五階から上はあがりません」と貼紙がしてあって、七階の七〇三号法廷には階段をのぼらなければならない。階段をのぼりきった階段口には鉄の大扉を引き、人一人をやっと通すぐらいの狭いすきまから、一人一人が衛守に傍聴券を見せて廊下に入れてもらうといった具合である。公安関係の公判日は、最近ではいつもこんな風らしい。だから裁判長の指示があってからわずか五〇人ばかりの傍聴席が満席になるまでには、なかなか時間がかかる。それを待つあいだ、右田（さらぎ徳二）被告が立って、

「今日の法廷は検事の起訴状朗読にはいることになっている。起訴状はプリントが被告に配布されて読んでいるが、検事の朗読にはおのずから強調点があるだろう。それに対応するためには、被告団の意思の統一が必要である。勾留中の被告は、いままでに独自に結集して相談することが、まったく認められていない。このまま実質審理にはいることは納得できない」と、被告団のみの打合わせ時間を求めた。これは開廷前だから、形式上は事前に被告から裁判長にたいして求めた裁判運営についての要請である。裁判長はこれを、「弁護人との打合わせのあいだに、実質的にはそれも行なわれたことと思うから」とおさえて開廷しようとしたが、藤原被告がさらに発言し、「被告と弁護人の意見は、すべてにわたって一致しているのではない。弁護人と打合わせるためにも、被告間であらかじめ意見を統一しておかなければならない。そういうことは羽田事件でも先例がある。公判が始まる前、終わったあとに、それぞれ一時間ぐらいもらいたい」と要求した。裁判長は、「羽田事件ではこうだから、ということを私は考えていない。本日の公判はさしあたって、まだその段階ではない」と答え、藤原被告がなお要求するのにたいして、「法廷のつぎの段階で考える」と、一応将来の保証を約束した。服部裁判長は、被告間の独自の打合わせが必要であるということを、ともかく認めたわけである。

だが当面それが必要であるということを、本多被告がさらに強調し、今日は短時間ですませるのでぜひ時間をさいてもらいたい、とかさねて要望した。それにたいして裁判長は、被告が拘置所に拘禁されていて、交通を禁じられた状態はよくわかるが、と同情をあらわしながら、「これは戒護権の問題もからんでくるのでたやすい問題ではない。勾留被告という現在おかれている条件ということも考える」と、ふたたび前回公判以来、裁判長が固執しつづける「戒護権」なるものの尊重という論点に立ちもどり、それを強調する態度を示した。被告のいい分は、勾留中の不自由を強制されている条件におかれているのだから、公判で顔を合わせる機会に、わずかな時間でも被告相互の意見の交換を認めよ、ということである。裁判長は、勾留中なのだからそれを我慢せよという。「勾留中の不自由」ということを認める同一の前提に立ちながら、それにたいする考え方の方向はまったく正反対にむけられているのである。本多君は、「勾留中」ということをしきりに強調する裁判長のことばに、「勾留されていることの不当は、また別の機会にのべる。しかしいまさしあたって、交通の機会がまったくうばわれている条件においては、被告の防禦権が尊重されていいはず」と主張し、また小長井弁護人も立って、「看守の昼食等のことが考慮されてなかったので被告の出廷がおくれ、弁護人との面接時間が予定よりみじかくなってしまった。そのことも考慮していただいて、被告の要望をきいてもらいたい」と要請。裁判長は、「時間の問題だけにとどまらず、本質的な問題がからむので」と答えて、陪席との合議にはいり、二、三分の合議ののち、「要求はもっともだが、本日はこのまま」と、開廷を宣した。この間、約二〇分余り。時刻はすでに一時四五分になっていた。

裁判権にたいする看守の挑戦

さて開廷とともに問題になるのは、前回の公判で、それがために起訴状朗読にはいれなかった、例の看守の配置と、被告に机を与えるという問題である。開廷前の現在、裁判長の別段の指示がないまま、看守は前回に変わらず、五人の被告をはさんで両側に躰を密接して二人ずつ配置されている。むろん机も運ばれていない。裁判長は前回公判で、被告・弁護人との長時間にわたるやりとりの末に、看守の配置については次回以降に考慮するといい、机については起訴状朗読ではまだその段階であると考えられないが、必要に応じて段階的に考えるといった。それが今日の公判で、どのように決定されるかということが、一つの問題であった。事は技術的な、あるいは事務上の単純な問題ではない。日本の裁判において、被疑者、被告とされた人間の人権が、はたしてどれほどに護られるのか、法務執行権力にたいして裁判官の裁判権がどれほどに独立・中正でありうるか、あるいは裁判官がそうであろうとする意思をもっているか、ということの一つのメルクマールの意味をもつのである。その点で、被告・弁護人の直接の裁判関係者だけでなく、前回以来の公判のいきさつを知るほどの者はすべて、裁判長のこの課題にたいする決定を、固唾をのんでまちうけていたにちがいない。

開廷の宣言とともに裁判長は、淡々とこの課題にふれて決定を下した。

「前回よりの要望で、看守の位置の問題があったが、本日は、看

守は被告から離れて座ることにする」

そしてそれにわざわざつけ加えて、「たしか右田被告であったと思うが、どこの部のどの公判ではこうしているというようにいっていたが、当法廷はそういうことに関係なく独自に判断して行なうのである」と強調した。これは裁判長の思いちがいで、右田君でなく藤原君である（本誌八号「傍聴記(二)」参照）。しかしそれはどうでもいい。この「当法廷の独自の判断」というのは、前回以来、服部裁判長が口ぐせのようにくりかえすことばであるが、銘記すべきはここでそれがいわれていることである。裁判長の決定は、外在的ないかなる諸要因にも左右されることのない、「当法廷」の毅然たる独立の判断であるという註釈は、以下に起こるまさに外在的要因からのハプニングにたいして、裁判長が処した対応、公判指揮の姿勢に関連し、裁判長みずからにはね返ってきわめて重大な意味をもつものになる。

裁判長の下したこの決定は、直接には被告に付き添う看守隊にたいする命令である。この命令をうけて、看守はただちに被告の身辺を離れなければならない。法廷派遣の看守の統率者は、出廷係長というらしい。そういう役目と覚しい金筋入りの制帽をかぶった看守が、検察官の席近く立っている。この看守は、前回公判の開廷前に、私とともに弁護団補助のメモ担当者として入廷を許されていた川口君が、被告に筆記具をくばっていたのにメクジラを立てて、裁判長に喰ってかかった人物である（傍聴記(二)」参照）。かれは裁判長の指示を実行しなければならない立場にある。ところがそれが行なわれなかった。しかもかれはここで、すでに審理が進行中であるはずの開廷中の法廷で、堂々と裁判長にむかって発言し、「そういう配置では戒護の責任がとれない」と抗議したのである。法廷は一瞬唖然として静まりかえった。法廷指揮の全権をもつ裁判長の決定に、拘置所の看守が文句をつけている。しかも進行中の法廷において、検事でも被告でも弁護人でもない看守が突如発言し、それを裁判長が制止しようともしない。もしそれを傍聴人のだれかがしたらどうなるか。

弁護人席に激しい怒気がみなぎった。後藤弁護人が猛然と立って、まずこの看守の名前を質し（阿部と名のる）、

「看守は訴訟関係人ではない。その発言を認めることは、傍聴人にも発言を認めていいことになる」

と裁判長の責任を鋭く追及し、看守の不法をたしなめた。この端的かつ明白な非違の指摘にもかかわらず、看守はなおいいつのった。

「この状態（現状の看守配置―執筆者）でなければ戒護の目的が果たせない。これは上司の命令である」

後藤弁護人「上司とはだれを指すのか」

阿部看守「直接には保安課長、終局には拘置所長である」

ここにおいて後藤弁護人の怒りは極点に達した。弁護人は法廷をゆるがす大音声で大喝した。

「釈明を求める！　裁判権についても上司の命令があるのか！」

そして裁判長にむかい、「この問題は、法務省の裁判権介入があるか否か、ということで重大問題である」

しかもなお看守は発言をつづけ、事もあろうに裁判長にむかって休廷を要求した。「配置換えについて上司の指示を仰がなければならないので、相談するあいだ休廷していただきたい」

傍聴席は騒然となった。裁判長はなお看守を制止しようとせず、

意見をいわない。井上主任弁護人が質問した。

「第一回の法廷を見たか」

看守はだまっている。質問の意味がわからなかったのではなくて、弁護人には直接返事しないという態度なのである。裁判長は看守に返答をうながした。

「第一回から見ている」

「それならきくが、第一回以来、裁判長の指揮で看守の席はたびたび変えられている。そのときはそれを上司の命令に違反していると考えなかったのか」

看守は無言、答えず（一、二回公判を通じて看守の着席位置は二度変えられている。こんどで三度目になる。本誌第七、八号「傍聴記」参照）。被告席から右田君が立ち上がった。

「この看守の発言は、裁判権よりも上司の命令を重んじ、裁判官に恫喝を加えている。これは法治国家の内部で、矛盾が生じているということだ。裁判長はこれをどう裁くのか、私はさきに、裁判権の独立が執行権力によって侵されているということを指摘したが、これはその実証だ。この看守の発言は、あまりにも赤裸々にそれを示している」

つづいて小長井弁護人が立ち、阿部看守の退廷を要求した。

「私は当法廷におけるような、このような看守の態度をかつて見たことがない。これは法廷の進行を妨害している。裁判長は即刻退廷させよ」

ここで、いままで終始沈黙を守っていた検察官席から土屋検事が発言を求めた。

「前回の配置変えは諒承したが、今回の処置については検察官としてまだ諒承していない。裁判長に、今回の配置変えをしたいという根拠をまだ伺っていないので、それをききたい」

裁判長「被告と弁護団とのあいだでは隔てない交通の自由が必要である。だが他方では戒護権の問題もある。その折り合いがこの措置である」

検察官「看守がこういう行動に出るということは、まったく予想しておられなかったのか」

裁判長「前回に、後藤弁護人が、看守は被告・弁護人にたいするスパイといわれたが、看守を一般的にはそのようなものであるとは考えていない。そういう意味でこんどの処置をしたのではないことを理解していただきたい」

裁判長は、検察官の質問に真っ向から答えるのをさけて、ひたすら自分の立場を察してくれといった調子である。しかし一般的にそのようなものではないというなら、特殊的にはそういうケースもあると考えているのか。事の本質は、そういう可能性がありうるということにおいて重大なのだ。

検察官の発言をとらえて、後藤弁護人が質問した。

「検察官に伺いたい。看守は被告人の行動を拘置所長に報告する義務を課されており、拘置所は、要求があれば、それを検察庁に報告する義務を負わされているのではないのか」

検察官は、この質問に、「答える必要なし」と応じた。典型的な「官僚」的応待である。裁判の独立の名において、いかなることにも真実をのべることが要求される法廷において、「答える必要なし」という返答が通るのか。ましてこれは、いま法廷の進行が妨げられている事態について、その真因を究めようとする努力から出た重大な質問なのである。アングロ・サクソン流に三権分立が形式上確立されている国の法廷なら、ここで裁判長が、「検察官答えなさい」というところだろう。そんな連想が出てくるのは、私がガードナーあたりの法廷推理小説に毒されているからなのか。

後藤弁護人は、この検察官の「官僚」的返答に喰いついた。

「答える必要なしという、そういうことが問題なのだ。そういう返答こそが、制度的に看守のスパイ行為を発生させるようになっていることの証明なのだ」

後藤弁護人の弁論のあいだに、当の問題の看守は、そのすぐ傍に着席している陪席検事に、腰をかがめてひそひそ話をしていた。それを見た被告は、口々に「あれは何だ」と総立ちになり、傍聴席も一斉にわき立った。常に冷静さを失わなかった本多被告が、めずらしく激昂して裁判長につめよった。

「いま何を打合わせているのか、報告させよ。ブルジョア法制度に公務員がみずから挑戦するこのような行動が、この法廷で、現に起こされている。そのことにたいして裁判長の見解をいえ」

つづいて右田被告が、「看守が三権分立を侵す行為に出ている。これを裁判長はどう思うのか。どうするのか。金筋帽子の看守は法廷で堂々と上司の命令ということを公言している。おそらく看守の位置変更について、裁判長のいいなりになるなといわれているのにちがいない。それに処する裁判長の態度をききたい」

裁判長は答えなかった。被告たちは集まって相談を始めた。裁判長は「それはやめなさい」と制したが、それにたいして傍聴席は憤然とわき立ち、そのなかから、「それならどうして、看守と検事の相談をやめさせなかったのか。看守を退廷させよ」と、ひときわ高い声が飛んだ。服部裁判長は、一人の看守のたび重なる度外れた行動によってひき起こされた法廷の進行の混乱に、自分も混乱してしまったかのようである。開廷と同時に始まったこの異常な事態は、すでに三〇分余りも経過している。これは被告がひき起こしたのでもない、弁護人がひき起こしたのでもない、裁判そのものには無関係な第三者の一看守がひき起こしているのである。その間、裁判長は一言も、自分の積極的な意見をいっていない。法廷は、いわば、一人の非常識な看守によって引きまわされているかのような観があった。その混乱のなかで進行を中絶させたまま、裁判長は右陪席と額を寄せて数分間合議にはいる。それが終わるのを見はからって、小長井弁護人が発言した。

「いままでのいくつかの問題は、本法廷に看過しえない重大な問題を投げかけている。ここでは裁判官の姿勢が問われている。看守の異常な行動によって弁護権の侵犯が問題になっているさなかに、当の看守と検察官がひそひそ話をしているのだ。看守は法廷にたいして、きわめて不謹慎な態度に終始している。しかも、かかる事態に検察官は何らの応答をしていない。検察官の考えをききたい」

裁判長はこの発言にも直接応じようとしなかった。しかも、これまでの被告・弁護人の切実な質疑と要求にたいして、一切答えようとしないまま、裁判長はここで、この紛糾した事態を、つぎのようなあいまいな判断によって一挙にしめくくろうとしたのである。

「看守長の発言は不法ではない。裁判長がそれを許した。看守長と検事の打合わせは大したことではない。ここで休憩にはいりたい」

何ということか。この裁判官は、国民がかれに課した司法権の独立をになうべき任務をみずから進んで放棄しようとしているのだ。

そしてここでそれを護るためにけんめいな努力をつくしているのは、弁護団と、ブルジョア法の粉砕を公言する被告たちなのである。何たる皮肉！　何たる倒錯！　この裁判長のあまりにも露骨な執行権力への迎合ぶりに、傍聴席には期せずして抗議の声が起こった。当然であろう。これは裁判官に代わって、裁判の独立を守ろうとする国民の声なのだ。

後藤弁護人が抗議に立った。

「看守長の発言は裁判長が許したというが、その発言の内容が問題なのだ。かれが拘置所の上司を裁判権の上におく、その主張が問題なのだ。私は看守の発言を許すなら傍聴人にも許すべきだといったが、傍聴人は裁判公開の原則上、裁判に不可欠の要素である。だが、それにたいして、看守は裁判に不可欠の要素ではないのだ」

つづいて本多君、右田君がこもごも「法廷に参加している全員に発言を許すなら文句をいわない。問題はこの法廷の本質にある」と発言し、本多君は「共産主義者はもともと法の規範を認めていない。しかしその共産主義者に裁判所がそれを強制するなら、裁判所は当然みずから法を守るべきであろう。しかるに権力自身がこの規範を破壊するのであれば、法形式の上でもこのような裁判は認められないことになる。私はさきに、今日の日本の国家における行政権力の肥大化の傾向をいったが、まさにそういう現実のなかでこのような事態が、起こるべくして起こっているのだ。裁判長の決定にたいして、看守が上司の命令で従えないといっている。それを裁判長はどう思うのか」

弁護団もつぎつぎに発言した。

後藤「裁判長の命令が出されてもう一時間以上もたっている。その間裁判長の命令はまったく無視され、実行されていない。裁判長はまずそのことを実行されて、しかるのちに休憩にはいられたい」

中山「裁判長は看守に発言を認めたといわれたが、看守が発言を求めたのにたいして、それが何の問題であるかをたしかめもせずに発言を許した。訴訟関係人以外の者にたいして、そのような発言の認め方が許されるのか」

柳沼「今後、何年かつづくことが予想されるこの法廷で、この問題は、法廷の姿勢にかかわる本質的な問題だ。すでに裁判所の決定があったのち、看守がそれに反する発言をしている。そのことが重大なのだ。もしそのようなことが傍聴人、弁護人の場合にあったときにはどうなのか。現に小長井弁護人は、発言を求めただけで、監置一五日の制裁をうけているではないか（傍聴記(二)註参照）、こういう事態を裁判長が放置するのであれば、私はかかる法廷に座することに屈辱を感ずる。裁判長は看守に命令を実行させ、しかるのちこの事態の処置を真剣に検討せよ」

これらの被告と弁護人の意見にたいして、裁判長は「看守長が、裁判所の看守配置の変更にたいして発言したのは、考慮してくれといったのであって、裁判所の決定に従わないといったのではない」と、依然不透明な論理で看守をかばう態度に終始し、発言を一切打切って三〇分間の休廷を宣言した。傍聴席は一斉に騒然となった。「こんな訴訟指揮には従えない」と叫ぶ声もあった。その激昂する傍聴人の眼の前で、看守たちが被告をとりかこみ、手錠をかけて廷外に連れ去る。見様によっては挑発的な行為といえなくもない。裁判長はそれを眼の当たりにしてわき立つ傍聴席に、退廷しなさい、とくりかえす。

後藤弁護人が立って、裁判長をたしなめる。

「ふつうの法廷では、休廷中も傍聴席はそのままである。無理に退廷を求めるような不自然なことをするから問題が起こる。常識的にやってもらいたい。休廷が宣告されたら、あとは席にいるなり廊下に出るなり自由であっていいはずだ」

後藤弁護人はおそらく、裁判長が面子を保つために非常手段に訴えるおそれがあるのを察したのであろう。裁判長はそれも耳にはいらない様子で、退廷しなさい、をくりかえし、「強制処置も考える」と口走った。やがて傍聴席の興奮も次第に収まり、傍聴人は廷外に出て、二時五〇分ごろ休廷にはいった。裁判長が休廷にしたいといい出してから三〇分もすぎていた。

検察官の思想

休廷時間は三〇分の予定が延びて、三時半すぎに裁判長入廷。それからさらに一〇分余もおくれて被告がはいり、開廷は三時四五分になった。冒頭、裁判長は「看守の位置問題」をとりあげた。そのこと自身については、裁判長はすでに決定を下していたはずである。要は、裁判長が直接看守に指示して配置変えを実行させればいいことである。問題は、この裁判長の決定にたいして、筋ちがいの拘置所の「上司」の名においてそれに異議をとなえ、それに従おうとしない看守の言動をどう判断し、どう処置するかということにあったはずである。私は開廷とともに、当然、裁判長は看守の位置を移動させるものとばかり思っていた。そののちに、被告・弁護人の痛烈な批判の対象となった看守の言動の問題を、裁判長はいたしてもう一度とりあげるか、あるいは休廷前の法廷で示した不透明な論理で一切をすんだものとして素通りし、そのまま予定されていた審理にはいろうとするか、そのいずれかであろうと想像していた。これはだれもが常識的に考える予想だろう。ところがおどろいたことに、裁判長は、看守の配置はあいかわらずのまま、いきなり問題の金筋の看守に発言をうながしたのである。

「先刻看守長は、上司の見解に従って現在のままの配置状態を要望したが、休廷中に考えを改めることがあったなら発言を許す」

こういうあらかじめ一定の返答を期待しているかのようなきき方が、そもそもへんである。しかしそれよりも、被告と弁護人が裁判権の擁護のために終始問題にしてきたのは、まさに看守が緊急の事態でもないのに法廷で堂々と発言するという、そのこと自体であったのではないのか。それを百も承知のはずの裁判長が、開廷劈頭、事もあろうにまず看守の発言をうながすとは、いったいどういう料簡なのだろう。勝手な想像はつつしまなければならないが、この質問の仕方から察して、裁判長は物議をかもした当の看守自身の口から、裁判所の決定に従うといわせたかったのではないか。それで八方円満に収めたいとのぞんだのではないのか。もしそうだとするなら、これは裁判長個人としてはその温厚な人柄を推測させるものではあろうが、裁判権の権威の建前からは、いらざる気遣いであり、執行機関にたいする裁判所の独立をみずから泥土にまみれさせる情ない態度といわなければならない。ただしこれはあくまで「もし」という仮定の上に立つ勝手な推測である。そんな余計な立ち入った想像を一切とりはらって端的にいえば、法廷という立場において、看守の発言を許し、あるいは認める理由はどこにもないということ

である。

ところでこのように、裁判長の過分に親切な、好意からの誘導的な問いかけにもかかわらず、当の看守はそれも察することができないまったくのコチコチなのか、あるいははじめから裁判長などは眼中にないかのようであった。裁判長は「考えを改めたなら発言を許す」といった。いわば条件付きの発言許可である。ところがかれはそれたいして「考えを改めていない」ことを発言したのである。それなら、形式論理でいえば発言できないことになるのだが。

「休廷中に委細を上司に電話で報告したところ、現在の配置状態を続行したいという指示があった。そのことを希望として要望したい」

休廷前の論議が身にしみたのか、意識的に「要望」という形が強調されている。だが事の本質は一向に変わっていない。またしても「上司」である。法廷ではかれは、裁判官の指示によって裁判進行の補助的な業務に従事すべき公務員ではないのか。ここの「上司」は裁判官ではないのか。ともかくこの看守の「要望」で、法廷はふたたび振り出しに連れもどされた観があった。看守につづいて土屋誠士検察官が発言した。休廷前の法廷ではほとんど積極的な発言をしなかった検察官だが、ながい休廷時間にメモをつくってきたと覚しく、その発言は五人の被告一人一人に言及して、かなりに時間をついやす長講であった。要約すればこういう趣旨である。

「前回までの公判で、五人の被告のいうところをきけば、かれらはそれぞれ、階級的弾圧裁判を粉砕する、破防法を破壊する、破防法体制を粉砕する、ブルジョア裁判とたたかう等々といっている。こういう各被告人の所信をきけば、かれらの戒護にかんし看守側が相当神経を尖らしているということを考慮しなければならない。そのことについて適法に職務を執行している看守の戒護権にたいして、裁判長の処置は刑事訴訟法の規定をいちじるしく逸脱している」

要するに、看守の配置変えに異議を申立てているのである。これはまったくおかしい。裁判長のそれについての決定は、今日の法廷の冒頭にいわれた。そのときこの検事は黙していた。異議をとなえたのは、法廷でその権限をもたない一看守であった。そしてその発言によって、それが問題になって、しかるのちにこの検事は異議を申立てている。決定がいわれて二時間の余もたってから（刑事訴訟規則、第二百五条の二「異議の申立は、個々の行為、処分又は決定ごとに、簡潔にその理由を示して、直ちにしなければならない。」その点はむろん、弁護人からものちに指摘されている。だがどういうつもりなのか、検察官は発言の冒頭にこの刑訴規則の箇条をあげ、それをもって自分の異議申立のよりどころにしているのである。法律の専門家らしからざる思いちがいなのか、それとも別に何か考えがあったのか）。この検察官の姿勢は、看守の意向にひたすら追随するものとしか思えない。ここでもこの法廷は、まさに一看守の独壇場であった。検察官はさらに問題の看守発言に言及して、「今回の看守長の発言は、職務に忠実に従っただけであって不謹慎でも何でもない」とこれを全面的に弁護し、その観点を陪席の鍋倉検事がうけて、つぎのようにいう。

「裁判権、法廷警察権は、裁判所の威信を維持するための、裁判官に密接不可分の権限であるが、戒護権は監獄法第十九条によって（これを検事は、第二十九条といい誤った）、あくまで監外にある

被告の身柄にかかわる問題である。両者は法廷においても、水と油のようにとけ合わず並列して存在するものであって、たがいに異質であり、後者は前者によって拘束されない。このような戒護にかんして、被告の人柄、考え方をよく知っているのは看守であり、それゆえ被告の身柄の戒護については、看守が裁判官よりも優先する。被告の逃亡、法廷秩序の混乱を防ぐために看守がいる。もしそのようなことが起こったとき、責任を負うのは裁判長ではなくて刑務官である。裁判所と刑務官は、国家の刑罰権の実現において、任務が一致している。両者には、それを異なる側面で行使するという相違があるだけである」

二人の検事の意見は、看守問題を越えて、本質的に重大な問題にふみこんでいる。それが討論の過程でたまたま口をついて出たというのではなく、四〇分ものながい休憩時間のあいだに準備されてきた、検事の本来の思想の表白であるということに、看過しえない重大な意味をもつ。その問題は、二つの点にかかわる。一つは土屋検事の発言に表現された、およそ人間の思想や信条というものにたいする考え方、接し方という点にかんして。これは破防法が、実行行為そのものではなく、それにかかわる事前の政治的思想の表現にたいして処罰を定めた法律であり、土屋検事がまさにこの破防法を発動した検察官であるということにおいて、かれがおよそ人間の思想というものをどう認識しているかという点がとくに問題になるのである。もう一つは、鍋倉検事の発言に示された、司法権の独立ということにたいする検事の考え方の本質にかかわる問題として。

弁護団の反論は、当然、この二つの問題にたいして集中された。まず井上弁護人が立って反論した。井上弁護人は、鍋倉検事の発言にたいして、大学教授がゼミナールの学生の引用の誤りを正すように、検事の条文適用の誤りを指摘することから始めた。

「異議をいう前にまず検察官の誤りを指摘したい。検察官は監獄法第二十九条といわれたが、それはいい誤りで、十九条でしょう。どうですか」

鍋倉検事「そうです」

井上「それならば監獄法第十九条の引用は、この場合、まったく

4・28

破防法裁判

ニュース

■タブロイド版 4頁

■毎月25日刊 20円 年間250円

破防法裁判闘争勝利のカギは〝法廷外〟の闘いにある。急速に全国的拡がりを見せる「破防法裁判闘争を支える会」の運動を伝えるとともに、破防法裁判闘争勝利へむけて、多角的視野から本質的問題を提起する。〈見本紙送ります〉

□第三号
井上正治弁護団長講演、「破防法裁判闘争への訴え」、「日共破防法事件I」、九・一七集会、その他

□第四号
破防法被告を奪還せよ、三多摩「支える会」発足、連載「治安維持法と私」(青地晨)、復刊紹介「悪法と国民の抵抗」、弁護団紹介シリーズ

破防法裁判闘争を支える会
4・28破防法被告団事務局
東京都港区新橋2—8—16石田ビル
小長井合同法律事務所 気付
郵便振替 東京160385

見当ちがいである」

監獄法第十九条「在監者逃亡、暴行若クハ自殺の虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキ戒具ヲ使用スルコトヲ得。②戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」　つまり十九条とは、既決・未決の囚人に、場合によって手錠などを使用してもいいという規定なのである。つまり「戒具」使用の規定である。検事が主張した戒護権一般、あるいは監外の戒護の権利や義務などを定めた規定なのではない。検事は条文のいい誤り、条文のでたらめな引用と、二重の誤りを犯したわけである。法の適用にそういうでたらめをあえてするような検事が、法の名において被告を告発している！　おそるべきことではないか。

井上弁護人はさらにつづけて本旨にはいる。

「法廷では訴訟指揮権がすべてであると、私は考える。そのなかに法廷警察権がある。これは裁判官の権限である。裁判においてもっとも重要なことは、被告の防禦権を護ることである。裁判所としては、防禦権と戒護権の調和に苦慮されたということであるが、調和はどこかに誤りを生ずる。裁判所はこの被告の防禦権に重きをおき、このような状況では被告の秘密交通権が守れないという点を重視して、看守の位置を変える決定をした。それは調和したのではない。裁判権によって、戒護にたいして防禦を重んじたのである。検察官は、法廷に、裁判権と戒護権との水と油があるかのようにいうが、法廷にそんなものがあってはならない。油は水にとけこませなければならない」

つづいて小長井弁護人「鍋倉検事は、逃亡の警戒、退廷命令の執行という側面のみを強調するが、これはおそるべき考え方である。それのみを重視するのは、看守が法廷を支配することになる。法廷における被告人は、その身体を拘束してはならないという刑訴法規定（第二百八十七条「身体の不拘束」）を考えよ」

さらに休廷前の看守の言動の問題にふれて、「裁判長は、看守長は決定に従わないのでなく、たんに希望をのべたのだ、といわれたが、これは法廷のテープレコーダーをもし証拠にあげることを許されるなら、そういえないことが明白に示されると思う」

川島弁護人「看守長の、裁判所命令にたいする真っ向否定という法廷侮辱をそのままにして、裁判長が検察官の看守擁護の主張を許していることに異論がある。法廷秩序法第二条の裁判官の職務妨害により、看守長の監置処分を求める」

『法廷等の秩序維持に関する法律』は、昭和二七年に制定されて、もっぱら被告や弁護人の制圧に一面的に行使されている悪法である。第二条は、裁判所の職務妨害にたいする秩序維持のための制裁を定めた箇条であって、それにもとづいて、これまでに公安関係の多くの被告や弁護人が、罰金や監置処分に附されている。川島弁護人はそれを逆手にとったのである。

つづいて後藤弁護人が、土屋検察官によって示された、検事の考え方の基本にふれ、そこから二人の検事の所論の一つ一つにわたって反ばくした。

「検察官は被告の意見が法廷秩序破壊の意図あるもののようにいうが、被告の主張する破防法反対、破防法体制粉砕という意見は、当然であって、被告らと思想を異にし、被告らの政治組織に無関係である私も、憲法に違反のおそれある破防法に絶対に反対である。それならば検察官は、弁護人である私についても、法廷破壊の暴行を働く意図ありと判断されるのか。そういうふうに、短絡して断定

する考え方が破防法の思想であり、この破防法裁判を生んでいるのだ。おそるべき考え方である。

検察官は、異議申立てはただちにしなければならないのにそれをせず、あとから看守のいい分にのっかってそれをしている。これは検察官が、行政権力による司法権侵害に乗じて異議をいっているということだ。検察官は、戒護にかんしては、被告の人間や考えをよく知悉する看守の方が、裁判所に優先するといったが、これは行政権を裁判権に優先させるということである。また裁判所と看守が、国家の刑罰権の実現という目的において一致しているといわれたが、裁判官は国家が刑罰権を行使すべきか否かを独立に判断すべき存在なのだ。かかる検事の考えは誤りというだけでなく、政治的に悪質、かつ反動的というべきである」

弁護団がつぎつぎ立ち上がるのにつづいて、被告たちも反論に立った。論点は検事所論の批判からさらに立ち入って、看守の言動によって進行を中断させられているこの法廷の運営の本質にたいする批判に進められる。

右田「裁判長の命令が中断されている現状は、裁判権が行政権に侵害されているということのあらわれだ。看守は電話できいたら、上司から看守の配置を変えるなと指示された。それによってこの裁判が中断されている。このような一看守長の要求に裁判所が屈するなら、そうすればいいだろう。われわれに手錠・足枷をはめて、それで裁判ができるならやればいい。われわれはそんなことで絶対に屈しない。検事諸君、君たちはわれわれが破防法反対をいうから看守の戒護が必要だという。しかし自衛隊、破防法、みんな権力が自分でつくった憲法に違反したことをやっているではないか。われわれが破防法反対をいうのは当然である。われわれはそれを法廷で争うといっているのだ。要するに裁判長は、あっちこっち気兼ねしないで、しっかりやってくれということだ」

藤原「第一に、検事が被告の所信をとりあげていっていることは、被告の意見の歪曲であり侮辱である。撤回を求める。第二に、裁判長は休廷中に合議したはずの裁判所の意見をいわず、まず看守に発言させている。一度ならず再度にわたってこのような発言を許していることに抗議する。看守が電話できいたら現在の配置状態を続行せよと上司の指示があったというのは、裁判所にたいする東京拘置所の挑戦だ（それなら裁判を拘置所でやればいい、と傍聴席から声がとぶ）。第三に、鍋倉（検事）は、戒護権は法廷警察権に優先するといっている。これは戒護権を絶対化するものだ。裁判所は東拘に頭をおさえられている。東大裁判以来、東拘の権限が不当に拡大されている。裁判長は看守長を法廷侮辱で処置せよ」

青木「東京拘置所は、現に被告の防禦権を剝奪するさまざまなことをやっている。その具体的な例をあげれば、差入れの文書や書籍の不当な制限、所内で放送するラジオのニュースのカット、新聞にスミをぬる、等々。それに抗議すれば懲罰をもって脅かす。法廷の態度を理由に懲罰された例もある。東京拘置所は無法地帯だ。検察庁は、この東拘の独走を、被告の防禦権を不当に圧迫するために利用している」

本多「いま論議されていることは、バカバカしいかぎりだが、反面おもしろい。こういうくだらない問題にかかずらわることにウンザリしているが、これは現代国家の内部矛盾として観察するのに面白い材料だ。第一に検事の見解が面白い。看守が何かいうのに後を

追いかけて見解をのべている。走狗というのにふさわしい。裁判権の行政権にたいする関係は、ここまでマンガ的になっている。第二に検事の、およそ『思想』というものについての考え方が、小学生、幼稚園程度であることが大へん面白い。破防法に反対するということを、ただちに裁判長にとびかかって暴力をふるうことでもあるかのように考えている。こういう思想が破防法の思想なのだ。こんなくだらないことについては、この段階では何を要求しようという気持もない。だが裁判長がどう処置するかを、興味をもって見守るだけだ」（――しっかりやってくれ、ということだよ、と右田君が傍から解説をいれる）

すでに時刻は四時四八分になっていた。裁判長はここで合議にはいり、数分の打合わせののち、つぎのような判断を下す。

「被告人・弁護人から多くのことが要求されている。発言が多くて十分にメモをとれず整理が困難であって、いちいちそれに答えられないが、看守長の発言については、裁判長としては、これを被告人・弁護人がいうような執行力をふくんだものというほどの意味をもつものとは考えない。戒護者は戒護の責をもつということからの発言であって、法廷の進行の上でとくに問題になることはない。この発言は当然のことと思う。検察官の意見の撤回を要求するということがあったが、検察官の意見は不当ではない。看守の位置変更にたいする検察官の異議は棄却する。裁判所は、五人の被告のあいだに看守はおかないと決定する」

つまり、看守は問題なし、裁判長の決定は開廷劈頭にいったとおり、ということである。そしてつぎのように意見をつけくわえて、閉廷をいい渡した。

「法廷を円滑に進める上で、いろいろと異議が出されるのは当然と思うが、裁判長の指揮権が優先する。本日も実質審理にはいれなかったが、これは時間の空費ではない。本日はこれで閉廷する。次回は一一月一一日」

そのとき、傍聴席から、「戸口で看守と私服がメモをとっている。裁判長はこれを許すのか。あっ、看守が逃げた」という声があがった。法廷は騒然となり、藤原被告が興奮して裁判長に抗議した。

「看守にメモをさせるな（看守だけじゃない、私服もだ――と傍聴席から声）。検察官、看守にたいして、裁判所は毅然たる態度をとれ。裁判所の決定ののちに、裁判長がみずから東拘の意見はどうかときいたりする態度だから、こんなことが起こる。裁判所の威信の問題だ」

裁判長「看守長はたしかに裁判の当事者ではないが、私は一方の当事者だけに便宜をはかるということはしていない。弁護人・被告人にも短兵急なことをせず、終始、よく話をきこうという態度で接してきた」

ここでも裁判長は、しゃべらせておく、きいておくという姿勢を示すだけで、提示された事柄にはまったくふれようとしない。

本多被告が立って要求した。

「いま傍聴人の発言があった当法廷のスパイ事件について意見をいいたい。だがそれをいう前に、まず、裁判長が検事の異議を棄却した命令を実行してもらいたい」

看守の位置を変えよ、ということである。右田君、藤原君も、口々にそのことを求めた。裁判長は、「発言があるからきいているだけで、いまのこの法廷はいつでも閉廷できるという状態である」と

いい、つづけて「時間がきたので閉廷」と、被告の発言を封じた。被告たちは立ち上がって抗議し、後藤弁護人が「あらためて裁判長にいわれなくとも、看守は自発的に撤退すべきだ」と発言。その発言中に廷内の看守たちが一斉に立ち上がり、被告の方へ殺到した。そして抵抗する被告ともみ合いながら手錠をかけ、かれらをおしつつむ一団となって、廷外へ連れ去ろうとする。あっという間の一瞬の行動である。弁護団は総立ちになった。傍聴席は騒然とわき立った。法廷は怒号につつまれる。後藤、柳沼、小長井らの弁護人が、壇上の裁判長席の真下につめよって、口々に、「裁判所はみずからの権威を、自分自身でふみにじっている」とはげしく抗議し、井上弁護人は異議申立のため挙手するが、この弁護人たちから眼をそらしながら、裁判長は表情をこわばらせてマイクをとり上げ、「傍聴人、退廷しなさい」とくりかえし、被告人にも「いったん退廷」を宣告する。数分にして警官隊がはいってくる。傍聴席にふみ込み、力ずくで傍聴人たちをおし出す。しばらくのあいだ、廷外の廊下にはげしい物音がつづく。

弁護人総立ちのまま、柳沼、後藤弁護人が「裁判長！」と、絶叫して抗議する。

「この状態は逆ではないか。傍聴人は何もしていないのに、あなたは警官隊を入れている。いま廊下で警官が傍聴人を殴っている。暴力はだれがふるっているのか。暴力をひき起こしたのはだれなのか。裁判長、あなたですぞ！」

弁護人は口々に、「裁判長は検事の異議を棄却したのち、ただちに看守の位置を変えればよかったのだ。そうすればこのようなことを起こさずにすんだ。裁判長は、事を常識的に運ぼうとせず、当然な要求を抑えつけようとしている。平地に波乱を起こしている」と非難。裁判長の表情はこわばったままである。非難の渦のなかで、裁判長は、「被告との打合わせは、どうしますか。こういう状態だから今日はやめたいが。約束だから、一〇分間だけ」と、きれぎれの口調でいう。そこへ、警官隊の実力排除とともに廊下へとび出していった若い中山、川島両弁護人が帰ってくる。

「警官が暴力をふるっている。傍聴人は階段から突き落とされて

写真報告

怒涛

激動の時代67・5・28～70・6・23.

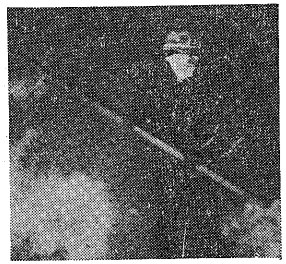

68年5・28砂川闘争から70年6・23安保総力戦までの激動の時代を鮮烈につづる写真報告

B5版750円(〒100)

構　成――高野重信
撮　映――金山敏昭
デザイン――杉本美津子
レイアウト――久保徳二
協　力――古茂田不二
印　刷――三浦文吉

註文先＝八王子市万町82
久保方　十月同人

いる。弁護人が警官の暴力をうけた。命令を出した判事は、廊下へ出てこの状態を見る義務がある」

川島弁護人が自分のネクタイを示して、「首をつかまれ、ネクタイ止めをとられた」と報告、「傍聴人が一人拘束された。ただちに釈放を要求する」とせまる。

小長井弁護人が、今日の経過を総括するように、「いままで今日のような終わり方はなかった（裁判長うなずく）。なぜこうなったのか。裁判長との事前の約束にしたがって、弁護人と被告人とのあいだに、閉廷後打合わせをするという諒解があった。前回も、前々回も、閉廷後、被告人はそのまま法廷にのこった。それにもかかわらず、看守たちがいきなり被告を強力によって拉致しようとした。被告はそれに承知しなかった。そこから問題が起きている」

と、今日の法廷が警官の暴力によって終結していることの責任が、裁判長の法廷指揮にあることを強調した。なるほど裁判長は閉廷を宣言した。だが被告に在廷とも退廷ともいっていない。被告たちは当然、前回までの例にしたがって、そのまま弁護人との打合わせのために在廷できるものと思いこんでいる。そこへ看守がおそいかかった。被告たちは面喰らった。それより以上に、いままで認められてきた権利が、暴力的に剝奪されるのか、と憤然としたにちがいない。この看守団の突発的な暴力的行動に、それでなくとも、今日一日のあいだ看守の常軌を逸した夜郎自大の言動と、それにたいする裁判長のあいまいな態度に憤満を鬱積させていた傍聴席が、その不満を一気に爆発させた。だからといって何も傍聴人に不穏な行動があったわけではない。期せずして怒号が起こっただけである。それにたいして裁判長は、自分の法廷指揮のいたらなさを棚に上げて、待期していた（のにちがいない）警官隊を導入した。あとは素手の国民にたいする、武装した国民の公僕の殴る蹴る、抗議する者にたいする公務執行妨害という逮捕、という経過になる。この裁判長の一部始終の姿勢は、このごろのどこかの大学教授たちにそっくりである。

しかしそれにしても、今日の法廷は、発端から終結まで、看守に始まり看守に終わった。始まりは裁判長を無視した看守長の発言、終わりはこれも裁判長の指示によらない看守隊の行動。東京拘置所は今日一日、裁判長を尻目にかけて、七〇三号の法廷のなかを自由自在に横行闊歩した。裁判長はこれをたしなめようとも、制止しようともしない。裁判長がひたすら抑えようとしたのは、かえって、それに抗議する人びとの声である。私はこのおそるべき法廷の一日を眼の当たりにしながら、慄然たる思いを禁じえなかった。裁判所は何かによって脅かされている。裁判権の独立を脅かす強力な何かが、裁判所の後ろに立っている。日本の裁判は危機に直面している。

五時三〇分、傍聴人が力ずくで一掃された法廷に、被告たちがふたたび連れてこられて、一〇分間という制限のもとに弁護団と打合わせ、五時四一分、被告退廷。

破防法裁判公判日程

第五回公判　一二月七日（月）　午後一時
第六回公判　一二月二一日（月）　午後一時

傍聴希望者は、四・二八破防法被告団事務局まで
TEL　〇三―五〇三―五八五八

看守問題に関する

弁護団申入書

申入書
（看守問題をめぐる裁判長の訴訟指揮に関して）

破壊活動防止法違反　本多　延嘉
同　右田　昌人
同　藤原　慶久
同　久保井拓三
同　青木　忠

昭和四五年一〇月九日第三回公判における法廷進行について、弁護人らの意見を申入れる。

昭和四五年一〇月三一日

弁護人　井上　正治
外四二名

東京地方裁判所刑事第二部　御中

一、本件公判に対処する訴訟主体としての態度

そもそも本件の審理に臨むに当り、弁護人は、第一回の準備手続の劈頭、とくに発言を求め、歴史的な本件事案の重大性にかんがみ、本件公判にかかわる裁判所、検察官、弁護人、被告人各訴訟主体は、真に事案の意義にふさわしい堂々たる訴訟の追行を期すべきことを力説し、近時、往々にしてみられるがごとき集団的公安事件における事件の実体の外郭の論争が重大化しそのことをめぐる紛糾に終始するがごときを戒しむべきことを宣明した。

弁護人、被告人の基本的態度は、裁判所、検察官においても了承された。

かくて、本件公判においては、つねにかかる経緯をふまえて、法廷内外における訴訟主体間の真剣な対応交渉を通じて、逐次、問題に解決が与えられつつ、進渉していくことが期されたということができる。

二、看守長の公判介入による進行の頓挫と混乱

本件公判における冒頭の重要課題の一つは、全員勾留中の被告人の訴訟活動の権利と自由とが現実に法廷において保障されなくてはならないということにあった。その仔細は、すでに第一、二回の公判廷において明らかにしたところである。第二回公判は、問題の解決が第三回公判において明確になされることを必至にしていた。

そして、第三回公判をむかえるにあたり、事前に裁判所の方針として、看守を被告人席から離し、裁判官と対面する傍聴人の前面棚内ぞいに置くことで、解決が与えられていた。

裁判長は、第三回公判の冒頭、この点について、「被告人の両側にいる看守を他の適当な所に移動すること」を決定して告知した。これに対し、看守長が、やにわに「現状のまま（被告人の両側に看守をつけたまま）訴訟進行してほしい。上司の命令である。」旨発言した。

裁判長の処分に対して異議の申立を認められるのは被告人、弁護人、検察官であって、看守には全くそうした権限は認められていない。まして本件の場合、裁判長の命令に対し、弁護人、検察官からは何らの異議も申立てられていない段階であった。

そもそも刑事裁判は裁判官、被告人、弁護人、検察官らの訴訟関係人によって行われるものであって、訴訟関係人以外のものがみだりに介入することは許されないものである。従って被告人について戒護責任あるといわれる看守が、戒護に関することであっても裁判自体に介入することは許されないものといわざるをえない。

まして、看守問題については、貴重な第一、第二回公判を費して各訴訟主体が真剣に対処してきた論点であり、その結果が第三回公判冒頭における裁判長の処分となって決着したのであって、さればこそ検察官、弁護人ともこれを了承是認する態度であったのである。しかるに、看守は、法廷の進行についての各

訴訟主体間の合意が意にそわないとして、国家の強制力の執行機関の地位にあるところから、この間の全過程に挑戦し一挙に覆滅しようとすることを倨傲にも露骨に示してみせたのである。

唖然とするほかないほどの命令の拒否をこえた、裁判官の否認であった。

弁護人らは、これほどあからさまに、裁判を実力で左右しようという法廷態度をしらないのである。

もはや、かかる裁判の公然たる妨害者は、躊躇することなく法廷から駆逐して、審理を進行せしむることがとられるべき方途であった。弁護人が強く職権の行使を勧説した所以である。

三、訴訟指揮に対する疑念と憂慮

事態は、いたって明白であった。理非曲直はあまりにも明分されていた。

しかるに、第三回公判における訴訟指揮は、理をすて暴にくっして、裁判所みずからをそこねしめたのみか、かえって被告人、傍聴人を排除して法廷を虚空と化さしめる逆倒を強行したものである。

1、看守の発言は、許さるべきではなかった。

また、聞かるべきではなかった。そのようなことは、すでに過ぐる公判の内外において、十二分に考慮されて問題の解決がはかられていたことではないか。それにもかかわらず裁判長は、事実の取調べという名の下に看守長の発言を追認したことは訴訟関係人以外の訴訟参加を認めたこと、及び異議申立権がない者にもかかわらず、実質的に異議申立を認めたことであって、不当であり許さるべきことではない。もし事実調べをするならば訴訟関係人の意見を徴した上でなければならないであろう。その意味で事の進行はここにおいてまず先後が逆行している。

まして、第三回公判廷は右看守の発言問題をめぐって訴訟進行が全くストップし、最後は傍聴人を機動隊まで導入して強制的に退廷せしめたばかりでなく、庁外にまで退去させるという事態を発生せしめた。それはすべて裁判長が右看守に右内容の発言を許して継続させたことに端を発するものである。

2、自らの訴訟指揮についての執行懈怠

裁判長は、第三回公判廷の冒頭にあたって前回より懸案になっていた看守の被告人両側からの離席を告知した。

ところが看守はこれに服することなく、前述のように看守長の発言があって、その執行をなさないまま相当の時間を経過し、その後合議のため休憩となった。再開廷後も右状態が続き、看守長への求問、検察官の異議申立、弁護人のこれに対する反論が行われる間も右状態が継続した。しかも右検察官の異議が棄却されたにもかかわらず看守はこれを黙殺していたのに対して、裁判長は何らその決定の執行をしようとせず、即ち、被告人の両側に看守を配置したまま閉廷宣言をしてしまった。

裁判所自ら決定したことを執行せず、違反状態を放置しておくことは、裁判所の任務の重大な懈怠である。

本来、右のような閉廷直後になされた裁判長の訴訟指揮は看守の発言によって何ら影響されることなく、看守自らによって守られるべきものであった。そしてこれに従わない看守長らに対しては裁判所は自ら決定するところを執行すべき義務があった。しかしこれをなさなかった。その上、冒頭から二時間余経って、休憩後、検察官からようやく異議申立があり、その申立を裁判所は棄却したのであるから再度その執行義務を確認したことになる。ところが裁判長は、この段階においてもなお看守の被告両側からの排除の執行をなさなかった。この間、被告、弁護側からは、いくたびも強く裁判長の訴訟指揮が実現せしめられるようくりかえしたにもかかわらず、また井上主任弁護人の異議申立の発言にもかかわらず、一度も執行する意志を明らかにせず執行を怠った。

さらに、これらの点について被告人、弁護人らの発言を封ずるために、一方的に閉廷宣言をして被告傍聴人を退廷させてしまったのである。

裁判所が自ら決定した看守排除決定を看守長の発言によって自ら怠ったことは重大なる職務の怠慢であるとともに、行政権力の司法権に対する無法な介入を許したものであって裁判官と司法権の独立のたてまえから、看過することのできないものである。

3、裁判所の一方的閉廷宣言

およそ法廷での裁判は、裁判所、被告、弁護人、検察官によって進行すること当然のことであるから、裁判所が閉廷をなす権限を有していても、互いの立場を考慮し、一方がある問題について発言中の場合には、それを強行的に打切り、閉廷することは許されないことである。まして主任弁護人の異議申立の発言すら無視して閉廷することは絶対に許されない。

検察官の異議申立が却下された後、被告人は直ちに決定の即時執行の要求、及び制服看守、私服警察官の傍聴席入口でのメモ録取の釈明を求めたところ、裁判所は何らそれに答えることなく、まして弁護人、検察官の当事者の意見を聴くことなく、かつ主任弁護人の異議申立の発言すら黙殺して全く一方的に閉廷宣言を行った。被告人の発言は審理引延ばしではなく極めて当然に問題にすべきことを明らかにしたものであって、それについて裁判所は応えるべきであった。さらにこの開廷期日に当初予定されていた起訴状朗読、求釈明等をはじめ今後の進行に関して検察官、弁護人の意見を求めるべきであった。裁判長はそれを全くなさず、かつ主任弁護人の異議申立の発言すら無視して一方的に閉廷を強行したのである。このような裁判所の一方的な閉廷宣言を弁護人は看過するわけにはいかない。

4、被告、傍聴人に対する退廷命令

裁判長の閉廷宣言が発せられると、直ちに看守は被告人らを退廷させにかかった。これに対し被告、弁護人の強い異議、すなわち閉廷宣言のみで退廷命令がないこと、閉廷後弁護人と被告人とが打合せを行うことになっていたことを申立てると、またしても裁判長は、看守の行為を制止するのではなく、逆に被告人に対する退廷命令を下したのである。

この退廷命令は、看守の無法な退廷執行行為を追認するために出されたものであって、当初から出されたものではない。

そもそも、当日閉廷後弁護人と被告人とが打合せを行うことは裁判所も了解ずみであって、前二回の法廷も同様の打合せを行っていたものである。ところが、今法廷ではあえて被告人を退廷させているが、そのような必要はなかったといえる。むしろ被告人に対する退廷命令を発したことから傍聴人らの強い抗議の声があがったのもごく自然のなりゆきであった。

それに対し裁判長は、傍聴人へ「閉廷したから退廷しなさい」とくり返し、あげくのはては機動隊を導入して、何ら訴訟進行を妨害したものでもないのに傍聴人を庁外にまで退去させ、傍聴人の一人が公務執行妨害罪で逮捕される状態まで招いたのである。まさに無用な退廷命令がもたらしたものである。

第三回までの公判廷は平穏な訴訟指揮であったものが、裁判所はそれを破って機動隊を導入して平地に波瀾を生ぜしめた。その責任はすべて裁判所にあるといえる。

裁判所は一方では看守の不当な言動を容認し、自らの決定の執行を懈怠しておきながら他方では一方的に閉廷を宣言し、被告、傍聴人に対する退廷命令を、看守、警備員、機動隊によって強行するという不公平偏頗な訴訟指揮をした。ここに裁判長の訴訟指揮についても強く抗議を申入れるものである。

(以 上)

起訴状

破防法違反——赤軍派　塩見孝也

東京地検は一〇月六日、共産同赤軍派の塩見孝也議長を昨年一一月の「大菩薩峠事件」に関連して、破壊活動防止法三九条、同四〇条第三号、ならびに爆発物取締罰則第三条、同四条、および凶器準備結集罪の容疑で起訴した。塩見議長は「よど号事件」ですでに起訴・勾留中のところ、去る七月二七日、この「大菩薩峠事件」によって、東京地検に追送検されていたものである。

起訴状（別件勾留中）

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年一〇月六日

東京地方検察庁

検察官　検事　山崎　恒幸

東京地方裁判所　御中

本籍　広島県尾道市長江一丁目七〇〇番地

の一

住居　不定（東京拘置所在監）

職業　著述業

破壊活動防止法違反
爆発物取締罰則違反
凶器準備結集

昭和一六年五月二二日生　塩見　孝也

公訴事実

被告人は、

第一　共産主義者同盟赤軍派の最高指導者で同派政治局議長の地位にあるものであるが、上野勝輝、八木健彦らと共謀のうえ、「世界党」ならびに「世界赤軍」を建設し「世界革命戦争を創出する」ことにより、世界共産主義社会の実現を推進し、政府の沖縄返還および日米安全保障条約に関する施策は日米帝国主義のアジア侵略政策、反革命戦争をおし進めるものであるとして、これに反対する目的をもって、昭和四四年一一月一七日に予定されていた内閣総理大臣の沖縄問題協議のための訪米以前に、いわゆる「前段階武装蜂起」として、多数の赤軍派学生らとともにあらゆる武器を使用して首相官邸を襲撃し、これが警備にあたる警察官を殺傷してまでも同邸を占拠したうえ、全国の大衆に対し、その全面蜂起を呼びかける企図のもとに、殺人の罪ならびに凶器を携え多衆共同して公務執行妨害の罪を実行するため、

同年一〇月二四日ころから一一月上旬までの間、東京都文京区小日向四丁目七番二号林泉寺、同都北区赤羽台一丁目四番日本住宅公団赤羽台団地四七号棟一〇一号池田良雄方、同都台東区上野二丁目一四番二三号上野ステーションホテル七一〇号室ほか数か所において、数回にわたり、西田政雄ほか多数の赤軍派中央委員ないし地区代表者ら幹部を招集して討議を重ね、被告人より前記首相官邸の襲撃計画を首唱して右幹部らの賛同を得るとともに、自ら右計画実行の全般を統括し、資金および武器の調達、宿舎の確保等のいわゆる兵站部門の直接指揮にもあたることとし、他の者らにおいて動員関係、部隊編成、襲撃訓練等を担当することとして、犯行の具体的準備を急ぐ一方、前記幹部らとともに逐次計画実行の具体策につき協議し、右計画実行のための動員者を一一月三日から塩山市大字上萩原大菩薩峠付近の山中に集結させ、これを官邸突入隊、防衛隊等数隊に部隊編成し、爆弾・火炎びん・ナイフ等の武器使用ならびに襲撃の訓練を実施したのち、一一月六日一旦下山して千葉市周辺の宿舎などに分散待機し、翌七日払暁、数台のトラックに分乗出発して首相官邸を襲撃占拠するなどの具体策を決定するに至ったが、その間、

1　同年一〇月二九日ころ、神田敏一を関西に派遣し、一一月一日ころ神戸市垂水区玉津町田中二七番地の同人実家より実兄神田直樹所有の猟銃一丁を持ち出させ、そのころ東京都内に搬入させて準備保管したほか、一一月二日ころ、西田政雄を川村明とともに水沢市に派遣し、同月四日同市東上野町五番二一号鈴木祐八郎方より猟銃一丁、散弾等六八発を盗み出させて秋田市内に準備保管し

2　同年一〇月二九日ころ、大越輝雄、大桑隆の両名を弘前市に派遣し、阿部憲一らの製造にかかる「鉄パイプ爆弾」一七本を右阿部より受領させ、一一月三日ころ東京都内に搬入させたうえ、同月四日前記大菩薩峠山中の塩山市大字上萩原字萩原山四、七八三の一番地所在「福ちゃん荘」において上野勝輝に手交させ、一方、同月二日藁谷正弘を弘前市に派遣し、右阿部らの製造にかかる「鉄パイプ爆弾」約二〇本を右阿部らより受領させ、同月五日東京都内に搬入させて準備保管し

3　同年一〇月二九日ころ、大久保文人を水戸市文京二丁目一番地所在茨城大学に派遣し、同人の指示により、同学内において、影山欣一、鹿志村義次らをして触発性火炎びん約二〇〇本を製造させ、さらに一一月一日ころ、西田政雄を右大学に派遣して右火炎びんを受領させ、そのころ松戸市大字松戸一、七六四番地岡崎直人方アパート内に搬入させて隠匿保管し

4　同年一〇月三一日ころ、東京都文京区小石川二丁目一七番四〇号富坂セミナーハウスにおいて、前田祐一らに登山ナイフ等の購入、ならびに、武器の隠匿場所および動員者待機用宿舎の確保等の資金として現金約二〇万円を交付してその早急な準備方を指示し、右前田らをして、そのころ、千葉市港町五、八〇一番地好荘、前記松戸市内の岡崎アパートほか一か所の家屋・居室を借上げさせたほか、右前田らをして一一月一日ころ東京都内数か所において、登山ナイフ三四丁、斧五丁等を購入させて右岡崎アパート内に隠匿保管し、さらに、右前田に命じ、右岡崎アパートより右登山ナイフ、斧および火炎びん五本を同月四日前記「福ちゃん荘」に搬入させて前記上野らに手交させ

5　花園紀男らをして、首相官邸襲撃の際に使用するため、同年一一月一日から四日までの間、三回にわたり、神奈川県高座郡海老名町河原口二四八番地所在青木自動車修理工場ほか二か所より、普通貨物自動車合計三台を盗ませて、川口市内ほか二か所に隠匿準備し

6　同年一〇月下旬ころから、大越輝雄、上野勝輝、大久保文人、石井純らを福島市、横浜市、水戸市、千葉県内、関西方面などに派遣し、東京都内においては、小西隆裕らをして、それぞれ首相官邸襲撃およびそのための訓練に参加する要員の動員を行なわせ、一一月三日午後から上野勝輝、八木健彦、松平直彦、大久保文人らを現地指揮者として前記大菩薩峠の「福ちゃん荘」に赤軍派所属の学生ら五十数名を集結せしめ、同日より一一月五日早朝にわたり、同荘に「ピース缶爆

もって冒頭記載の目的をもって、殺人の罪ならびに凶器を携え多衆共同して公務の執行を妨害する罪の予備をなし

第二　上野勝輝、八木健彦、松平直彦、大久保文人らと共謀のうえ、いずれも第一6記載のとおり、

一　昭和四四年一一月三日午後から同月五日早朝にわたり、「福ちゃん荘」に集結させた五十数名の赤軍派所属の学生らに対し、同荘および付近の山中において、官邸襲撃計画を実行しその武器として「鉄パイプ爆弾」（長さ約二五センチメートルの両端ネジ蓋付鉄パイプに塩素酸カリ・砂糖・黄血塩の混合粉末を充填しておき、これに濃硫酸入りのコルク栓付試験管を差込み、衝撃を与えて爆発させる爆発物）および「ピース缶爆弾」（たばこピース缶にパチンコ玉を混入したダイナマイトを詰めて工業用雷管付導火線を装置した爆発物）多数を使用する旨を説示して全員の賛同を得るとともに、右爆発物の使用方法等を討議・訓練し、もって、治安を妨げ、人の身体・財産を害せんとする目的をもって爆発物を使用することを共謀し

二　前記第二、一記載の目的をもって、同月三日午後より爆発物である前記「ピース缶爆弾」三個を、同月四日午後より爆発物である前記「鉄パイプ爆弾」（濃硫酸入試験管付）一七本を、それぞれ同月五日朝まで「福ちゃん荘」に保管して所持し

三　同月三日より五日早朝にわたり、「福ちゃん荘」に右五十数名を集結させ、これらの者と共同して首相官邸を襲撃し警察官らに危害を加えるため、その攻撃用武器として同荘に「ピース缶爆弾」三個、「鉄パイプ爆弾」一七本および登山ナイフ三四丁等を準備し、もって他人の身体・財産に対し、共同して害を加える目的で兇器を準備して人を集合せしめたものである。

罰　条

第一　破壊活動防止法第三九条、第四〇条第三号、刑法第六〇条

第二一　爆発物取締罰則第四条、刑法第六〇条

第二二　爆発物取締罰則第三条、刑法第六〇条

第二三　刑法第二〇八条ノ二第二項前段、刑法第六〇条

四・二八破防法公判記録（六）

デモ事件関係

〔解説〕　刑事二六部井口裁判長が提起した「井口方式」統一公判案にふまえ、弁護団・被告団は、最低限、最大の譲歩線としてのチャンピオン方式統一公判の実現を期することを確認し、各係属部との折衝をつみ重ねていった。この折衝のなかで、井口裁判長および刑事一二部二係新関裁判長は、統一公判実現に向けて積極的姿勢をみせ、公判期日を指定しないまま、刑事六部における折衝の経過を見守ることとなった。

ところが、刑事六部斎川・小野両裁判長はこうした統一公判実現への可能性をうちくだくべく、九月一一日、「三―一グループ」、九月一六日、「四―一グループ」「四―二グループ」、九月一八日、「三―二グループ」の公判を強行し、弁護団・被告団の統一公判要求〔五七〕〔五八〕、および公判延期要求を暴力的に拒否し、被告を退廷させて欠席裁判を強行したのである。被告団はこれら刑事六部の暴挙にたいし抗議声明を発した〔五六〕〔五九〕〔六〇〕。〔五六〕〔五七〕は前号掲載）

また九月一一日、国選弁護人が裁判長の暴挙を黙認したことにたいし、被告団は申入書〔六一〕を発し、今後被告人の利益を最大限守るように全力をつくすよう訴えた。

1、被告団は、公判廷および折衝の場でもくり返してきたように、統一折衝が進展している現在、統一公判を実現するために統一折衝窓口がぜひとも必要であることから、裁判所にたいして統一窓口を要求する申入書〔六二〕を発し、「公平」な裁判を行なうために、統一折衝窓口を設置し、統一公判を実現することを要求した。

2、こうした統一窓口の要求の意志を弁護団の間で再確認すること、および、これまで刑事六部を先頭とする地裁の統一公判＝被告の反対立証の場の設定拒否の姿勢により阻害され続けてきた、被告側総論立証の検討をはじめるべく、一〇月一三日、弁護団会議を開催した〔六四〕。

3、こうして、統一窓口を要求し、総論立証の検討に入っている弁護団・被告団の努力をふみにじり、刑事六部斎川・小野両裁判長はまたもや一〇月一六日、「三―一グループ」、一〇月一九日、「四―一グループ」の公判を強行してきた。一〇月一六日、斎川裁判長は、弁護団・被告団の当然の延期要求を拒否し、被告を退廷させて欠席裁判を強行した。一〇月一九日小野裁判長は、事態の進展を説明せんとした被告を全員退廷させ、欠席裁判を強行したのみならず、検察官とのゆ着ぶりを露呈したのである。被告団はこの小野裁判長のたび重なる暴挙に抗議声明を発した〔六五〕。

4、今年五月になって起訴された上野勝輝被告にたいし、東京地裁はかの悪徳弁護士中浜辰男を弁護人に選任してきた。被告団は、裁判官と密通し、被告を罪におとしいれた、この検事とみまごう中浜辰男を弁護人として選任した東京地裁に抗議声明〔六三〕を発した。この結果、東京地裁は中浜辰男を解任せざるをえなくなったのである。

〔五八〕 弁論併合申立書

被告人　西村　正治
外八名

右被告人九名に対する兇器準備集合、威力業務妨害等被告事件について弁護人は左記のとおり弁論併合の申立をする。

昭和四五年九月一六日

右弁護人　小山田純一

東京地方裁判所
刑事第六部　御中

記

第一、併合申立の趣旨

本件被告事件を所謂四・二八事件の被告人として東京地方裁判所に起訴されている他の被告事件（被告人数合計九六名、九グループ）として御庁に係属しているものと併合して弁論することを求める。

第二、併合申立の理由。

一、四・二八事件は、昭和四四年四月二八日の沖縄デーに沖縄の即時無条件返還を求めるという共通目的に向けられた集団の行動が違法行為に該るものとして起訴されたものであるが、かように四・二八事件の被告人の行為は共通の目的に向けられた一個の集団の行為として評価されるべきものである。このため検察官も起訴そのものは各被告人毎に個別に行っているが、起訴状の公訴事実の記載としては被告人の行為を多数人の集団の中の一個の行為として換言すれば多数人の共同正犯行為として評価しているのである。かかる事件を被告人毎に個別に又はグループ別に審理することが不可能であるとは考えないがかような理方審式は、本来同一に評価されなければならない事件又は行為が裁判官毎に異なった評価をされることになり、結果的に被告人毎に異った判決をされることになる。これは、明らかに、正義公平の原則に反するものである。

二、検察官による起訴の方式が前述のとおり被告人の行為を多数人の集団の中の一個の行為としてとらえていることから、その立証方法も必然的に個別的な部分と全体的な部分、即ち全被告人に共通の部分とに分かれる筈であり、被告人側の立証も同じく個別的部分と全体的な部分とに分かれるものである。特に被告人側の立証は、本件の特殊性上被告人の行為の違法性、責任性に関する事実に主力が注がれるものであり、これは、全被告人にとって全く共通のものである。

従って、グループ別審理を行うとすれば、全被告人にとって共通な事項の立証をグループの数だけ重複して行わなければならないこととなるが、これは訴訟経済上極めて不経済なことであり又迅速なる裁判の要請にも反することになる。

弁護人要求の弁論の併合が行われるならば全被告人にとって共通な事項の立証は検察側、弁護側共に一回で済むことになり訴訟経済上極めて好ましい結果になり、迅速な裁判の要求にも合致するのである。

三、弁護人主張の右理由に対し、あるいは裁判所は、

1　審判の対象は、起訴状記載の事実であって、これは併合しなくとも充分審判可能である。

2、裁判官の認識能力から全員の併合は無理である。

3、全員の併合は法廷が混乱する。

等反論されるやも知れないが、右の点についてはグループ別審理でも裁判が出来るということであって、併合審理を拒む理由にはなり得ないし、2の点については四・二八事件の被告人は九〇人余であって過去において裁判所はもっと多数の被告人の併合審理を行って来ている実績もあるのだから裁判官の認識能力の点からいっても四・二八事件の全部併合は不可能ではない。3の点については従前法廷が混乱したのは裁判所が併合審理を行わないことに原因があったものであり、併合審理が行われるならば混乱の理由はなくなるのである。それでもなお裁判所が法廷の混乱を危惧されるならば裁判所は、本件について特別な先入観をもっているのではないかと推察されるのであり、これは最早全く併合審理を拒む理由とはなり得ないのである。

四、以上の次第であって弁護人の本件併合の申立には充分な理由があると思料するが、弁護人が併合を求める主たる理由が被告人側の共通部分の立証に力を注ぎたい点にあることを鑑み、

1、被告人側の共通部分の立証についてのみ、弁論を併合すること、

2、場合によっては、右1、につき所謂チャンピオン方式による審理を行うことを

提案する。

これによって、前記裁判官の認識能力の限界、法廷の混乱という裁判所の危惧も充分避けられるものである。

五、最後に以上述べたところによって本件併合の申立は充分な理由があるものであるが、なお、全被告人の併合審理をするかグループ別審理をするかは裁判所の裁量によって決定すべきものであるとしても裁判所は、右何れかの決定するについて四・二八事件の被告人全員が過去一年余に亘って一貫して強く全被告人の併合審理を主張して来たことに留意されたい。即ち、法律に定められた範囲内で被告人を納得させて、それに服させることも裁判の重大な目的であり、それは結果

根元書房
ニュース

在庫案内

●資本論への私の歩み(梯)450 ●ヘーゲル哲学と資本論(梯)700 ●マルクス資本論五冊揃（昭和二年・改造社版)580●ケインズ貨幣論二・四・五分冊(三冊)1850●日本資本主義発達史講座十一冊揃(岩波)3500●社会主義講座八冊揃(河出)2300●レーニン全集四七冊揃 4万円●トロッキー選集 1〜補巻十六冊揃9900●前進縮刷版既刊分揃三冊（一・三・四）4300

買入案内

●社会科学とくに学生運動資料に関する出版物を希望しております。
●遠方の場合は日通着払か鉄道便でお送りください。
（一度に多数蔵書整理する場合は主な書名と数を伝達くだされば地方出張もいたします）

東京都練馬区栄町12
でんわ（03)991-3945
根元書房

のみならず手続面についても言えることである。四・二八事件の被告人の全員はグループ別審理について強く反対しており、右のとおり全被告人の併合審理を強く希望しているのであるから、この被告人に手続面において納得のゆく裁判をしてやるためには今裁判所が弁護人の本申立を容れて四・二八事件全被告人の弁論を併合する旨の決定をされるか又は将来これが併合をする旨の意思表示をすることが先ずもって必要である。

若し、このままグループ別審理が続けられるならば、仮に結果において適正妥当な判決がなされたとしても決して被告人の納得は得られない結果となる。これは裁判の意義を半減するものである。

〔五九〕 抗議声明

われわれ四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団は、九月一六日「四―二グループ」第二回公判において、刑事六部小野裁判長が行なった暴挙に対し、重ねて厳重なる抗議の意志を表明する。

一、この公判は、実質上の第一回公判であり、被告にとっては、はじめて小野裁判長にたいし面と向かって一年数ケ月積り積った切実な問題である統一公判を要求できる機会であった。しかるに、栗原・小山田両弁護人の計二〇分近くにわたる統一公判要求の意見陳述にひきつづき、被告が切実な要求を述べようとすると、小野裁判長は、一人五分以内に制限し、被告が自分の意を尽くすことを拒んだのである。そうした不当な時間制限の中で、被告団は、堂々と一時間半にわたり、統一公判の正当性を明らかにしたうえ、現在進行しているチャンピオン方式統一公判へ向かっての各部折衝の状況を説明し、刑事一二部二係新関裁判長、刑事二六部井口裁判長においてはこれを前向きの姿勢で検討し、公判期日を全く入れないまま、各部折衝の経過を見守っているのであり、刑事六部の小野・斉川両裁判長が審理を一時とめて積極的に統一実現に向かうならば、ただちに統一公判が実現し、正常な審理が期待できることを明らかにし、それゆえ、本日の公判期日を延期することを訴えたのである。

ところが、小野裁判長は、今までの決まり文句をくりかえして統一公判はできないのだと強弁し、起訴後一年数ケ月もたっているので、もはやちゅうちょすることはできないのだ、と、被告の防禦権を無視し、裁判の事務処理だけを強調して、裁判の強行を宣言してきたのである。そして小野裁判長は、この内容に不明な点を質問した被告三名を暴力的に退廷させ、この無茶苦茶な訴訟指揮を見るに見かねて立ちあがった残りの六被告にたいしても、発言の有無にかかわらず、全員退廷させたのである。ちなみに、この時、発言禁止命令はあったが、起立禁止命令は一度たりとも発せられていないのである。そのうえ、この不当な退廷命令に当然の抗議の声を発した一名の傍聴人を退廷拘束したのである。小野裁判長のこうした暴挙は決して許すことができない。

二、刑事一二部二係新関裁判長、刑事二六部井口裁判長が、積極的にチャンピオン方式統一公判を考え、実現させるべく、公判期日を入れないまま刑事六部でのなりゆきを見守っている時に、小野裁判長が、訴訟指揮に反していない被告までも退廷させて、欠席裁判を自己目的化するようなやり方で審理を強行することは、被告の防禦権を否

認した悪らつな攻撃であり、裁判の事務処理的強行であるばかりでなく統一公判実現へ向かって着実に進行している動き全体をぶちこわすものであり、被告団・弁護団・新関・井口両裁判長の誠実な協力を無に帰せしめ、ことさら法廷に混乱をもちこみ、異常な公判を望んで、ためにしているものであると断ぜざるをえないのである。

われわれは、このような小野裁判長の暴挙を厳しく糾弾し、こうした硬直した反動的な態度を改め、新関・井口両裁判長とともに、誠実に統一公判について考えるように要求する。これこそが、刑事訴訟法に明記された「迅速」かつ「公平」な正常な裁判実現への最短の道なのである。

小野裁判長の猛省を促すものである。

一九七〇年九月一七日

四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団事務局

代表　田中　和明

東京地方裁判所刑事六部

小野幹雄裁判長　殿

〔六〇〕 抗議声明

われわれ四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団は、刑事六部斉川裁判長が九月十八日に行なった暴挙に対し、再々度抗議の意志を表明する。

一、斉川裁判長は、われわれの全面的に信頼し選任していた統一弁護団の弁護権を無視否認し、辞任のやむなきにいたらしめた。そして、七月十五日には、国選弁護団と被告団の信頼関係を否定する言辞を吐き、それに抗議する被告を全員退廷させて欠席裁判を強行したのであった。さらに、こうした態度を一切改めることなく、九月十一日「三―一グループ」第三回公判においては、統一公判への動きをぶちこわすべく、全員を退廷させて欠席裁判を強行したのであった。

こうした非道の数々を行なってきた斉川裁判長は、九月十八日、「三―二グループ」第三回公判においては、被告団の一時間にわたる、各部との折衝の具体的な内容の説明を聞き、新関・井口両裁判長が公判期日を入れずに六部折衝の成りゆきを見守っているのであり、ここで斉川裁判長が審理を強行することは、全体の統一への動きを破壊するものであることを知っていながら、無理矢理公判を被告を退廷させ欠席で再々度強行したのである。

二、斉川裁判長の反動性と欺瞞性はただ単に被告団の極めて具体的な統一公判要求と、それが、井口・新関両裁判長との折衝により実現の展望がでてきており、審理を進めることはそれを破壊するものであるから期日を延期してほしいという極めて説得力のある期日延期申請を拒否し、それに抗議する被告を退廷させ、あるいは「拘束するぞ」という恫喝をもって沈黙を強制したことのみに現われているのではない。斉川裁判長は、極めて重大な発言を行なったのである。

すなわち、被告団が、統一折衝のため地裁の側の統一窓口の設置を要求したのにたいして、斉川裁判長は、そのようなものは各裁判官がその決まったことに拘束されるから裁判官の独立をおかすことになるとの欺瞞的な回答（どうして裁判官会議が存在しているのだろうか）を行ない、「石田最高裁長官の発言にもあるように、他の裁判官を拘束することはできない」旨の発言を

行なった。ところが、こともあろうに、この「裁判官の独立」を固執する斉川裁判長が、なんと「井口・新関両裁判長が、一年数ケ月も経た今日に至ってもなお期日指定していないのは異常であり、刑事訴訟法の精神をふみにじるものである。」旨の発言を行なったのである。

「正常な」裁判を望み、「裁判形態を決定せずに進んでしまえば被告人の不利益になる」（新関裁判長九月十一日）ことを認識し、誠心誠意被告団・弁護団との統一折衝を行なっている井口・新関両裁判長にたいして、公開の法廷の場で批判することが、「裁判官の独立」に反し、「他の裁判官を拘束する」以外の何物であろうか。ここに斉川裁判長の反動性と欺瞞性は極まったといえよう。

斉川裁判長は、井口・新関両裁判長のように刑事被告人の不利益にならぬように裁判形態について折衝していくことは「異常」なことであり、「刑訴法の精神をふみにじるもの」であり、逆に被告を退廷させ欠席裁判を強行することが正常であり、刑訴法の精神にのっとったものと本気で考えているのであろうか。

われわれ四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団は、このような反動的・欺瞞的な発言と、訴訟指揮を行なった斉川裁判長を断固として糾弾するものである。

一九七〇年九月十九日

四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団事務局

代表　田中　和明

東京地方裁判所刑事六部

斉川　貞造裁判長　殿

〔六一〕申入書

九月一一日、刑事六部斉川貞造裁判長は、再び「三―一グループ」第三回公判において、被告を全員退廷させて欠席裁判を強行しました。この公判は先生方の面前で行なわれたものであり、その一部始終を御存知だろうと思います。

私たちは九月二日の第二回全弁護団被告団全体会議の席上、一一日をメドに全グループでチャンピオン方式の具体案をもって全裁判長と折衝することを確認しました。それに基づいて、井口・新関両裁判長と折衝を行ない、とりわけ一一日午前の折衝で新関裁判長から、統一公判に対して相当積極的と思われる発言を引き出すことができました。このことも先生方にお伝えしたことと思います。

私たちは、各部との折衝が行なわれて統一公判実現への大きな動きが見えてきており、とくに、新関・井口両裁判長は公判期日を入れずに六部の折衝過程を見守っているのであって、ここで斉川裁判長が審理を強行することは、この全体の動きをぶちこわしてしまうものであるから、公判を延期すべきこと、しかも、同じ一一日に広島地裁で公判のある被告（土谷君）や急病で出廷できない被告（松野、伊与田君）もいるので、期日を絶対に延期してほしい旨の申入れを公判前に先生方を通じて斉川裁判長に行なっていただきました。

しかしながら斉川裁判長はこの当然の申入れを一切聞き入れることなく、分割公判を欠席裁判として強行してきたのは御承知のとおりです。

私たちは、先生方がこのような分割公判の強行を阻止すべき行動を何らとることなく、被告が次々と退廷になるのを黙って傍観されていたことを極めて残念に思っております。

先生方は、七月十五日の分割公判が欠席裁判として強行された際、私たちとの話しあいの席上、刑事六部の全グループの先生方が出すのならば、裁判所に対して何らかの抗議の申入書を出してもよいとおっしゃいました。そして、申入書は出さないと言葉を翻えされて後、そのかわりに次回公判の冒頭に何らかの「遺憾」の意を表明し、今後の善処を期待する旨の発言を行なおうとおっしゃいました。しかるに、九月十一日当日、先生方は斉川裁判長の七月十五日の暴挙に対し、何ら意思を表明することなく、斉川裁判長が全被告を退廷させ、再び欠席裁判を強行するという暴挙を黙認し許されたのです。

いうまでもないことですが、欠席裁判ほど被告の基本的人権を踏みにじる裁判はありません。政治裁判において被告を排除し、欠席裁判を常態化していくことの至るところに、どのような暗黒の時代が到来するかは、想像に難くないことと思います。そもそもこの欠席裁判は憲法・刑訴法の精神にもとるものであることはもちろん、刑訴法条文的にも違法であると栗原先生は考えおられます。私たちは先生方に、こうした欠席裁判を絶対に阻止すべく最大限の努力を期待していたのです。もちろん、欠席裁判を阻止するということは、先生方が裁判所の非道に目をつぶり、私たちの当然の抗議の声を抑えつけるということではありません。井口・新関両裁判長との折衝の中で、統一公判実現への展望が見えてきている時に、それをぶちこわすことになるような審理の強行を行なう斉川裁判長に理はありません。明らかに理に反することを行なっている斉川裁判長の非を改めさせ、統一公判を実現させて、被告団の納得できる裁判にすることこそが、欠席裁判阻止の唯一の道なのです。私たちは先生方にそうしたことの最大限の努力を要請しているわけです。

万難を排し、統一公判の実現に向かって、地裁極反動＝刑事六部の非道を改めさせるように、最大限の努力を強く要望する次第であります。

一九七〇年九月二十二日

四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団事務局

代表　田中　和明

辻村精一郎　先生

材津　豊治　先生

若林　秀雄　先生

七〇年代を模索する人々に
思想の闇屋からの飛翔を

吉祥寺ウニタ書店
武蔵野市吉祥寺本町二―二〇―七
TEL（〇四二二）二二―九六一八

〔六二〕 申入書

一九七〇年九月二四日

四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団

東京地方裁判所　殿

われわれ四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団は今日まで四・二八闘争の歴史的意義を明らかにすべく、統一公判を要求してきた。そして、井口方式（メーデー方式・チャンピオン方式）と呼ばれているものを具体的に提示し、各受訴裁判所と折衝を持ち、統一公判実現に向かって着実に一歩一歩進んでくることができた。

われわれは統一公判を実現し、「公平」な裁判を行なうためには地裁との統一折衝が是非とも必要な段階に来ており、そのためには統一窓口がぜひとも必要であると考えている。全てのグループの弁護人（最近選任された二グループを除いて）も同様に考えている。よって、われわれは東京地方裁判所に対し、統一折衝窓口の設置を強く要求し申し入れるものである。

一、四・二八関係においても、東京地裁（とりわけ刑事六部）の訴訟指揮権の乱用は目にあまるものがある。九月十六日の公判廷における刑事六部小野裁判長に至っては発言していない被告にさえも全員に退廷を命じるなどの暴挙が行なわれた。このような悪らつなふるまいは東京地裁自ら司法の「権威」を傷つけるものである。裁判官の「権威を確立し無用の混乱を避ける唯一の道は統一公判の実現にあることを東京地裁は認識すべきである。

二、九月十八日の公判において、刑事六部斉川裁判長は統一公判に積極的と思われる井口・新関両裁判長を非難し、「異常」「刑訴法の精神をふみにじっている」等の罵倒を投げつけた。斉川裁判長自身が石田最高裁長官の発言を例にあげ「裁判官の独立」を云々したその舌の先が乾かぬうちにである。

このようなハレンチな行ないは、裁判の大量事務処理（大量逮捕↓大量起訴↓長期勾留↓大量実刑判決）の完成をもってわれわれ革命的左翼の殲滅を狙う行政権力に迎合し、統一公判実現のための今日までの努力をことごとくぶちこわしてきた刑事六部の裁判官にしてはじめて出来ることであろう。しかも時を同じくしてわれわれは、統一公判に対して柔軟な態度を示す裁判官に対して地裁内部から様々な圧力があると聞く。このようなことがまかり通るならば日本の民衆は何一つとして裁判所を信用しないであろう。すべての裁判官は刑事被告人の防禦権を最大限に重視し、統一公判の実現、統一窓口の設置に努力すべきである。裁判官は行政権力のいかなる圧力にも、司法内部のいかなる中傷にも屈服すべきでないことはいうまでもない。裁判官の良心を守る唯一の道は統一公判の実現に努力することにある。そうしてのみ、はじめて裁判官は民衆から「信頼」されるであろう。

三、今日の東京地裁の無用な混乱を解決するには統一公判の実現以外にないことをわれわれはくり返し説明してきた。今日の混乱のすべての責任は、何ら合理的な理由を示すことなく統一公判を拒否してきた東京地裁にある。

東京地裁が法廷の無用な混乱を排し、民衆の「信頼」を得ようとする意志があるならばすみやかに統一公判に応じるべきである。そのための第一歩はいうまでもなく統一折衝窓口を設置することなのである。

一九七〇年九月二四日

四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団

東京地方裁判所　殿

〔六三〕 抗議声明

われわれ四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団は、かの悪名高い悪徳弁護士中浜辰男がわが被告団の一同志の国選弁護人に選任されたことにたいし、満身の怒りをこめて抗議する。

一、七〇年闘争を切り拓き、一一月決戦―七〇年六月安保決戦の大勝利を準備した、わが六九年四・二八沖縄闘争の大爆発に階級的復しゅう心を燃えたぎらせている国家権力は、今年になっても執ような追及の手をゆるめず、本年五月二七日、別事件で東京拘置所に勾留中の上野勝輝君を公務執行妨害等で起訴したのであった。上野君は断固として統一公判を要求、統一被告団に結集し、国選弁護人を要求した。これにたいし、東京地裁は、六月一五日、弁護士会を通さず、直接、中浜辰男を国選弁護人に選任してきた。その後上野君は刑事二六部井口裁判長係の「第五グループ」に併合されたのであった。

二、元判事中浜辰男は、六七年一一・一二佐藤訪米阻止闘争の被告にたいし、六〇年以降はじめて公安事件で実刑判決を下した男であり、東大闘争分離被告に有罪判決を下した男である。今年判事をやめ、弁護士になってからも、その姿勢をかえず、一一月決戦の被告水津宏君にたいして行なった弁護士倫理をふみにじった非道は、今や大衆的に弾劾されている。

被告との打合わせをほとんど行なわず、保釈請求もせず、被告の意志のひとかけらも考慮することなく、被告をあらかじめ犯罪者として断罪すべく門馬裁判長と内通し、有罪判決を下させたのである。

弁護士倫理に公然と反し、被告の基本的人権をふみにじる悪徳弁護士、人間としての一かけらの良心も持ちあわせていない男中浜辰男をわれわれは弁護士として認めることはできない。中浜辰男は権力の側にたつものであり、検事と同じである。中浜辰男はわれわれ被告団の打倒対象であり、敵である。

われわれは、〃検事〃を弁護士と名うって、わが一同志に付した裁判所を厳しく糾弾するものである。

一九七〇年九月二六日

四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団事務局

代表　田中　和明

〔六四〕 招請状

前略

先日一〇月八日、われわれは「羽田闘争三周年、入管法再上程阻止、入管体制粉砕、沖縄闘争勝利、反軍闘争勝利、破防法粉砕労学市民総決起集会」に労働者・学生・市民を一万四千結集し、秋の「入管決戦」の戦闘体制を確立しました。アジア再侵略の道をつっぱしる日本帝国主義は、そのための国民総動員体制構築をいそぎ、入管法再上程の攻撃をもって、在日アジア人民への抑圧を強め、国民の排外主義をあおろうとしています。そして、それにたいして闘うわれわれにたいする破防法攻撃はますます激化しております。そして、治安行政権力の破防法攻撃と照応するように司法権力の反動化もますます急ピッチで進行し、石田最高裁長官の発言のみならず、四・二八裁判においても、とりわけ刑事六部の硬直した姿勢の中に、今日の司法権力の姿を見ることができると考えます。

われわれ四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団は、日帝のアジア再侵略・再植民地化の

攻撃と手をたずさえて進行する司法の反動化＝大量事務処理方式による大量実刑判決の完成を粉砕すべく、統一公判獲得、弁護権・防禦権の革命的防衛に向けて、さらなる闘争を行なう決意であります。

さて、現実的に統一公判を実現するためには、その第一歩として、そしてその現実的保障として、地裁の側の統一窓口を勝ちとることが不可欠であります。このことは、われわれが何度もくり返してきたことであり、先生方の考えも同じであろうと思います。

また、われわれは現在、弁護側総論立証第二次草案を作成中でありますが、統一窓口獲得の問題および弁護側総論立証の件につき、先生方と協議したく、次の会合にぜひ出席下さるようお願い申しあげます。

記

一、国選弁護団会議
一、一〇月一三日（火）午後六時より
一、第一東京弁護士会会議室にて

昭和四五年一〇月九日

四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団

〔六五〕抗議声明

一〇月一九日、「四―一グループ」第四回公判において刑事六部小野幹雄裁判長は、被告の正当な要求をはねのけ退廷を命じたのみならず、行政権力＝検察官による刑事被告人の防禦権無視の態度に追随、屈服した。

われわれ四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団は、このような小野裁判長のたび重なる暴挙と行政権力への完全な屈服にたいして断固たる抗議の意を表明する。

一、当日の法廷において小野裁判長は「事態の新たな進展があるので、統一公判に関する意見を聞いてほしい」という被告の要求をはねのけ、暴力的に退廷を命じたのである。

一、それのみではない。久保研二君の保釈面接の際に検事が同席していたことを被告団が追及すると「保釈面接をしたことはない」あるいは「あれは保釈面接ではない」さらには「あの時、検察官はいなかった」としどろもどろになりながら、「検察官、弁護人と公判の打ち合わせを行なっている時に久保が勝手に来たのだ」とまで言ってのけたのである。いったい、身体を拘束されている被告が裁判長の命令なしにノコノコと拘置所から出てこられるというのだろうか。このことは、小野裁判長がいかに検察権力とゆ着しているかの証左であろう。このような小野裁判長の腐敗ぶりを暴露されるのをおそれて、被告にたいして強権的に退廷命令を発したのも、小官僚特有の臆病さを示す小野裁判長にとって、無理からぬことであろう。

一、さらに小野裁判長は、刑事被告人の防禦権を完全にじゅうりんしたのである。被告団が弁護団を通じて検察側の手持ちの証拠を全部見せるように当然の要求を行なったのにたいして、検察官は「警察官の逮捕手続の調書は見せない」と述べた。そして小野裁判長は、検察官が「一般事件では見せているが、学生事件では見せない。これが検察庁の方針です。なにしろ、この前のような問題がありましたので……」と言ったのに同意し、うなづいたのである。このような被告の防禦権に関する重大な問題にたいして小野裁判長は、検察官の意見に簡単に同調し、一方的に「検察官が見せないといっているのだからしかたがないし、見る必要もないと言って、開示命令を発せず、これにたいする弁護人の異議申し立てさえ却下したのである。ここに逮捕状況の不法不当性を暴露されることを恐れた検察官となれあいになった小野裁判長の被告人の人権を無視する真実の姿がある。

期せずして、同一〇月一九日、国会の裁判官訴追委員会が、裁判官の独立をおかしたことが明らかな平賀判事を訴追せず、裁判の独立を守ろうとした福島判事に訴追猶予の決定を行なった。小野裁判長の検察権力に屈服した姿は、司法権が行政権力によって侵蝕されていっている現在の状況の一つのあらわれであることは明白である。

一、以上、検察官となれあいになった姿を追及され、動転した小野裁判長は、統一公判に関しても、「その考えはない」と言ってのけたのである。そもそも小野裁判長が今日まで統一公判に関して何の確約もできないという論拠として「訴訟は生きものであり、その時になってみなければわからない」というものであった。その論理からして、どうして「統一公判を行なう考えはない」と明言できるのか、ここにも統一公判によって、われわれの正当性と政府の不当性を明らかにされることを恐れる行政権力となれあって、真実と正義を隠ぺいする小野裁判長の腐敗した姿がさらけだされている。

現在の東京地裁とりわけ刑事六部小野裁判長はかくも腐敗堕落しているのである。このような裁判官にたいする怒りが広汎な市民の間でまきおこっていると聞く。

われわれ四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団は、このような市民と連帯して、断固統一公判獲得のために闘う決意を表明するとともに、小野裁判長の暴挙を強く糾弾するものである。

一九七〇年一〇月二〇日

四・二八破防法・沖縄闘争統一被告団事務局
代表　田中　和明

東京地方裁判所刑事第六部
小野幹雄裁判長　殿

破防法研究
バック・ナンバー

■8号
破防法裁判を闘うにあたって　井上正治
意見表明　久保井拓三・青木　忠
破防法公判傍聴記(二)　浅田光輝
「五月革命」以後 I　編集部
フランス革命的左翼の闘い　G・ベルジャ
日米共同声明とジョンソン証言　中谷純二
侵略と教育　川原哲三
強制連行――朝鮮人労働者の問い　雨宮浩一

■7号
意見表明　破防法公判にあって　井上正治
本多延嘉・さらぎ徳二・藤原慶久
破防法公判傍聴記(一)　浅田光輝
これが自衛隊だ　横須賀自衛隊　林田　守
革命党建設か解党主義か　田川和夫
第一次共産党前後　高津正道
アメリカに何が起こっているのか　雪山慶正
両大戦間における日米関係　川村　明

創刊号（品切れ）2号～8号（在庫あり）各200円（2号は150円）に送料50円をそえて振替で申し込みください
破防法研究会
（振替　東京 24666）

編集後記

■一一月四日、本多延嘉氏ら五名の破防法被告の保釈許可の知らせを聴き、編集室は歓声でつつまれた。しかし、喜びも東京地検の準抗告とその意を忠実に実行した地裁刑事二五部の守谷芳裁判長によってぶち壊されてしまった。彼らには、血も涙もないのだろうか。本多氏をはじめとする五被告を一年半以上も東拘に押し込めておきながら、さらに勾留を続けるというのだ。久保井氏は胸を患らい、青木氏も歯が悪いと聞く。夏はむし風呂の如く、冬は冷凍室のように寒い拘置所に一年半余りも入れられ、日光にあたらねば、体が悪くなるのも当然である。

■公判廷で看守を両側に配置し、被告の防禦権を踏みにじり裁判闘争への準備を妨害するなどの悪辣な攻撃と長期勾留をなんとしても打ち破らねばならない。権力の手中で屈辱的生活を強いられていることを思うと、なおさらである。被告の全員の年内奪還を目標に、被告・弁護団・「支える会」と一体となった被告奪還闘争と巨額の保釈金カンパを集めきることが急務である。（なお、保釈金カンパは、四・二八破防法被告団事務局へ）

■〃三里塚・激闘の三日間〃は、九月三〇日からの三日間の第三次強制立入測量阻止闘争の生々しい記録であり、農民の荒々しい闘いの息吹きと闘魂を伝えるものと思う。土地強奪法＝特措法の強権発動を前に、ますます意気健昂としている姿に、特措法＝強権発動粉砕の力が確固として存在することを知る。また、三里塚を頂点とする北富士、日本原、砂川、長沼の闘いの発展と連帯の強化は、日本全農民の決起の近いことを知らせる。なお、北富士の闘争を掲載する予定でしたが、米軍演習実力阻止闘争のさなかで多忙で原稿が間に合わず、掲載できませんでしたが、後日を期したいと思う。

■在日朝鮮人の国籍書換え要求運動の経過は、日帝のアジア侵略体制構築の野望を鋭く照らしだしている。「国籍選択の自由」という当然の要求が在日朝鮮人にとっては、〃生命〃を賭けた闘いであることを知る。安易な連帯を許さぬ、厳しさと重さをもっている。在日朝鮮人の歴史的・現実的存在に無知、無自覚であることは、自己を民族排外主義の堕落から解き放つ決定的契機を失うことになる。在日朝鮮人の置かれている状況を徹底的に知りつくすことをはじめとして、彼らの闘いに学び、抑圧民族としてある帝国主義本国の労働者階級人民の任務を自覚し、「日帝のアジア侵略への全面的再編成」にたいし闘うことが要請されている。次号は、一月中旬発行の予定で、沖縄返還協定粉砕・調印阻止にむけて、プロレタリア独裁論、アラブ、イスラエル問題、歴史の証言「労農弁護士団事件」等を予定している。

（S）

破防法研究　第九号
一九七〇年十一月二十五日発行
東京都港区新橋二―八―一六
新橋石田ビル　小長井合同法律事務所
（〇三）五〇三―五八五八
大阪市北区木幡町一七
高橋ビル西四号館　大阪合同法律事務所
（〇六）三六二―七五四一
編集・発行　破防法研究会
振替　東京二四六六

破防法と闘う講演集会
一二月一六日（水）午後六時
九段会館（東京）
講演　猪俣　浩三（元衆院法務委員）
羽仁　五郎（元参院法務委員）

前進社　東京都豊島区東池袋2―62―9
☎(03)984―8651振替東京88857

前進縮刷版

第五巻（69年版）好評発売中！

1・18、19東大安田決戦と全国大学闘争の爆発、4・28沖縄奪還闘争と破防法発動、沖縄現地の高揚と11月決戦……激動の69年をこの一冊に再現！　鮮明なオフセット印刷・堅牢な製本！

菊倍判244頁　**定価一二〇〇円**（〒100円）

●既刊／第一巻（59～63）二〇〇〇円／第三巻（66～67）一三〇〇円／第四巻（68）一〇〇〇円

前進

日本革命運動の新時代をひらく
闘う労働者の新聞

週刊／月曜日発行／定価一部六頁五〇円／購読料半年千五百円一年三千円（〒共）

●革命的共産主義者同盟全国委員会機関紙

闘争と弁護

闘争、弁護、救援のための実践誌　¥300（〒共）

九―一〇月号〈黙秘の思想と意義〉
黙秘権の確立のために……葉山岳夫
黙秘の思想を復権せよ……沖山次郎
氏名の黙秘　弁護人選任権との関係……近藤　勝
資料・氏名黙秘による弁護人選任の効力（判例1～10）
闘争と弁護七月号差入不許可領置に対する獄中の闘い
一一・九沖縄泊港強行上陸闘争（那覇地裁判決　入管令違反起訴状）

七月号〈監獄法の今日的問題点〉
未決勾留についてのリポート……古瀬駿介
代用監獄について……久保田康史
東拘新聞記事削除事件訴訟……古瀬駿介
被告人と一般人との接見……近藤　勝
懲罰に対する闘い……川端和治
懲罰に関する部内関係資料／公判ノート携行に関する獄中からの報告／監獄法（抜粋）
呉米軍弾薬輸送列車阻止闘争無罪判決（解説・奥津亘）

六月号〈秘密交通権の確立のために〉
実戦のための報告……小泉征一郎
具体的指定の動向と展望……中山雄介
資料・一般的指定に関する判例（1～49）

《連載》　一〇、一一月闘争公判関係資料

闘争と弁護刊行会　東京都港区新橋2―8―16新橋石田ビル　小長井法律事務所　振替　東京95071

三一書房 東京神田駿河台2

決議・方針・闘争日誌——原資料を蒐集・整理

反戦と真理の探究に生きた戦後青春の栄光と悲惨の証言！

資料戦後学生運動

■三一書房編集部編／各3000円

全8巻 完結！

第1巻／1945～1949 教育復興闘争、全学連結成、大学法反対闘争
第2巻／1950～1952 レッド・パージ反対闘争～全学連第一回拡大中央委
第3巻／1952～1955 破防法反対闘争～六全協
第4巻／1956～1958 教育三法・小選挙区制反対闘争～全学連13回大会
第5巻／1959～1961 安保闘争
第6巻／1961～1964 政防法闘争～日韓条約反対闘争
第7巻／1964～1967 早大授業料値上反対闘争～羽田闘争
別巻／年表・参考文献目録・実態調査・未収録資料ほか

高校教師に何ができるか

教育体制への組織的告発であった「学園紛争の嵐」が去った今、なにひとつ解決されぬ「学校教育」がなにごともなかったかのように人間の差別への構造の上に生きつづけている。学園闘争の告発を、自己への告発として受けとめて苦吟する高校教師に何が可能か。その展望を現場から追求■三浦泰生著／三一新書・320円

定価 200円